

平成22年

上砂川町議会会議録

第1回 定例会
予算特別委員会

上砂川町議会

平成22年上砂川町議会（第1回定例会）会議録目次

第1号（3月9日）

議事日程	7
会議録署名議員	8
開会の宣告	8
開議の宣告	8
会議録署名議員指名について	8
会期決定について	8
諸般の報告	8
高橋成和議員の空知中部広域連合議会第1回定例会結果報告	8
高橋成和議員の第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告	9
副議長の中空知広域市町村圏組合議会第1回定例会結果報告	9
議長の第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会臨時会結果報告	9
議長の石狩川流域下水道組合議会第1回定例会結果報告	10
例月出納検査結果報告（12・1・2月分）	10
町長行政報告	10
教育長教育行政報告	10
議案第5号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	10
議案第6号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について	12
議案第7号 上砂川町奥沢パークゴルフ場設置条例の一部を改正する条例制定について	13
議案第8号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について	14
議案第9号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について	14
議案第10号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について	14
議案第11号 空知教育センター組合理約の変更について	15
議案第12号 平成21年度上砂川町一般会計補正予算（第8号）	16
議案第13号 平成21年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）	22
議案第14号 平成21年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	23
議案第15号 平成21年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）	25
議案第16号 平成21年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第2号）	25
議案第17号 平成21年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第3号）	27
議案第18号 平成21年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）	28
議案第19号 平成21年度上砂川町水道事業会計補正予算（第2号）	28
追加日程について	30
議案第29号 各学校施設耐震補強・中学校大規模改修工事請負契約締結について（原案可決）	30

散会の宣告	3 2
-------	-----

第 2 号 (3月10日)

議事日程	3 4
会議録署名議員	3 5
開議の宣告	3 5
会議録署名議員指名について	3 5
議案第 5号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について (原案可決)	3 5
議案第 6号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について (原案可決)	3 5
議案第 7号 上砂川町奥沢パークゴルフ場設置条例の一部を改正する条例制定について (原案可決)	3 5
議案第 8号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について (原案可決)	3 5
議案第 9号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について (原案可決)	3 5
議案第10号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について (原案可決)	3 5
議案第11号 空知教育センター組合理約の変更について (原案可決)	3 5
議案第12号 平成21年度上砂川町一般会計補正予算 (第8号) (原案可決)	3 5
議案第13号 平成21年度上砂川町国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第1号) (原案可決)	3 5
議案第14号 平成21年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) (原案可決)	3 5
議案第15号 平成21年度上砂川町土地開発造成事業特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第1号) (原案可決)	3 5
議案第16号 平成21年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算 (第2号) (原案可決)	3 5
議案第17号 平成21年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算 (第3号) (原案可決)	3 5
議案第18号 平成21年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算 (第3号) (原案可決)	3 5
議案第19号 平成21年度上砂川町水道事業会計補正予算 (第2号) (原案可決)	3 5
議案第20号 平成22年度上砂川町一般会計予算	3 9
議案第21号 平成22年度上砂川町国民健康保険特別会計 (事業勘定) 予算	3 9
議案第22号 平成22年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算	3 9
議案第23号 平成22年度上砂川町土地開発造成事業特別会計 (事業勘定) 予算	3 9
議案第24号 平成22年度上砂川町立診療所事業特別会計予算	3 9
議案第25号 平成22年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算	3 9
議案第26号 平成22年度上砂川町土地取得事業特別会計予算	3 9
議案第27号 平成22年度上砂川町下水道事業特別会計予算	3 9
議案第28号 平成22年度上砂川町水道事業会計予算	3 9

予算特別委員会設置及び付託について	48
休会について	49
散会の宣告	49

第 3 号 (3月17日)

議事日程	51
会議録署名議員	51
開議の宣告	51
会議録署名議員指名について	51
一般質問	52
予算特別委員会委員長報告	52
議案第20号 平成22年度上砂川町一般会計予算(原案可決)	52
議案第21号 平成22年度上砂川町国民健康保険特別会計(事業勘定)予算(原案可決)	52
議案第22号 平成22年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算(原案可決)	52
議案第23号 平成22年度上砂川町土地開発造成事業特別会計(事業勘定)予算(原案可決)	52
議案第24号 平成22年度上砂川町立診療所事業特別会計予算(原案可決)	52
議案第25号 平成22年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算(原案可決)	52
議案第26号 平成22年度上砂川町土地取得事業特別会計予算(原案可決)	52
議案第27号 平成22年度上砂川町下水道事業特別会計予算(原案可決)	52
議案第28号 平成22年度上砂川町水道事業会計予算(原案可決)	52
調査第1号 所管事務調査について(許可)	54
追加日程について	54
意見書案第1号 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取組を求める意見書(原案可決)	55
意見書案第2号 農業農村整備事業の予算確保に関する意見書(原案可決)	55
意見書案第3号 政治とカネの疑惑究明と企業・団体献金の禁止を求める意見書(原案可決)	56
意見書案第4号 介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書(原案可決)	56
意見書案第5号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書(原案可決)	57
意見書案第6号 「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(原案可決)	57
閉会の宣告	58

平成22年第1回定例会予算特別委員会

第 1 号 (3月15日)

議事日程	60
委員長あいさつ	60

開会の宣告	6 0
開議の宣告	6 0
町長あいさつ	6 0
予算特別委員会の日程について	6 1
予算審査の方法について	6 1
予算審査資料の提出について	6 2
その他の関係について	6 2
議案第20号 平成22年度上砂川町一般会計予算（原案可決）	6 2
散会の宣告	8 8

第 2 号（3月16日）

議事日程	9 0
開議の宣告	9 0
議案第21号 平成22年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算（原案可決）	9 0
議案第22号 平成22年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算（原案可決）	9 1
議案第23号 平成22年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）予算（原案可決）	9 3
議案第24号 平成22年度上砂川町立診療所事業特別会計予算（原案可決）	9 3
議案第25号 平成22年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算（原案可決）	9 5
議案第26号 平成22年度上砂川町土地取得事業特別会計予算（原案可決）	9 9
議案第27号 平成22年度上砂川町下水道事業特別会計予算（原案可決）	1 0 0
議案第28号 平成22年度上砂川町水道事業会計予算（原案可決）	1 0 2
閉会の宣告	1 0 4
出席議員	1 0 5
説明のため出席した者	1 0 6
事務局職員出席者	1 0 6

第 1 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

平成 2 2 年

上砂川町議会第 1 回定例会会議録（第 1 日）

3 月 9 日（火曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会
午後 零時 0 7 分 散 会

○議事日程 第 1 号

- | | |
|--|--|
| 第 1 会議録署名議員指名について | 第 9 条例制定について
議案第 8 号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について |
| 第 2 会期決定について
3 月 9 日～3 月 1 7 日
9 日間 | 第 1 0 議案第 9 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について |
| 第 3 諸般の報告 | 第 1 1 議案第 1 0 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について |
| 1) 議会政務報告 | 第 1 2 議案第 1 1 号 空知教育センター組合規約の変更について |
| 2) 空知中部広域連合議会第 1 回定例会結果報告（高橋議員） | 第 1 3 議案第 1 2 号 平成 2 1 年度上砂川町一般会計補正予算（第 8 号） |
| 3) 第 1 回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告（高橋議員） | 第 1 4 議案第 1 3 号 平成 2 1 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号） |
| 4) 中空知広域市町村圏組合議会第 1 回定例会結果報告（副議長） | 第 1 5 議案第 1 4 号 平成 2 1 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） |
| 5) 第 1 回中・北空知廃棄物処理広域連合議会臨時会結果報告（議長） | 第 1 6 議案第 1 5 号 平成 2 1 年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号） |
| 6) 石狩川流域下水道組合議会第 1 回定例会結果報告（議長） | 第 1 7 議案第 1 6 号 平成 2 1 年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 7) 例月出納検査結果報告
（1 2 ・ 1 ・ 2 月分） | 第 1 8 議案第 1 7 号 平成 2 1 年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第 3 号） |
| 第 4 町長行政報告 | 第 1 9 議案第 1 8 号 平成 2 1 年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号） |
| 第 5 教育長教育行政報告 | 第 2 0 議案第 1 9 号 平成 2 1 年度上砂川 |
| 第 6 議案第 5 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について | |
| 第 7 議案第 6 号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について | |
| 第 8 議案第 7 号 上砂川町奥沢パークゴルフ場設置条例の一部を改正する | |

町水道事業会計補正予算（第2号）
※ 議案第5号～第19号までは、
提案理由・内容説明までとする。

（追加日程）

第21 議案第29号 各学校施設耐震補強
・中学校大規模改修工事請負契約締
結について
※ 質疑・討論・採決とする。

○会議録署名議員

8番	横	溝	一	成
9番	柳	川	暉	雄

◎開会の宣告

○議長（堀内哲夫） おはようございます。ただいまの出席議員は9名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成22年第1回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、8番、横溝議員、9番、柳川議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎会期決定について

○議長（堀内哲夫） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から

3月17日までの9日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月17日までの9日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

◎諸般の報告

○議長（堀内哲夫） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会政務報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付しておりますので、ごらんになっていただき、報告にかえさせていただきます。

次、空知中部広域連合議会第1回定例会結果報告と第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告について、高橋議員。

○5番（高橋成和） 空知中部広域連合議会について。

標記の件につき、平成22年空知中部広域連合議会第1回定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時につきましては、平成22年2月22日月曜日午前10時から、場所は空知中部広域連合広域介護予防支援センター世代間交流室です。

議件についてですが、議案第1号 平成21年度空知中部広域連合一般会計補正予算（第2号）。議案第2号 平成21年度空知中部広域連合介護保険事業会計補正予算（第2号）。議案第3号 平成21年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計補正予算（第2号）。議案第4号 平成21年度空知中部広域連合老人保健特別会計補正予算（第2号）。議案第5号 平成21年度空知中部広域連合障害支援事業会計補正予算（第2号）。議案第6号 平成22年度空知中部広域連合一般会計予算について。議案第7号 平成22年度空知中部広域連

合介護保険事業会計予算について。議案第8号 平成22年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計予算について。議案第9号 平成22年度空知中部広域連合老人保健特別会計予算について。議案第10号 平成22年度空知中部広域連合障害支援事業会計予算について。議案第11号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。議案第12号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について。議案第13号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について。

結果でございますが、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

以上でご報告を終わります。

続きまして、砂川地区保健衛生組合議会について。

標記の件につき、平成22年第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時でございますが、平成22年3月5日金曜日午前10時から、場所は砂川市役所議会委員会室でございます。

議件につきましては、議案第1号 平成22年度砂川地区保健衛生組合会計予算。議案第2号 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部変更について。報告第1号 例月出納検査報告。

慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

なお、資料につきましては事務局に保管しておりますので、ご報告いたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 次、中空知広域市町村圏組合議会第1回定例会結果報告について、水谷副議長。

○副議長（水谷寿彦） ご報告いたします。

平成22年中空知広域市町村圏組合議会第1回定例会が去る平成22年2月26日午前10時より滝川市総合福祉センターにおいて開催されました。

議件につきましては、議案第1号 中空知広域

市町村圏組合職員定数条例の一部を改正する条例。議案第2号 平成22年度中空知広域市町村圏組合一般会計予算。議案第3号 平成22年度中空知広域市町村圏組合交通災害共済特別会計予算。議案第4号 平成22年度中空知広域市町村圏組合交通遺児奨学事業特別会計予算。議案第5号 平成22年度中空知広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金事業特別会計予算。議案第6号 滝川市ほか5組合の公平委員会共同設置規約の変更について。議案第7号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について。

結果につきまして、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

なお、詳細につきましては事務局に保管しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 次、第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会臨時会結果報告並びに石狩川流域下水道組合議会第1回定例会結果報告につきましては、私のほうからご報告いたします。

中・北空知廃棄物処理広域連合議会について。

標記の件につきましては、平成22年第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会臨時会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時でございますが、平成22年2月24日午後3時半より、歌志内市公民館において。

議件でございます。選挙第1号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議長の選挙について。選挙第2号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会副議長の選挙について。議案第6号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会会議規則。議案第7号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会傍聴規則。選挙第3号 中・北空知廃棄物処理広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について。議案第4号

中・北空知廃棄物処理広域連合監査委員の選任について。議案第1号 平成22年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計予算。議案第2号 中・北空知廃棄物処理広域連合が設置する一般廃棄

物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧の
手続等に関する条例。議案第3号 滝川市条例の
準用に関する条例の一部を改正する条例。議案第
5号 滝川市ほか5組合の公平委員会設置規約の
変更について。議案第8号 中・北空知廃棄物処
理広域連合議会定例会条例。議案第9号 中・北
空知廃棄物処理広域連合議員等の議員報酬等
及び費用弁償に関する条例。議案第10号 滝川市
条例の準用に関する条例の一部を改正する条例。
議案第11号 中・北空知廃棄物処理広域連合長の
専決処分事項の指定について。報告第1号 専決
処分について（平成21年度中・北空知廃棄物処理
広域連合一般会計予算）。報告第2号 専決処分
について（中・北空知廃棄物処理広域連合公告式
条例）。報告第3号 専決処分について（中・北
空知廃棄物処理広域連合事務局設置条例）。報告
第4号 専決処分について（中・北空知廃棄物処
理広域連合職員定数条例）。報告第5号 専決処
分について（中・北空知廃棄物処理広域連合職員
の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例）。報
告第6号 専決処分について（滝川市条例の準用
に関する条例）。報告第7号 専決処分について
（指定金融機関の指定について）。

以上、慎重審議の結果、各議案とも全会一致原
案のとおり可決されました。

引き続き石狩川流域下水道議会についてご報告
いたします。

平成22年石狩川流域下水道議会第1回定例会が
下記のとおり開催されましたので、ご報告いたし
ます。

日時ですが、平成22年2月25日午後1時より滝
川市総合福祉センター。

議件でございます。報告第1号 例月現金出納
検査報告について。議案第1号 平成22年度石狩
川流域下水道組合一般会計予算。議案第2号 滝
川市ほか5組合の公平委員会共同設置規約の変更
について。議案第3号 北海道市町村職員退職手
当組合規約の変更について。

以上、慎重審議の結果、各議件とも全会一致原
案のとおり可決されました。

以上でございます。

次、例月出納検査報告を行います。

本件につきましては、お手元に配付の報告書の
12、1、2月分のとおりでありますので、ごらん
いただき、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長行政報告

○議長（堀内哲夫） 日程第4、町長の行政報告
を行います。町長。

○町長（加賀谷政清） 町長行政報告を申し上げ
ます。

今回報告いたします平成21年第4回定例会から
本定例会までの町政執行上の事項について、特に
申し上げる事項がありませんが、その他町内外の
行事、会議などについてはお手元に配付の行政報
告書のとおりでありますので、お目通しいただき、
町長行政報告とさせていただきます。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 以上で町長の行政報告を終
わります。

◎教育長教育行政報告

○議長（堀内哲夫） 日程第5、教育長の教育行
政報告を行います。教育長。

○教育長（勝又 寛） 教育行政報告を申し上げ
ます。

平成21年12月の第4回定例会以降の町内外の会
議、行事等につきましては、お手元に配付してお
ります報告書により報告をさせていただきます。

特に報告することがございませんので、以上で
教育行政報告とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） 以上で町長の行政報告並び
に教育長の教育行政報告を終わります。

◎議案第5号

○議長（堀内哲夫） 日程第6、議案第5号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第5号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由を申し述べますので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、一般職の職員の処遇改善を講ずるに当たり、行財政改革に係る給与の削減内容を見直すものであります。

以下、内容の説明につきましては総務企画課長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林総務企画課長。

○総務企画課長（林 智明） ご指示によりまして議案第5号について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、現在取り組んでおります行財政改革のうち、一般職の職員の給与にかかわります独自削減分の削減内容について見直しを行うものでございます。

行財政改革においては、議員各位を初め町民の皆さんの深いご理解のもと現在まで進めてきており、人件費削減を中心とした行財政改革により財政健全化団体の指定回避ができ、当面単独での財政運営にも一定の道筋を立てることができたところであります。改革の中心であります一般職の職員の給料独自削減につきましては、平成16年より実施し、平成19年からは約2年間20%の削減を行い、以降これまで段階的に削減幅を縮小し、現在14.8%まで復元したところであります。平成21

年4月1日現在、ラスパイレス指数は78.8と全国自治体で5番目、全道では夕張に次ぐ2番目に低い水準となっており、依然厳しい状況の中、職員個々が生計を維持している状況にあります。もとより今後も手綱を緩めることなく行財政改革を進める所存ですが、一方においてはかかる一般職の生活給をわずかでも改善する方向も模索せねばならず、給料に関しまして本年4月より4.8%復元し、議員各位と同等の10%の削減といたしたく関係条例の一部を改正するものであります。なお、今回の改正とあわせて嘱託職員並びに介護職員の処遇改善も行うものであります。

処遇改善の内容につきましてご説明いたします。資料ナンバー15をご参照願いたいと思います。

1の一般職の職員の給料につきましては、ただいまご説明申し上げたとおりであります。

2の嘱託職員の処遇改善につきましては、本庁、学校に所属する6名の嘱託職員について現行1カ月の期末手当を0.5カ月分上乘せし、1.5カ月分とするものであります。

3の福祉医療センターに勤務する介護職員につきましては、介護報酬が加算される介護福祉士の有資格者の確保を図るため処遇改善を行うものであります。裏面をご参照願いたいと思います。①の欄をごらんいただきたいと思います。現在介護福祉士の資格を持つ月額報酬の嘱託職員は、現行給料月額13万6,200円、期末手当2カ月、夜勤手当年間平均16万6,000円で、年収207万2,800円となっておりますが、改定後は給料月額を介護報酬の改定率に合わせまして3%引き上げ、給料月額を14万円、世帯主につきましては1万円を加算し、期末手当と夜勤手当は現行同様とし、新たに介護福祉士の有資格者に資格手当として月額8,000円を支給するもので、資格手当については平成23年度までの国の制度であります介護職員処遇改善交付金を活用することから、2カ年に限り支給するものであります。これらの改善により年収で現行より14万9,200円増の222万2,000円となるもので、

該当者は単身者1名、世帯主1名、合計2名で、所要経費につきましては29万8,400円となるものであります。

②は、介護福祉士の資格を持つ日額賃金の臨時職員で、現行給料月額が夜勤手当を含め平均14万円となっており、期末手当は支給していないことから年収168万となっておりますが、改正後は現行の日額賃金から月額給料とし、手当も含め①同様の処遇に改善するものであります。これにより年収で現行より54万2,000円増の222万2,000円となるもので、該当者は単身者4名、世帯主1名、合計5名で、所要経費は271万円となるものであります。

③につきましては、介護福祉士の資格のない日額の臨時職員で、現行の処遇は②と同様であります。改正後はこれまで支給していなかった期末手当について処遇改善交付金を活用して2カ年に限り年間6万円支給するものであります。これにより年収で現行より6万円増の174万円となるもので、該当者は15名で、所要経費は90万円となるものであります。

なお、資格手当につきましては、正職員にも2カ年に限り支給するもので、該当者は6名となっております。

これらの処遇改善に要する経費につきましては、社会保険料等も含め合計で489万5,400円となるものであります。

以上で処遇改善内容の説明を終わらせていただきますが、今後も将来的な財政推計を十分に見据え、その時々に応じた改革の見直しを考えてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

それでは、本文に入らせていただきます。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年上砂川町条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「100分の15の範囲で別に定める

率」を「100分の10」に改める。

附則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で内容の説明を終わります。

◎議案第6号

○議長（堀内哲夫） 日程第7、議案第6号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第6号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由を申し述べますので、ご審議賜りますようお願いをいたします。

上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由としては、新たに肝臓機能障害を身体障害の認定基準に追加する身体障害者福祉法施行令等の一部改正に伴い、関係規定を整備するため本条例の一部を改正するものであること。

以下、内容の説明につきましては総務企画課長からいたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林総務企画課長。

○総務企画課長（林 智明） それでは、ご指示によりまして議案第6号について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、身体障害の認定基準に新たに肝臓の機能障害を加える身体障害者福祉法施行

令などの改正によるものであります。

重度心身障害者医療費助成の対象者は、身体障害者1級、または2級のほか、3級のうち心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸の機能障害及び免疫不全の疾患等を有する方ではありますが、こうした内臓疾患に新たに肝臓の機能障害が平成22年4月から加えられることから本条例においても同様に追加するもので、施行期日は平成22年4月1日であります。

それでは、本文に入らせていただきます。上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成6年上砂川町条例第31号）の一部を次のように改定する。

第2条第1項第1号中「免疫の」を「免疫若しくは肝臓の」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後の療養の給付費等に係る助成及び支給について適用し、同日前の療養の給付費等に係る助成及び支給については、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で内容の説明を終わります。

◎議案第7号

○議長（堀内哲夫） 日程第8、議案第7号 上砂川町奥沢パークゴルフ場設置条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第7号 上砂川町奥沢パークゴルフ場設置条

例の一部を改正する条例制定について、提案理由を申し述べますので、ご審議賜りますようお願いをいたします。

上砂川町奥沢パークゴルフ場設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由としては、現行の町内、町外使用料の区分を廃止し、町外利用者の集客増員を図るよう本条例の一部を改正するものである。

以下、内容の説明につきましては総務企画課長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林総務企画課長。

○総務企画課長（林 智明） それでは、ご指示によりまして議案第7号について内容の説明をいたします。

奥沢パークゴルフ場は、平成9年度に高齢者の生きがい、勤労者のリフレッシュ及び世代間における触れ合いの場として開設したものであります。本コースは、起伏に富んだ山岳コースとして人気があり、町内はもとより町外からも多くの愛好者が訪れております。昨年の利用状況につきましては、町内利用者4,696人、町外利用者1,118人の合計5,814人で、前年度対比594人の増となっておりますが、近隣市町での施設拡充整備などにより町外利用者が年々減少しており、この対策として現行の町内、町外使用料の区分を廃止し、町内使用料に統一する中で町外からの集客増を図るため条例の一部を改正するものであります。

改正内容でありますがお手元に配付しております資料ナンバー1をご参照願いたいと思います。1の改正理由につきましては、ただいま申し上げたとおりでございます。

2の現行の使用料につきましては、それぞれ町内、町外で区分しておりますが、これを3に記載のとおり、町内使用者、町外使用者の区分を廃止し、すべて町内料金に統一するもので、これによ

り1日券の小中学生の使用料は100円、それ以外の者は200円となるものであります。また、シーズン券につきましても町内使用者の使用料である6,000円とするもので、平成22年4月1日より施行するものであります。

それでは、本文に入らせていただきます。上砂川町奥沢パークゴルフ場設置条例の一部を改正する条例。

上砂川町奥沢パークゴルフ場設置条例（平成10年上砂川町条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表（第4条関係）を次のように改める。

区分、使用料。小学校の児童及び中学校の生徒、1日券、100円。上記以外の者（未就学児を除く）、1日券、200円、シーズン券、6,000円。用具使用料、200円。

附則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で内容の説明を終わります。

◎議案第8号 議案第9号 議案第10号

○議長（堀内哲夫） 次、日程第9、議案第8号から日程第11、議案第10号については、関連性がありますので、一括議題とし、提案理由並びに内容の説明を求めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、日程第9、議案第8号 北海道市町村職員退職手当組規約の変更について、日程第10、議案第9号 北海道市町村総合事務組規約の変更について、日程第11、議案第10号 北海道町村議会議員公務災害補償等組規約の変更について一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま一括上程されま

した議案第8号、第9号、第10号について提案理由を申し述べますので、ご審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

初めに、議案第8号 北海道市町村職員退職手当組規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組規約を次のとおり変更する。

提案理由としては、胆振西部衛生組合及び網走支庁管内町村交通災害共済組合が解散脱退することにより規約の一部を変更するものであること。

次に、議案第9号 北海道市町村総合事務組規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組規約を次のとおり変更する。

提案理由は、胆振西部衛生組合、網走支庁管内町村交通災害共済組合及び留萌広域行政組合が解散脱退並びに留萌市外2町衛生センター組合の名称を変更することにより規約の一部を変更するものであること。

次、議案第10号 北海道町村議会議員公務災害補償等組規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合の規約を次のとおり変更する。

提案理由としては、胆振西部衛生組合、釧路広域市町村圏事務組合及び留萌広域行政組合の解散脱退、留萌市外2町衛生センター組合が団体の名称を変更することにより規約の一部を変更するものであること。

以下、内容の説明につきましては総務企画課長からいたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林総務企画課長。

○総務企画課長（林 智明） ご指示によりまして議案第8号、議案第9号及び議案第10号について一括して内容の説明をいたします。

このたびの議案は、地方自治法第286条第1項の規定に基づく一部事務組合の規約の変更に関するもので、改正内容は構成組合の解散脱退及び名称の変更によるものであります。

内容につきましては、3組合においてそれぞれが提案理由にございますとおり、胆振西部衛生組合、網走支庁管内町村交通災害共済組合、留萌広域行政組合、釧路広域市町村圏事務組合が解散脱退し、また留萌市外2町衛生センター組合が名称変更し、留萌南部衛生組合となることに伴い、それぞれの規約の一部を変更、整理するもので、構成する自治体において議決の後、おのおの組合において規約変更に関する総務大臣の許可を得るものであります。

それでは、本文に入らせていただきます。北海道市町村職員退職手当組規約の一部を改正する規約。

北海道市町村職員退職手当組規約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように改正する。

別表（網走）の項中「網走支庁管内町村交通災害共済組合」を削り、同表（胆振）の項中「胆振西部衛生組合」を削る。

附則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

続きまして、議案9号の本文に入らせていただきます。北海道市町村総合事務組規約の一部を改正する規約。

北海道市町村総合事務組規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように改正する。

別表第1（第2条関係）留萌支庁の項中「留萌支庁（14）」を「留萌支庁（13）」に、網走支庁

の項中「網走支庁（24）」を「網走支庁（23）」に、胆振支庁の項中「胆振支庁（14）」を「胆振支庁（13）」に改め、市町村・一部事務組合及び広域連合欄中「留萌広域行政組合」「網走支庁管内町村交通災害共済組合」「胆振西部衛生組合」を削り、「留萌市外2町衛生センター組合」を「留萌南部衛生組合」に改める。

別表第2（第3条関係）第9項の共同処理する団体欄中「留萌広域行政組合」「網走支庁管内町村交通災害共済組合」「胆振西部衛生組合」を削り、「留萌市外2町衛生センター組合」を「留萌南部衛生組合」に改める。

附則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

続きまして、議案第10号に入らせていただきます。北海道町村議会議員公務災害補償等組規約の一部を改正する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組規約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように改正する。

別表第1中「胆振西部衛生組合」「釧路広域市町村圏事務組合」及び「留萌広域行政組合」を削り、「留萌市外2町衛生センター組合」を「留萌南部衛生組合」に改める。

附則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 内容の説明を終わります。

以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

○議案第11号

○議長（堀内哲夫） 次、日程第12、議案第11号空知教育センター組規約の変更について議題

といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第11号 空知教育センター組合理約の変更について、提案理由を申し述べますので、ご審議賜りますようお願いいたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、空知教育センター組合理約を次のとおり変更する。

提案理由としては、北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例の施行に伴う支庁名の変更並びに幌加内町の脱退により規約の一部を変更するものであること。

以下、内容の説明につきましては総務企画課長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林総務企画課長。

○総務企画課長（林 智明） それでは、ご指示によりまして議案第11号について内容の説明をいたします。

このたびの規約の変更は、北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例が4月1日に施行するに伴い支庁名を改めるとともに、幌加内町が本年3月31日をもって空知教育センター組合を脱退することから規約の一部を変更するものであります。

変更の内容につきましては、現行規約の第1条で所管区域は空知支庁と規定されておりますが、これを空知総合振興局に改め、規約第3条の組合組織から幌加内町を削除するものであります。このことから、組合を組織する構成市町の数が23市町から22市町となり、さらに議員定数につきましても25人から24人となるもので、それぞれ関係条項を改めるものであります。

なお、今回の規約の変更は、地方自治法の規定に基づき構成市町の議会議決を要することから、加盟市町が3月議会に提案し、議会の議決を

経た後、組合において知事の許可を得るものであります。

それでは、本文に入らせていただきます。空知教育センター組合理約の一部を改正する規約。

空知教育センター組合理約（昭和43年4月26日地方第691号指令）の一部を次のように改正する。

第1条中「空知支庁」を「空知総合振興局」に改める。

第3条中「、沼田町及び幌加内町」を「及び沼田町」に改める。

第4条ただし書、第8条及び第15条第2項第3号中「23市町」を「22市町」に改める。

第6条第1項中「25人」を「24人」に改める。

附則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で内容の説明を終わります。

◎議案第12号

○議長（堀内哲夫） 日程第13、議案第12号 平成21年度上砂川町一般会計補正予算（第8号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第12号 平成21年度上砂川町一般会計補正予算（第8号）について、提案理由を申し述べますので、ご審議賜りますようお願いをいたします。

本文をご参照願います。平成21年度上砂川町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,725万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億5,780万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

平成22年3月9日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明は総務企画課参事からいたしますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長(堀内哲夫) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。奥山総務企画課参事。

○総務企画課参事(奥山光一) それでは、議案ご指示によりまして第12号について内容の説明をいたします。

2ページをお開きいただきます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款町税44万8,000円の追加で、1億7,044万6,000円となります。

1項町民税337万2,000円の追加で、8,345万1,000円となります。

2項固定資産税292万4,000円の減額で、5,316万1,000円となります。

2款地方譲与税165万5,000円の追加で、1,565万5,000円となります。

3項地方道路譲与税165万5,000円の追加で、215万5,000円となります。

8款地方特例交付金137万6,000円の追加で、237万6,000円となります。

1項地方特例交付金、同額であります。

9款地方交付税2億112万3,000円の追加で、15億3,112万3,000円となります。

1項地方交付税、同額であります。

11款分担金及び負担金119万円の追加で、1,163万4,000円となります。

1項負担金、同額であります。

12款使用料及び手数料570万円の減額で、2億515万8,000円となります。

1項使用料570万円の減額で、1億7,810万2,000円となります。

13款国庫支出金7,059万8,000円の追加で、6億3,901万8,000円となります。

1項国庫負担金98万9,000円の追加で、7,984万9,000円となります。

2項国庫補助金6,960万9,000円の追加で、5億5,786万8,000円となります。

14款道支出金738万9,000円の減額で、1億1,499万6,000円となります。

1項道負担金83万8,000円の減額で、6,767万1,000円となります。

2項道補助金640万9,000円の減額で、3,583万1,000円となります。

3項道委託金14万2,000円の減額で、1,149万4,000円となります。

15款財産収入221万円の追加で、2,262万円となります。

1項財産運用収入71万円の追加で、2,108万9,000円となります。

2項財産売払収入150万円の追加で、153万1,000円となります。

16款寄附金490万4,000円の追加で、491万5,000円となります。

1項寄附金、同額であります。

17款繰入金4,197万9,000円の追加で、6,737万9,000円となります。

2項特別会計繰入金4,197万9,000円の追加で、4,197万9,000円となります。

18款諸収入398万9,000円の減額で、2億5,812万2,000円となります。

3項貸付金元利収入250万円の減額で、1,111万6,000円となります。

5項雑入148万9,000円の減額で、2億4,638万6,000円となります。

19款町債80万円の減額で、2億1,400万3,000円となります。

1項町債、同額であります。

20款繰越金964万5,000円の追加で、6,036万円となります。

1項繰越金、同額であります。

歳入合計が3億1,725万円の追加で、33億5,780万5,000円となります。

2、歳出、1款議会費27万円の減額で、3,143万3,000円となります。

1項議会費、同額であります。

2款総務費3億7,704万3,000円の追加で、6億9,418万4,000円となります。

1項総務管理費3億7,722万9,000円の追加で、6億7,886万2,000円となります。

3項戸籍住民基本台帳費18万6,000円の減額で、424万7,000円となります。

3款民生費3,184万4,000円の減額で、6億1,340万6,000円となります。

1項社会福祉費3,382万7,000円の減額で、5億7,092万4,000円となります。

2項児童福祉費198万3,000円の追加で、4,194万3,000円となります。

4款衛生費711万円の減額で、1億8,415万9,000円となります。

1項保健衛生費701万9,000円の減額で、6,495万2,000円となります。

2項清掃費9万1,000円の減額で、1億1,920万7,000円となります。

6款農林水産業費170万円の減額で、497万4,000円となります。

1項林業費、同額であります。

7款商工費346万2,000円の減額で、7,811万2,000円となります。

1、商工費、同額であります。

8款土木費541万4,000円の減額で、2億4,543万9,000円となります。

1項土木管理費111万1,000円の減額で、7,680

万8,000円となります。

3項住宅費430万3,000円の減額で、1億2,611万2,000円となります。

9款消防費232万9,000円の減額で、1億3,396万3,000円となります。

1項消防費、同額であります。

10款教育費531万7,000円の減額で、4億5,271万2,000円となります。

1項教育総務費10万円の減額で、508万1,000円となります。

2項小学校費112万8,000円の減額で、5,834万4,000円となります。

3項中学校費342万6,000円の減額で、3億7,000万2,000円となります。

4項社会教育費66万3,000円の減額で、897万8,000円となります。

12款公債費234万7,000円の減額で、5億2,146万7,000円となります。

1項公債費、同額であります。

歳出合計が3億1,725万円の追加で、33億5,780万5,000円となります。

第2表、繰越明許費、款、項、事業名、金額。
2款総務費、1項総務管理費、きめ細かな臨時交付金事業、5,230万円。同じく防災情報通信設備整備事業、159万円。3款民生費、2項児童福祉費、子ども手当システム導入事業、326万3,000円。10款教育費、2項小学校費、体育館耐震補強事業、3,175万円。3項中学校費、校舎・体育館耐震補強、大規模改修事業、3億2,885万円。合計4億1,775万3,000円。

第3表、地方債補正、1、変更、起債の目的、補正前限度額、補正後限度額。既設改良住宅改善事業、960万円、880万円。

事項別明細書、11ページ、歳出をお開きいただきたいと思っております。このたびの補正予算につきましては、最終補正予算でございまして、各費目の減額につきましてはそのほとんどが精査となっており、ございまして、予算額の読み上げとさせていただきます。

まして、減額の大きなものと追加となります費目を中心に説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

3、歳出、議会費、議会費、1目議会費27万円の減額で、3,143万3,000円となります。

総務費、総務管理費、1目一般管理費3億1,456万4,000円の追加で、3億8,031万1,000円となります。25節の積立金でございます。財政調整基金へ基金利子分を含めまして3億71万円を、そして地域振興基金へ一般寄附金分としまして240万2,000円、ふるさとづくり基金へふるさと納税分で250万2,000円、振興公社開発基金へ1,000万円を積み立てるものでございます。

12ページでございます。5目財産管理費450万円の追加で、2,580万4,000円となります。2月25日、融雪により倒壊をいたしました旧下鶉小学校体育館の除却費を450万円追加するものでございます。

10目町民センター管理費93万円の減額で、1,509万7,000円となります。

11目地域振興費187万8,000円の追加で、1,156万1,000円となります。地域振興推進調査事業の執行残の精査と移住定住対策として支給しております移住定住奨励金5万円の追加、さらに例年措置してございます中央バスの路線維持助成金200万円の追加によるものでございます。

13目経済危機対策費5,721万7,000円の追加で、2億2,661万7,000円となります。7月に予算計上いたしました国の第1次補正予算にかかわります経済危機対策臨時交付金事業に係る事業費の精査等により減額となるもののほか、お手元に配付しております資料ナンバー2をご参照いただきたいと思います。あわせて国の第2次補正予算に係るきめ細かな臨時交付金事業を予算計上するものでございます。資料ナンバー2でございます。事業の目的でございます。地域活性化・きめ細かな臨時交付金7,251万8,000円を受けまして、総額で7,330万円の事業予算を計上するものでございま

す。なお、この交付限度額7,251万8,000円につきましては、第1次交付で6,511万円となっておりますが、第2次追加交付で780万円が上積みされたことにより7,251万8,000円となったものでございます。

事業内容でございますが、4番をごらんいただきたいと思っております。工事請負費につきましては資料ナンバーの3から6に工事の位置図等を添付しておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。事業内容といたしましては資料ナンバー3にございますように鶉公営住宅1棟8戸と緑が丘公営住宅3棟12戸の施工のほか、資料ナンバー4にございます鶉北線排水改修工事81メートルの施工、資料ナンバー5の町道鶉下鶉線側溝布設がえ工事といたしまして緑が丘地区で100メートルの施工を行うものでございます。また、資料ナンバー6の坑内取水設備整備事業につきましては、本年度地域振興推進調査事業によりまして水質調査を実施したところ良質な温泉水であることが明らかになりましたので、この坑内水を取水ポンプを設置し、温泉施設まで配管することによりパンケの湯の新たな源泉とする事業で、このほか庁舎ボイラー1基交換まで14事業につきまして工事費全体で5,230万円を予算計上するものでございます。繰出金につきましては、中町配水池改修事業としまして防水処理、緊急遮断弁工事を実施するもので、こちらにつきましては水道会計へ繰り出しを行いまして予算措置するものでございます。

以上の内容によりまして、総額で7,330万円となるもので、事業すべて繰越明許となるものでございます。

予算書13ページへお戻りいただきたいと思います。総務費、戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費18万6,000円の減額で、424万7,000円となります。

民生費でございます。社会福祉費、1目社会福祉総務費3,194万7,000円の減額で、2億2,520万6,

000円となります。扶助費と国民健康保険会計基盤安定等繰出金の精査が主なものでございます。

2目老人福祉費61万8,000円の減額で、478万7,000円となります。老人保健負担金の精査が主なものでございます。

4目特別養護老人ホーム費85万円の減額で、1億2,730万7,000円となります。

6目デイサービスセンター費110万円の追加で、2,278万3,000円となります。真空ポンプ、給湯自動制御盤、送迎バスの修繕料の追加でございます。

7目介護保険費56万4,000円の減額で、7,733万3,000円となります。空知中部広域連合負担金の精査でございます。

8目地域包括支援センター費12万9,000円の減額で、1,981万6,000円となります。

9目介護予防費40万4,000円の減額で、463万1,000円となります。

10目後期高齢者医療費41万5,000円の減額で、7,951万5,000円となります。療養給付費負担金と特別会計繰出金の精査でございます。

民生費、児童福祉費でございます。1目児童福祉総務費238万8,000円の追加で、2,951万7,000円となります。本年4月からの子ども手当支給に係るシステム導入業務委託料を追加するもので、業務につきましては繰越明許となるものでございます。

2目保育所費40万5,000円の減額で、1,242万6,000円となります。燃料費と園児数減少に伴います精査でございます。

衛生費へまいります。保健衛生費、1目保健衛生総務費234万3,000円の追加で、4,831万7,000円となります。妊婦健診と特別会計繰出金の精査でございます。

2目予防費946万2,000円の減額で、1,073万6,000円となります。各種検診委託料の精査と11月に予算計上をいたしました新型インフルエンザワクチンの接種費用の助成につきまして接種回数が中学生以下を除きまして2回から1回に減となった

ほか接種者数が少なかったことによる精査による減となったものでございます。

3目環境衛生費10万円の追加で、589万9,000円となります。共同浴場に係る修繕料の追加でございます。

衛生費、清掃費、2目じん芥処理費9万1,000円の減額で、7,444万7,000円となります。廃棄物処理講習会につきましては、講師の都合により本年度中止となりましたので、かかる経費の精査と最終処分場のボイラーの修繕料を追加するものでございます。

農林水産業費、林業費、1目林業振興費170万円の減額で、497万4,000円となります。美しい森林づくり基盤整備事業の精査でございます。

商工費へまいります。1目商工振興費250万円の減額で、2,512万6,000円となります。中小企業融資原資預託金で新規事業がないことから精査するものでございます。

3目観光費96万2,000円の減額で、1,599万1,000円となります。観光施設周辺環境整備事業と我が町PR大使設置事業の精査によるものでございます。

土木費へまいります。土木管理費、1目土木総務費111万1,000円の減額で、7,680万8,000円となります。特別会計繰出金の精査が主なものでございます。

土木費、住宅費、2目公営住宅建設費430万3,000円の減額で、7,100万4,000円となります。執行残の精査でございます。

消防費、消防費、1目常備消防費189万6,000円の減額で、1億2,690万7,000円となります。昨年11月末での職員の退職に伴う人件費の精査が主なものでございます。

2目非常備費43万3,000円の減額で、632万1,000円となります。

教育費へまいります。教育総務費、2目事務局費10万円の減額で、419万3,000円となります。

小学校費、1目学校管理費78万8,000円の減額

で、5,233万5,000円となります。13節でございます。学校の耐震化実施設計業務の委託料につきまして一般競争入札によります執行残の精査でございます。

2目教育振興費34万円の減額で、600万9,000円となります。準要保護児童5人減と特別支援児童の1人増による扶助費の精査でございます。

教育費、中学校費、1目学校管理費306万6,000円の減額で、3億6,299万2,000円となります。

2目教育振興費36万円の減額で、701万円となります。小学校同様の精査でございます。

教育費、社会教育費、1目社会教育総務費52万3,000円の減額で、201万7,000円となります。学校支援地域本部事業の精査でございます。

2目公民館費14万円の減額で、499万円となります。

公債費、公債費、2目利子234万7,000円の減額で、6,884万7,000円となります。長期債利子及び一時借入金利子の精査でございます。

7ページ、歳入へまいります。2、歳入、町税、町民税、1目個人225万円の追加で、7,319万1,000円となります。所得割の追加でございます。

2目法人112万2,000円の追加で、1,026万円となります。法人税割の追加でございます。

町民税、固定資産税、1目固定資産税292万4,000円の減額で、5,309万円となります。家屋の減少で誘致企業減免による減となるものでございます。

地方譲与税、地方道路譲与税、1目地方道路譲与税165万5,000円の追加で、215万5,000円となります。確定精査でございます。

地方特例交付金、地方特例交付金、1目地方特例交付金137万6,000円の追加で、237万6,000円となります。

地方交付税、地方交付税、1目地方交付税2億112万3,000円の追加で、15億3,112万3,000円となります。普通交付税につきましては、交付額までの全額を計上し、精査するものとあわせて特

別交付税1,700万円を追加するものでございます。

分担金及び負担金でございます。負担金、1目民生費負担金119万円の追加で、1,163万4,000円となります。保育所入所負担金につきましては、広域保育児と1歳児保育の増による追加でございます。

使用料及び手数料、使用料、4目土木使用料570万円の減額で、1億7,512万2,000円となります。住宅使用料、町営住宅の空戸発生に伴う精査でございます。

国庫支出金へまいります。国庫負担金、1目民生費負担金98万9,000円の追加で、7,984万9,000円となります。それぞれ歳出に連動いたします補助金の精査と子ども手当システム導入に係る事務費を歳出同額追加するものでございます。

国庫支出金、国庫補助金、1目民生費補助金26万円の減額で、439万円となります。

2目土木費補助金58万8,000円の減額で、2,608万5,000円となります。

3目教育費補助金171万9,000円の減額で、2億2,211万8,000円となります。いずれも歳出連動する精査でございます。

4目総務費補助金7,251万8,000円の追加で、3億489万7,000円となります。3節の地域活性化きめ細かな臨時交付金につきましては、歳出で説明いたしました各事業に充当するという追加するものでございます。

5目衛生費補助金34万2,000円の減額で、37万8,000円となります。女性特有のがん検診事業の精査でございます。

財産収入、財産運用収入、2目利子及び配当金71万円の追加で、71万1,000円となります。

財産収入、財産売払収入、1目物品売払収入150万円の追加で、153万円となります。本年度福祉バスの更新により、旧の福祉バスと昭和52年に導入し、現在使用しておりません除雪トラックを150万円で売却したことによる追加でございます。

寄附金へまいります。寄附金、1目寄附金490

万4,000円の追加で、491万5,000円となります。
一般寄附金につきましては10件分で240万2,000円、ふるさと寄附金分につきましては30件で250万2,000円を追加するものでございます。

繰入金でございます。特別会計繰入金、1目特別会計繰入金4,197万9,000円の追加で、4,197万9,000円となります。国民健康保険特別会計より3,700万円、老人保健施設特別会計より497万9,000円、それぞれ歳入超過部分につきまして一般会計へ繰り入れるものでございます。

諸収入、貸付金元利収入、1目中小企業融資資金貸付金収入250万円の減額で、850万円となります。歳出同額を精査するものでございます。

諸収入、雑入、5目雑入148万9,000円の減額で、2億4,638万2,000円となります。デイサービスセンター及び居宅介護にかかわります介護サービス収入などの精査と障害者自立支援給付費の過誤請求による返還金、後期高齢者に対するがん検診やインフルエンザワクチン接種に係る同広域連合からの助成金の追加計上などが主なものでございます。

失礼しました。ちょっと10ページ飛ばしました。申しわけございません。戻りまして10ページ、道支出金でございます。道負担金、1目民生費負担金75万6,000円の減額で、5,697万8,000円となります。歳出及び国庫負担金に連動するものでございます。

2目保険基盤安定拠出金8万2,000円の減額で、1,069万3,000円となります。

道支出金、道補助金でございます。2目民生費補助金7万6,000円の追加で、832万4,000円となります。それぞれ精査でございます。

3目衛生費補助金382万3,000円の減額で、190万6,000円となります。新型インフルエンザワクチン接種事業の精査によるものでございます。

4目農林水産業費補助金170万円の減額で、457万3,000円となります。

5目労働費補助金6万2,000円の減額で、373万

8,000円となります。

6目商工費補助金90万円の減額で、1,134万円となります。それぞれ歳出同額を精査するものでございます。

道支出金、道委託金、1目総務費委託金38万1,000円の追加で、1,049万4,000円となります。道税取り扱い委託料の単価の増による追加でございます。

3目教育費委託金52万3,000円の減で、97万7,000円となります。

11ページ、町債へまいります。町債、2目土木債80万円の減額で、880万円となります。精査でございます。

繰越金、繰越金、1目繰越金964万5,000円の追加で、6,036万円となります。前年度繰越金を全額計上するものでございます。

以上でございます。失礼いたしました。

○議長（堀内哲夫） 以上で内容の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時19分

○議長（堀内哲夫） 休憩を解きまして、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

◎議案第13号

○議長（堀内哲夫） 日程第14、議案第13号 平成21年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第13号 平成21年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

本文をご参照ください。平成21年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1

号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,461万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,379万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年3月9日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明につきましては住民福祉課長からいたしますので、よろしく願いをいたします。

○議長(堀内哲夫) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。山本住民福祉課長。

○住民福祉課長(山本丈夫) それでは、ご指示によりまして議案第13号につきまして内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款国民健康保険税76万7,000円の減額で、9,424万7,000円となります。

1項国民健康保険税、同額であります。

3款繰入金2,760万7,000円の減額で、4,654万円となります。

1項一般会計繰入金、同額であります。

3款諸収入4,298万9,000円の追加で、4,299万4,000円となります。

2項雑入、同額であります。

歳入合計が1,461万5,000円の追加で、1億8,379万3,000円となります。

2、歳出、1款総務費1,461万5,000円の追加で、1億8,363万8,000円となります。

1項総務管理費、同額であります。

歳出合計が1,461万5,000円の追加で、1億8,379万3,000円となります。

事項別明細書、5ページの歳出でございます。

3、歳出、総務費、総務管理費、1目一般管理費1,461万5,000円の追加で、1億8,268万7,000円となります。19節負担金、補助及び交付金2,238万5,000円の減額でございますが、本年度実績見込みによる精査により医療給付費事業費等負担金2,727万2,000円の減額、一方介護保険納付金で111万7,000円、後期高齢者支援金で377万円を増額するものですが、医療給付費については本町の場合高齢の被保険者が多いことで旧産炭地ということもありまして医療給付費に対する国からの交付金等が大幅増となる見込みであることから減少となるものでございます。28節繰入金3,700万円は、歳入超過となる分について一般会計へ繰り出すものであります。

4ページの歳入へまいります。2、歳入、国民健康保険税、国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税76万7,000円の減額で、8,642万2,000円となります。被保険者数と所得の減少によりまして医療給付費分で311万3,000円と後期高齢者支援金分27万4,000円の現年課税分を減額し、滞納繰り越し分の実績見込額262万円を追加するものであります。

繰入金、一般会計繰入金、1目一般会計繰入金2,760万7,000円の減額で、4,654万円となります。繰入金につきましては、当初見込みの歳入不足分を初めとした繰入金につきまして連合からの精算還付金が生じたため精査の上、減額するものでございます。

諸収入、雑入、3目雑入4,298万9,000円の追加で、4,299万円となります。前年度の連合分賦金精算還付金の追加計上でございます。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 以上で内容の説明を終わります。

◎議案第14号

○議長(堀内哲夫) 日程第15、議案第14号 平成21年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予

算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第14号 平成21年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し述べますので、ご審議賜りますようお願いいたします。

本文をご参照ください。平成21年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ331万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,174万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年3月9日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明につきましては住民福祉課長からいたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。山本住民福祉課長。

○住民福祉課長（山本丈夫） それでは、ご指示によりまして議案第14号につきまして内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款後期高齢者医療保険料336万円の減額で、5,335万6,000円となります。

1目後期高齢者医療保険料、同額であります。

3款繰入金25万1,000円の減額で、1,788万2,000円となります。

1目一般会計繰入金、同額であります。

5款繰越金14万3,000円の追加で、14万3,000円となります。

1目繰越金、同額であります。

6款広域連合支出金15万2,000円の追加で、15万2,000円となります。

1目広域連合交付金、同額であります。

歳入合計が331万6,000円の減額で、7,174万8,000円となります。

2、歳出、1款総務費15万2,000円の追加で、128万9,000円となります。

1目総務管理費15万2,000円の追加で、40万4,000円となります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金346万8,000円の減額で、7,014万9,000円となります。

1目後期高齢者医療広域連合納付金、同額であります。

歳出合計が331万6,000円の減額で、7,174万8,000円となります。

事項別明細書、5ページの歳出でございます。

3、歳出、総務費、総務管理費、1目一般管理費15万2,000円の追加で、40万4,000円となります。国の臨時交付金を原資にいたしました連合からの交付金により、保険料軽減にかかわって広報掲載、それから郵便でのダイレクトメールなど市町村の広報経費の補てんが可能となったため、その経費15万2,000円を関係費目に追加するものであります。

後期高齢者医療広域連合納付金、後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金346万8,000円の減額で、7,014万9,000円となります。連合への負担金でございますが、保険料の減収に伴いまして保険料負担金を332万6,000円減額、あわせて事務費負担金も精査により14万2,000円の計346万8,000円を減額するものでございます。

4ページの歳入でございます。2、歳入、後期高齢者医療保険料、後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料961万円の減額で、3,568万3,000円となります。

2目普通徴収保険料625万円の追加で、1,767万

3,000円となります。被保険者数の見込みからの減と、それから保険料軽減措置の継続でトータル336万円を減額するものでございます。

繰入金、一般会計繰入金、1目事務費繰入金14万2,000円の減額で、362万4,000円となります。

2目保険基盤安定繰入金10万9,000円の減額で、1,425万8,000円となります。連合への負担金減の歳出減に見合う事務費繰入金14万2,000円、保険基盤安定繰入金10万9,000円を減額するものです。

繰越金、繰越金、1目繰越金14万3,000円の追加で、14万3,000円となります。前年度繰越金の計上であります。

広域連合支出金、広域連合交付金、1目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金15万2,000円の追加で、15万2,000円となります。連合からの先ほど説明いたしました市町村の広報経費の補てん分として歳出と同額を見込むものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で内容の説明を終わります。

◎議案第15号

○議長（堀内哲夫） 日程第16、議案第15号 平成21年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第15号 平成21年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について、提案理由を申し述べますので、ご審議賜りますようお願いをいたします。

本文をご参照ください。平成21年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額

は、「第1表 歳入予算補正」による。

平成22年3月9日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明につきましては建設水道課長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。清野建設水道課長。

○建設水道課長（清野勝吉） それでは、ご指示によりまして議案第15号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。このたびの補正は、収入予算の組み替えとなるものでございます。

第1表、歳入予算補正。1、歳入、1款財産収入172万6,000円の減額で、335万6,000円となります。

1項財産売払収入、同額です。

2款繰入金172万6,000円の追加で、227万5,000円となります。

1項一般会計繰入金、同額です。

歳入合計で563万1,000円となるものでございます。

3ページの事項別明細書でございます。2、歳入、財産収入、財産売払収入、1目宅地売払収入172万6,000円の減額で、335万6,000円となります。

繰入金、一般会計繰入金、1目一般会計繰入金172万6,000円の追加で、227万5,000円となります。歳入不足につきまして一般会計繰入金を充当するものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で内容の説明を終わります。

◎議案第16号

○議長（堀内哲夫） 日程第17、議案第16号 平成21年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第2号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第16号 平成21年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いをいたします。

本文をご参照ください。平成21年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ659万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,114万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年3月9日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明につきましては福祉医療センター参事からいたしますので、よろしく願いをいたします。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。高橋福祉医療センター参事。

○福祉医療センター参事（高橋 良） それでは、ご指示によりまして議案第16号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款医療収入210万円の追加で、7,210万1,000円となります。

1項診療収入、同額となります。

4款繰入金449万円の追加で、1,411万9,000円となります。

1項一般会計繰入金、同額となります。

歳入合計が659万円の追加で、1億1,114万4,000円となります。

2、歳出、1款総務費189万円の追加で、6,128

万5,000円となります。

1項施設管理費、同額となります。

2款医業費470万円の追加で、4,875万円となります。

1項医業費、同額となります。

歳出合計は659万円の追加で、1億1,114万4,000円となります。

4ページ、事項別明細書の歳出でございます。

3、歳出、総務費、施設管理費、1目一般管理費189万円の追加で、6,128万5,000円となります。18節備品購入費の追加でございます。現在使用しておりますCT用画像記録用フィルムが本年3月末で販売が終了することから、CT撮影後の画像処理をするための装置を新たに購入するものでございます。

次に、医業費、医業費、1目医業費470万円の追加で、4,875万円となります。11節需用費の薬品費490万円の追加でございます。国で指定しております難病患者、特定疾患と申しますが、この方々への高額な薬の投与等により支出がふえたことから追加するものでございます。13節委託料20万円の減額で、検査件数の減によるものでございます。

歳入にまいります。2、歳入、医療収入、診療収入、1目患者負担収入350万円の減額、2目保険者負担収入560万円の追加により、診療収入の合計では210万円の追加で、7,210万1,000円となります。患者負担が1割の後期高齢者医療の患者が多いため、費用負担割合の精査と歳出で説明いたしました特定疾患患者への高額薬の投与等により診療収入も増加したためでございます。

繰入金、一般会計繰入金、1目一般会計繰入金449万円の追加で、1,411万9,000円となります。歳入不足につきまして一般会計繰入金を充当するものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で内容の説明を終わります。

◎議案第17号

○議長（堀内哲夫） 日程第18、議案第17号 平成21年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第3号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第17号 平成21年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いをいたします。

本文をご参照ください。平成21年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ452万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,270万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年3月9日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明につきましては福祉医療センター参事からいたしますので、よろしく願いをいたします。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。高橋福祉医療センター参事。

○福祉医療センター参事（高橋 良） それでは、ご指示によりまして議案第17号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款施設サービス収入443万1,000円の追加で、1億5,036万8,000円となります。

1項介護給付費収入346万1,000円の追加で、1億3,665万6,000円となります。

2項自己負担金収入97万円の追加で、1,371万2,000円となります。

4款繰越金9万8,000円の追加で、426万8,000円となります。

1項繰越金、同額となります。

歳入合計は452万9,000円の追加で、1億7,270万円となります。

2、歳出、1款老人保健施設費452万9,000円の追加で、1億4,907万円となります。

1項総務費、同額となります。

歳出合計は452万9,000円の追加で、1億7,270万円となります。

4ページ、事項別明細書、歳出でございます。

3、歳出、老人保健施設費、総務費、1目一般管理費452万9,000円の追加で、1億4,907万円となります。11節需用費45万円の減額でございます。燃料と電気料については精査で、暖房給湯ボイラー、厨房排水等の修繕料の追加でございます。28節繰出金497万9,000円の追加で、収入超過分につきまして一般会計へ繰り出すものでございます。

歳入にまいります。2、歳入、施設サービス収入、介護給付費収入、1目施設介護サービス費収入386万円の追加で、1億3,590万9,000円となります。

2目居宅介護サービス費収入39万9,000円の減額で、74万7,000円となります。

施設サービス収入、自己負担金収入、1目自己負担金収入97万円の追加で、1,371万2,000円となります。いずれも介護報酬改定と入所者の介護度変更によるものでございます。

次に、繰越金、繰越金、1目繰越金9万8,000円の追加で、426万8,000円となります。前年度繰越金につきまして全額計上するものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で内容の説明を終わります。

◎議案第18号

○議長（堀内哲夫） 日程第19、議案第18号 平成21年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第18号 平成21年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いをいたします。

本文をご参照ください。平成21年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ493万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億881万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成22年3月9日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明につきましては建設水道課長からいたしますので、よろしく願いをいたします。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。清野建設水道課長。

○建設水道課長（清野勝吉） それでは、ご指示によりまして議案第18号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、4款繰入金233万7,000円の減額で、6,547万5,000円となります。

1項一般会計繰入金、同額であります。

6款町債260万円の減額で、9,230万円となります。

1項町債、同額であります。

歳入合計が493万7,000円の減額で、2億881万6,000円となります。

2、歳出、1款下水道費493万7,000円を減額で、6,826万8,000円となります。

1項下水道整備費、同額であります。

歳出合計が493万7,000円の減額で、2億881万6,000円となります。

第2表、地方債補正、1、変更、起債の目的、補正前限度額、補正後限度額。特定環境保全公共下水道事業、2,100万円、1,850万円。資本費平準化債、698万円、697万円。

事項別明細書、5ページの歳出でございます。

3、歳出、下水道費、下水道整備費、2目下水道建設費493万7,000円の減額で、5,704万6,000円となります。いずれも執行残の精査でございます。

2、歳入、繰入金、一般会計繰入金、1目一般会計繰入金233万7,000円の減額で、6,547万5,000円となります。一般会計繰入金を減額いたしまして、収支の均衡を図るものでございます。

町債、町債、1目下水道事業債260万円の減額で、9,230万円となります。工事にかかわります精査と資本費平準化債の許可額の精査によるものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で内容の説明を終わります。

◎議案第19号

○議長（堀内哲夫） 日程第20、議案第19号 平成21年度上砂川町水道事業会計補正予算（第2号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第19号 平成21年度上砂川町水道事業会計補

正予算（第2号）について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いをいたします。

本文をご参照ください。

（総則）

第1条 平成21年度上砂川町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成21年度上砂川町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条及び平成21年度上砂川町水道事業会計補正予算（以下「補正予算」という。）（第1号）第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（収入）

科目、既決予定額、補正予定額、計。第1款水道事業収益、1億6,181万7,000円、175万7,000円の減額、1億6,006万円。

第2項営業外収益、3,204万2,000円、175万7,000円の減額、3,028万5,000円。

（支出）

科目、既決予定額、補正予定額、計。第1款水道事業費用、1億6,181万7,000円、175万7,000円の減額、1億6,006万円。

第2項営業外費用、5,867万6,000円、175万7,000円の減額、5,691万9,000円。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（収入）

科目、既決予定額、補正予定額、計。第1款資本的収入、2,570万円、1,892万5,000円、4,462万5,000円。

第1項企業債、1,800万円、210万円の減額、1,590万円。

第3項他会計補助金、57万1,000円、2,102万5,000円、2,159万6,000円。

（支出）

科目、既決予定額、補正予定額、計。第1款資

本的支出、8,852万3,000円、1,892万5,000円、1億744万8,000円。

2項建設改良費、2,570万円、1,892万5,000円、4,462万5,000円。

次のページです。

（繰越事業費）

第4条 地方公営企業法第26条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費は、次のとおり定める。

1款資本的支出、2項建設改良費、事業名、地域活性化対策事業、金額、2,100万円。

（企業債）

第5条 予算第5条に定めた、企業債の限度額「1,800万円」を「1,590万円」に改める。

（他会計からの補助金）

第6条 予算第8条及び補正予算（第1号）第4条に定めた、企業債利息償還等のため、一般会計からこの会計へ繰入を受ける金額「3,068万円」を「2,892万3,000円」に改め、建設改良のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「57万1,000円」を「2,159万6,000円」に改める。

平成22年3月9日提出

北海道上砂川町水道事業管理者

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明につきましては建設水道課長からいたしますので、よろしくようお願いいたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。清野建設水道課長。

○建設水道課長（清野勝吉） それでは、議案第19号について内容の説明をいたします。

平成21年度水道事業会計予算実施補正計画書。収益的収入及び支出。収益的収入、1款水道事業収益175万7,000円の減額で、1億6,006万円となります。

2 項営業外収益175万7,000円の減額で、3,028万5,000円となります。

3 目繰入金175万7,000円の減額で、2,892万3,000円となります。

収益的支出、1 款水道事業費用175万7,000円の減額で、1 億6,006万円となります。

2 項営業外費用175万7,000円の減額で、5,691万9,000円となります。

1 目支払い利息及び企業債取扱費120万円の減額で、5,185万5,000円となります。

3 目消費税及び地方消費税55万7,000円の減額で、392万9,000円となります。

次ページでございます。資本的収入及び支出。資本的収入、1 款資本的収入1,892万5,000円の追加で、4,462万5,000円となります。

1 項企業債210万円の減額で、1,590万円となります。

1 目企業債、同額であります。

3 項他会計補助金2,102万5,000円の追加で、2,159万6,000円となります。

1 目他会計補助金、同額であります。

資本的支出、1 款資本的支出1,892万5,000円の追加で、1 億744万8,000円となります。

2 項建設改良費1,892万5,000円の追加で、4,462万5,000円となります。

1 目簡易水道等施設整備事業費207万5,000円の減額で、2,362万5,000円となります。

2 目地域活性化対策事業費2,100万円の追加で、2,100万円となります。

事項別明細書、5 ページの収益的支出であります。水道事業費用、営業外費用、1 目支払い利息及び企業債取扱費120万円の減額で、5,185万5,000円となります。一時借入金利息の減によるものであります。

3 目消費税及び地方消費税55万7,000円の減額で、392万9,000円となります。確定による精査であります。

収益的収入にまいります。収益的収入、水道事

業収益、営業外収益、2 目繰入金175万7,000円の減額で、2,892万3,000円となります。一般会計繰入金を減額いたしまして、収支の均衡を図るものでございます。

7 ページ、資本的支出へまいります。資本的支出、資本的支出、建設改良費、1 目簡易水道等施設整備事業費207万5,000円の減額で、2,362万5,000円となります。いずれも精査でございます。

2 目地域活性化対策事業費2,100万円の追加で、2,100万円となります。地域活性化対策事業費2,100万円の増額は、地域活性化・きめ細かな交付金の平成22年度繰越明許事業として中町配水池750立方メートルの改修を行うものであります。

6 ページの資本的収入へまいります。資本的収入、資本的収入、企業債、1 目企業債210万円の減額で、1,590万円となります。精査でございます。

資本的収入、他会計補助金、1 目他会計補助金2,102万5,000円の追加で、2,159万6,000円となります。他会計繰入金2,102万5,000円の増額は、補助対象費の精査と地域活性化対策事業の追加によるものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で内容の説明を終わります。

◎追加日程について

○議長（堀内哲夫） ただいま議長の手元に議案1 件が所定の手続を経て提出されておりますので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

◎議案第29号

○議長（堀内哲夫） 日程第21、議案第29号 各

学校施設耐震補強・中学校大規模改修工事請負契約締結について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第29号 各学校施設耐震補強・中学校大規模改修工事請負契約締結について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようよろしくお願いをいたします。

提案理由としては、各学校施設耐震補強、中学校大規模改修工事の工事請負契約の締結に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき議会の議決に付すものであること。

以下、内容の説明につきましては総務企画課長からいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林総務企画課長。

○総務企画課長（林 智明） それでは、ご指示によりまして議案第29号について内容の説明をいたします。

本町の長年の懸案事項でありました小中学校施設の耐震補強並びに中学校の大規模改修工事につきましては、小学校の体育館と中学校の全施設が旧耐震基準で建設されており、昨年度の耐震化診断ではすべての施設で耐震補強工事が必要との診断結果が出たことから、安心、安全で快適な教育環境を確保するため、本年3月に繰越明許事業として工事に着手するものであります。

小学校の耐震補強工事につきましては、外壁と屋根部分に筋交い等の補強、増設を行うとともに、外壁につきましては補修塗装を行うものであります。中学校の耐震補強工事につきましては、体育館と格技室は小学校同様の工事内容のほか屋根のふきかえを行うもので、校舎につきましては耐震

壁の設置と既存壁の補強を行い、耐震補強を図るものであります。中学校の大規模改修工事につきましては、外壁の補修塗装のほか、各教室、廊下につきましては壁の塗装及び廊下天井の張りかえなどを行うとともに、各種設備、備品関係につきましても改修及び更新を行うなどして教育環境の充実を図るものであります。工事の竣工期限は、平成23年3月31日でございます。

入札は、三鈺・高橋・増原経常建設共同企業体、株式会社泰進建設、西出興業株式会社、株式会社砂子組、岩田地崎建設株式会社、笹木産業株式会社の6社による指名競争入札の方法で執行し、1回目ですべての予定価格に達し、落札決定したところであります。入札額は、岩田地崎建設株式会社が3億3,200万円、株式会社泰進建設が3億3,000万円、笹木産業株式会社が3億2,990万円、株式会社砂子組が3億2,950万円、西出興業株式会社が3億2,850万円、三鈺・高橋・増原経常建設共同企業体が3億2,600万円で、三鈺・高橋・増原経常建設共同企業体に落札決定いたしました。契約額につきましては、消費税相当額1,630万円を加えた額であります。

なお、入札の執行は、3月8日でございます。

それでは、本文に入らせていただきます。各学校施設耐震補強・中学校大規模改修工事請負契約締結について。

次のとおり工事請負契約を締結する。

1、工事名、各学校施設耐震補強・中学校大規模改修工事。

2、工事の場所、上砂川町字鶉308番地1、上砂川町字鶉267番地1。

工事の概要、中央小学校耐震補強工事、上砂川中学校耐震補強工事、大規模改修工事。

竣工期限、平成23年3月31日。

契約金額、3億4,230万円。

6、契約の相手方、三鈺・高橋・増原経常建設共同企業体代表者、三鈺建設株式会社上砂川支店取締役支店長、大川正幸。

7、契約の方法、指名競争入札。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 内容の説明を終わります。

以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次、質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第29号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号 各学校施設耐震補強・中学校大規模改修工事請負契約締結については、原案のとおり決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（堀内哲夫） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日10日は午前10時から本会議を開催いたしますので、出席方よろしく願いいたします。どうもご苦労さまでございました。

（散会 午後 零時07分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 横 溝 一 成

署 名 議 員 柳 川 暉 雄

第 1 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成 2 2 年

上砂川町議会第 1 回定例会会議録（第 2 日）

3 月 1 0 日（水曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 議
午前 1 1 時 1 1 分 散 会

○議事日程 第 2 号

- | | | | |
|-------|--|-------|---|
| 第 1 | 会議録署名議員指名について | 第 1 3 | 議案第 1 6 号 平成 2 1 年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 第 2 | 議案第 5 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について | 第 1 4 | 議案第 1 7 号 平成 2 1 年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第 3 号） |
| 第 3 | 議案第 6 号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について | 第 1 5 | 議案第 1 8 号 平成 2 1 年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号） |
| 第 4 | 議案第 7 号 上砂川町奥沢パークゴルフ場設置条例の一部を改正する条例制定について | 第 1 6 | 議案第 1 9 号 平成 2 1 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 2 号）
※ 議案第 5 号～第 1 9 号までは、
質疑・討論・採決とする。 |
| 第 5 | 議案第 8 号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について | 第 1 7 | 議案第 2 0 号 平成 2 2 年度上砂川町一般会計予算 |
| 第 6 | 議案第 9 号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について | 第 1 8 | 議案第 2 1 号 平成 2 2 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算 |
| 第 7 | 議案第 1 0 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について | 第 1 9 | 議案第 2 2 号 平成 2 2 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 第 8 | 議案第 1 1 号 空知教育センター組合格約の変更について | 第 2 0 | 議案第 2 3 号 平成 2 2 年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）予算 |
| 第 9 | 議案第 1 2 号 平成 2 1 年度上砂川町一般会計補正予算（第 8 号） | 第 2 1 | 議案第 2 4 号 平成 2 2 年度上砂川町立診療所事業特別会計予算 |
| 第 1 0 | 議案第 1 3 号 平成 2 1 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号） | 第 2 2 | 議案第 2 5 号 平成 2 2 年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算 |
| 第 1 1 | 議案第 1 4 号 平成 2 1 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） | 第 2 3 | 議案第 2 6 号 平成 2 2 年度上砂川町土地取得事業特別会計予算 |
| 第 1 2 | 議案第 1 5 号 平成 2 1 年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号） | 第 2 4 | 議案第 2 7 号 平成 2 2 年度上砂川町土地取得事業特別会計予算 |

町下水道事業特別会計予算

第25 議案第28号 平成22年度上砂川町下水道事業会計予算

※ 議案第20号～第28号までは、予算の大綱・提案理由・内容説明までとし、予算特別委員会に付託する。

第26 予算特別委員会設置及び付託について

○会議録署名議員

8番	横	溝	一	成
9番	柳	川	暉	雄

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） ただいまの出席議員は9名でございます。

理事者側につきましては、栗原教育委員長が欠席しております。

定足数に達しておりますので、平成22年第1回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前10時00分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、8番、横溝議員、9番、柳川議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第5号 議案第6号 議案第7号
議案第8号 議案第9号 議案第10号
議案第11号 議案第12号 議案第13号
議案第14号 議案第15号 議案第16号
議案第17号 議案第18号 議案第19号

○議長（堀内哲夫） 次、日程第2、議案第5号

から日程第16、議案第19号については既に提案理由並びに内容説明が終了しておりますので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第2、議案第5号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第5号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第3、議案第6号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第6号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第4、議案第7号 上砂川町奥沢パークゴルフ場設置条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第7号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 上砂川町奥沢パークゴルフ場設置条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第5、議案第8号 北海道市町村職員退職手当組合同約の変更について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第8号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 北海道市町村職員退職手当組合同約の変更については、原案のとおり決定いたしました。

日程第6、議案第9号 北海道市町村総合事務組合同約の変更について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第9号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 北海道市町村総合事務組合同約の変更については、原案のとおり決定いたしました。

日程第7、議案第10号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合同約の変更について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第10号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更については、原案のとおり決定いたしました。

日程第8、議案第11号 空知教育センター組合格約の変更について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第11号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 空知教育センター組合格約の変更については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第9、議案第12号 平成21年度上砂川町一般会計補正予算（第8号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第12号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 平成21年度上砂川町一般会計補正予算（第8号）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第10、議案第13号 平成21年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第13号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 平成21年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第11、議案第14号 平成21年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第14号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 平成21年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第12、議案第15号 平成21年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第15号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号 平成21年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第13、議案第16号 平成21年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第2号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第16号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 平成21年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第14、議案第17号 平成21年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第3号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第17号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号 平成21年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第15、議案第18号 平成21年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第18号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 平成21年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第16、議案第19号 平成21年度上砂川町水道事業会計補正予算（第2号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第19号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号 平成21年度上砂川町水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第20号 議案第21号 議案第22号
議案第23号 議案第24号 議案第25号
議案第26号 議案第27号 議案第28号

○議長（堀内哲夫） 次、日程第17、議案第20号から日程第25、議案第28号までにつきましては、関連性がございますので、一括議題とし、予算の大綱並びに提案理由、内容説明を求めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、日程第17、議案第20号 平成22年度上砂川町一般会計予算から日程第25、議案第28号 平成22年度上砂川町水道事業会計予算まで一括議題といたします。

それでは、予算の大綱と議案第20号から議案第28号につきまして提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま一括上程されました議案第20号 平成22年度上砂川町一般会計予算から議案第28号 平成22年度上砂川町水道事業会計予算までについて、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようよろしくお願いをいたします。

初めに、平成22年度の各会計予算の大綱について説明を申し上げたいと思います。お手元に配付の各会計予算の大綱をご参照願いたいと思います。読み上げまして説明にかえさせていただきます。

それでは、1ページ目から入ります。平成22年度予算編成方針。平成22年第1回町議会定例会の開会に当たり、新年度予算の大綱について申し上げます。例年でありますと、新年度予算の審議に際しましては町政執行方針と予算の大綱について申し上げるべきところではありますが、4月22日の任期満了に伴う町長選挙が4月にとり行われることから、政策的な予算につきましては町長選挙後の議会に提案すべきものと考え、各会計とも骨格予算とし、義務的経費、経常的な事務経費等を中心とした予算となっているところであります。

本町の財政状況は、自主財源である町税は人口流出等により減少傾向にあり、依然として地方交付税に大きく依存する厳しい状況が続いていることから、引き続き財政健全化の推進と財政健全化4指標を考慮した財政運営に努めなければなりません。このような財政状況の中にもありましても、人口減少対策や少子化対策など定住対策は本町に

おける重要課題であることから、小学生以下医療費助成制度や移住定住奨励金、住環境整備費など関係予算につきましては引き続き計上するほか、老人保健施設のスプリンクラー設置などの大規模改修事業を初め、国の子育て支援施策である子ども手当支給事業や経済危機対策事業である緊急雇用対策事業経費及び小学校特別支援教室支援員配置経費につきましては、起債手続もしくは国の制度であることから当初において予算計上を行い、限られた財源を有効かつ効率的に活用しながら、住民ニーズや地域振興のために最小限の経費で最大の効果が導き出せる基本事項に基づいた予算編成を行ったところです。

その結果、予算規模は一般会計で23億8,300万円、特別会計8会計で9億7,977万4,000円、一般会計と特別会計合わせまして33億6,277万4,000円となっております。

以下、平成22年度各会計予算の概要について説明をいたします。一般会計予算の概要についてであります。本年度の一般会計予算規模は、23億8,300万円の前年度比1.0%、2,420万円増となりました。建設事業費については、町長選挙後に提案することにより減少しておりますが、国の制度による子ども手当に係る扶助費の増加のほか、国の緊急経済対策事業の一環として平成21年度より実施しております緊急雇用対策関連経費の増加によるものです。本町の重点課題である人口減少対策事業として計上しております移住定住奨励金や公的住宅の住環境整備事業、さらには妊婦健診公費負担などの子育て支援事業などについては引き続き計上いたしております。

歳入の概要についてであります。町税、個人、法人町民税や固定資産税など前年度比5.4%減の1億6,074万3,000円としました。

地方譲与税、地方譲与税から特例交付金までは、前年度交付額を勘案し、計上しました。なお、地方道路譲与税は道路特定財源の一般財源化により廃目となっております。

地方交付税、国の地方財政計画に基づく増加と公債費の償還終了による減額などを見込み、普通交付税で12億2,000万円、特別交付税で1億2,000万円を見込み、総額で前年度比0.8%増の13億4,000万円としました。

使用料及び手数料、公住使用料やごみ処理及びし尿処理証紙収入など前年度比3.7%減の2億312万5,000円としました。

国庫支出金、障害者自立支援及び子ども手当支給に対する負担金など前年度比31.7%増の1億713万4,000円としました。

道支出金、緊急雇用対策補助金、ふるさと雇用推進補助金、国勢調査委託金など前年度比26.2%増の1億1,283万9,000円といたしました。

諸収入、介護サービス収入や高額療養費など前年度比3.2%減の2億3,323万円としました。

町債、臨時財政対策債について地方財政計画により前年度より1,800万円増の1億3,800万円を見込み、前年度比6.5%増の1億3,800万円としました。

歳出の概要についてであります。人件費、平成21年度末退職予定者の減と議員10%、町長30%、副町長、教育長25%、職員給料10%削減のほか共済費等の掛け率引き上げなどにより前年度比5.8%増の6億5,499万8,000円としました。

扶助費、子ども手当、障害者自立支援費、各医療費など前年度比29.8%増の2億1,873万1,000円としました。

公債費、平成21年度まで借入しました長期債の元利償還金と一時借入金利子により前年度比5.5%減の4億9,514万4,000円としました。

物件費、需要費等の管理経費のほか経済危機対策経費である緊急雇用創出対策費、ふるさと雇用再生推進事業費など前年度比5.1%増の3億4,597万3,000円としました。

補助費等、各団体への負担金の所要額を見込むほか、一部事務組合、広域連合負担金など前年度比1.2%増の3億6,017万9,000円としました。

投資的経費、公的住宅の住環境整備や一般修繕、道路維持費など前年度比56.6%減の3,492万6,000円としました。

貸付金、中小企業融資及び商店街近代化融資貸付金により前年度比16.9%減の1,131万6,000円としました。

繰出金、国民健康保険事業特別会計など7特別会計繰出金合計で前年度比3.4%減の2億751万4,000円としました。

次に、各特別会計予算の概要についてであります。国民健康保険事業特別会計、空知中部広域連合への分賦金など前年度比14.9%減の1億4,398万8,000円としました。

後期高齢者医療特別会計、後期高齢者医療費に係る北海道後期高齢者広域連合への分賦金など前年度比6.2%増の7,972万2,000円としました。

土地開発造成事業特別会計、新規分譲団地の造成や長期債元利償還金により前年度比53.4%増の864万円としました。

町立診療所事業特別会計、薬品費等管理経費など前年度比6.2%増の1億1,090万9,000円としました。

老人保健施設事業特別会計、管理費のほかスプリンクラー設置等大規模改修事業費など前年度比36.1%増の2億2,312万9,000円としました。

土地取得事業特別会計、公債費の元利償還金で前年度同額373万円としました。

下水道事業特別会計、下水道污水管布設工事費や長期債元利償還金など前年度比12.9%減の1億8,454万4,000円としました。

水道事業会計、収益的収支では検満量水器取りかえ修繕費や長期債償還利子など、資本費では長期債償還元金により収益、資本費合計で前年度比13.4%減の2億2,511万2,000円としました。

一般会計及び各特別会計の詳細な概要につきましては、予算審議の中で各担当よりご説明をいたします。また、平成22年度の主要事業につきましては、8ページから14ページに記載しております

ので、ご参照願いたいと思います。

以上で平成22年度各会計予算大綱についての説明を終わります。

引き続き予算書本文に入りたいと思います。平成22年度各会計予算書をご参照願いたいと思います。それでは、予算書の1ページから入ります。議案第20号 平成22年度上砂川町一般会計予算。

平成22年度上砂川町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23億8,300万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、10億円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等、共済費及び負担金補助及び交付金(退職手当組合負担金に限る)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項の間の流用。

平成22年3月9日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清
次、123ページをお開き願いたいと思います。議案第21号 平成22年度上砂川町国民健康保険特別会計(事業勘定)予算。

平成22年度上砂川町国民健康保険特別会計(事

業勘定)の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,398万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成22年3月9日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清
次、131ページをお開き願いたいと思います。
議案第22号 平成22年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算。

平成22年度上砂川町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,972万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成22年3月9日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清
次に、139ページです。議案第23号 平成22年度上砂川町土地開発造成事業特別会計(事業勘定)予算。

平成22年度上砂川町土地開発造成事業特別会計(事業勘定)の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ864万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成22年3月9日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清
次、145ページです。議案第24号 平成22年度上砂川町立診療所事業特別会計予算。

平成22年度上砂川町立診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それ

ぞれ1億1,090万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成22年3月9日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清
次、161ページです。議案第25号 平成22年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算。

平成22年度上砂川町老人保健施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2,312万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

平成22年3月9日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清
続きまして、177ページです。議案第26号 平成22年度上砂川町土地取得事業特別会計予算。

平成22年度上砂川町土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ373万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成22年3月9日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清
次、181ページになります。議案第27号 平成22年度上砂川町下水道事業特別会計予算。

平成22年度上砂川町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出の予算総額は、歳入歳出それ

ぞれ1億8,454万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、1億5,000万円と定める。

平成22年3月9日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清
最後であります。197ページです。議案第28号
平成22年度上砂川町水道事業会計予算。

(総則)

第1条 平成22年度上砂川町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数2,035戸
 - (2) 年間給水量57万5,105立方メートル
 - (3) 1日平均給水量1,576立方メートル
- (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入、第1款水道事業収益1億5,855万6,000円。
第1項営業収益1億2,860万7,000円。第2項営業
外収益2,994万9,000円。

支出、第1款水道事業費用1億5,855万6,000円。
第1項営業費用1億345万5,000円。第2項営業
外費用5,500万1,000円。第3項予備費10万円。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次の
とおり定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足す
る額5,179万2,000円は、損益勘定留保資金で補

んするものとする。)

収入、第1款資本的収入1,476万4,000円。第1
項出資金1,476万4,000円。

支出、第1款資本的支出6,655万6,000円。第1
項企業債償還金6,655万6,000円。

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、1億5,000万
円と定める。

(議会の議決を経なければ、流用することので
きない経費)

第6条 次にあげる経費については、その経費
の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそ
れ以外の経費をその経費の金額に流用する場合
は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費1,859万1,000円

(他会計からの補助金)

第7条 企業債利息償還等のため、一般会計か
らこの会計へ繰入を受ける金額は、2,858万7,000
円とし、企業債償還金のため、一般会計からこの
会計へ補助を受ける金額は、1,476万4,000円とす
る。

平成22年3月9日提出

北海道上砂川町水道事業管理者

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以上で各会計予算についての提案理由の説明を
終わります。以下、内容の説明につきましては各
担当者からいたしますので、よろしくご審議を賜
りますようお願いをいたします。

以上であります。

○議長(堀内哲夫) 以上で予算の大綱、提案理
由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。初めに、日程
第17、議案第20号 平成22年度上砂川町一般会計
予算について内容の説明を求めます。奥山総務企
画課参事。

○総務企画課参事(奥山光一) それでは、ご指
示により議案第20号、一般会計予算について説明
いたします。

3 ページでございます。第1表、歳入歳出予算。
次ページでございます。歳入、1 款町税1 億6,074万3,000円、1 項町民税7,549万円、2 項固定資産税5,417万3,000円、3 項軽自動車税580万3,000円、4 項町たばこ税1,978万6,000円、5 項鉱産税17万6,000円、6 項入湯税531万5,000円。

2 款地方譲与税1,400万円、1 項地方揮発油譲与税300万円、2 項自動車重量譲与税1,100万円、地方道路譲与税、廃項であります。

3 款利子割交付金70万円、1 項利子割交付金、同額であります。

4 款配当割交付金10万円、1 項配当割交付金、同額であります。

5 款株式等譲渡所得割交付金10万円、1 項株式等譲渡所得割交付金、同額であります。

6 款地方消費税交付金3,600万円、1 項地方消費税交付金、同額であります。

7 款自動車取得税交付金300万円、1 項自動車取得税交付金、同額であります。

8 款地方特例交付金100万円、1 項地方特例交付金、同額であります。

9 款地方交付税13億4,000万円、1 項地方交付税、同額であります。

10 款交通安全対策特別交付金10万円、1 項交通安全対策特別交付金、同額であります。

11 款分担金及び負担金1,170万2,000円、1 項負担金、同額であります。

12 款使用料及び手数料2 億312万5,000円、1 項使用料1 億7,761万2,000円、2 項手数料268万7,000円、3 項証紙収入2,282万6,000円。

13 款国庫支出金1 億713万4,000円、1 項国庫負担金1 億439万円、2 項国庫補助金187万円、3 項国庫委託金87万4,000円。

14 款道支出金1 億1,283万9,000円、1 項道負担金7,022万円、2 項道補助金2,775万7,000円、3 項道委託金1,486万2,000円。

6 ページでございます。15 款財産収入2,071万6,000円、1 項財産運用収入2,068万5,000円、2 項

財産売払収入3 万1,000円。

16 款寄附金1 万1,000円、1 項寄附金、同額であります。

17 款繰入金50万円、1 項基金繰入金、同額であります。

18 款諸収入2 億3,323万円、1 項延滞金、加算金及び過料1 万1,000円、2 項町預金利子5 万円、3 項貸付金元利収入1,131万6,000円、4 項受託事業収入55万6,000円、5 項雑入2 億2,129万7,000円。

19 款町債1 億3,800万円、1 項町債、同額であります。

歳入合計が23億8,300万円であります。

歳出、1 款議会費3,269万2,000円、1 項議会費、同額であります。

2 款総務費1 億1,278万5,000円、1 項総務管理費9,303万4,000円、2 項徴税費526万7,000円、3 項戸籍住民基本台帳費211万円、4 項選挙費775万3,000円、5 項統計調査費355万9,000円、6 項監査委員費106万2,000円。

3 款民生費6 億5,752万9,000円、1 項社会福祉費5 億9,469万2,000円、2 項児童福祉費6,229万8,000円、3 項生活保護費29万9,000円、4 項災害救助費24万円。

4 款衛生費2 億65万4,000円、1 項保健衛生費7,500万円、2 項清掃費1 億2,565万4,000円。

5 款労働費659万3,000円、1 項労働費、同額であります。

6 款農林水産業費311万1,000円、1 項林業費、同額であります。

7 款商工費5,860万7,000円、1 項商工費、同額であります。

8 款土木費1 億8,008万1,000円、次のページ、1 項土木管理費7,697万9,000円、2 項道路橋りょう費3,768万6,000円、3 項住宅費6,541万6,000円。

9 款消防費1 億3,790万7,000円、1 項消防費、同額であります。

10 款教育費8,210万9,000円、1 項教育総務費53

8万5,000円、2項小学校費2,574万7,000円、3項中学校費3,224万5,000円、4項社会教育費895万円、5項保健体育費978万2,000円。

11款災害復旧費1万3,000円、1項農林水産業施設災害復旧費、同額であります。

12款公債費4億9,516万1,000円、1項公債費、同額であります。

13款職員費4億1,275万8,000円、1項職員費、同額であります。

14款予備費300万円、1項予備費、同額であります。

歳出合計が23億8,300万円であります。

9ページ、第2表、地方債。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法。臨時財政対策、1億3,800万円、普通貸借又は証券発行、4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。)、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

以下、事項別明細書につきましては、後日各担当課長よりご説明いたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 以上で内容の説明を終わります。

次、日程第18、議案第21号 平成22年度上砂川町国民健康保険特別会計(事業勘定)予算、日程第19、議案第22号 平成22年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算について内容の説明を求めます。山本住民福祉課長。

○住民福祉課長(山本丈夫) それでは、国民健康保険特別会計予算でございます。124ページをござん願います。第1表、歳入歳出予算。歳入、1款国民健康保険税8,417万8,000円、1項国民健

康保険税、同額であります。

2款使用料及び手数料1万2,000円、1項手数料、同額であります。

3款繰入金5,979万3,000円、1項一般会計繰入金、同額であります。

4款諸収入5,000円、1項延滞金及び過料2,000円、2項雑入3,000円。

歳入合計が1億4,398万8,000円であります。

歳出、1款総務費1億4,383万3,000円、1項総務管理費1億4,288万2,000円、2項徴税费95万1,000円。

2款諸支出金5万5,000円、1項償還金及び還付加算金、同額であります。

3款予備費10万円、1項予備費、同額であります。

歳出合計が1億4,398万8,000円であります。

以下、予算事項別明細書等内容につきましては、後日説明を申し上げます。

続きまして、議案第22号、後期高齢者医療特別会計予算でございます。132ページをござん願います。第1表、歳入歳出予算。歳入、1款後期高齢者医療保険料6,078万5,000円、1項後期高齢者医療保険料、同額であります。

2款使用料及び手数料1,000円、1項手数料、同額であります。

3款繰入金1,872万2,000円、1項一般会計繰入金、同額であります。

4款諸収入21万4,000円、1項延滞金、加算金及び過料2,000円、2項預金利子1,000円、3項雑入21万1,000円。

歳入合計が7,972万2,000円であります。

歳出、1款総務費93万1,000円、1項総務管理費4万6,000円、2項徴收费88万5,000円。

2款後期高齢者医療広域連合納付金7,848万1,000円、1項後期高齢者医療広域連合納付金、同額であります。

3款諸支出金21万円、1項償還金及び還付加算金、同額であります。

4 款予備費10万円、1 項予備費、同額であります。

歳出合計が7,972万2,000円であります。

予算事項別明細書及び内容につきましては、後日説明を申し上げます。

○議長（堀内哲夫） 以上で内容の説明を終わります。

日程第20、議案第23号 平成22年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）予算について内容の説明を求めます。清野建設水道課長。

○建設水道課長（清野勝吉） 議案第23号、土地開発造成事業特別会計の内容を説明いたします。

140ページでございます。第1表、歳入歳出予算。1、歳入、1 款財産収入853万円、1 項財産売却収入、同額であります。

2 款繰入金11万円、1 項一般会計繰入金、同額であります。

歳入合計が864万円であります。

2、歳出、1 款宅地造成費324万7,000円、1 項宅地造成費、同額であります。

2 款公債費539万3,000円、1 項公債費、同額であります。

歳出合計が864万円であります。

事項別明細書につきましては、後日説明いたしますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で内容の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時53分

○議長（堀内哲夫） 休憩を解きまして、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第21、議案第24号 平成22年度上砂川町立診療所事業特別会計予算、日程第22、議案第25号

平成22年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算について内容の説明を求めます。高橋福祉医

療センター参事。

○福祉医療センター参事（高橋 良） それでは、ご指示によりまして議案第24号、町立診療所事業特別会計予算の内容についてご説明いたします。

146ページをごらんください。第1表、歳入歳出予算。歳入、1 款医療収入7,200万1,000円、1 項診療収入、同額であります。

2 款分担金及び負担金1,982万円、1 項負担金、同額であります。

3 款諸収入500万円、1 項雑入、同額であります。

4 款繰入金1,408万8,000円、1 項一般会計繰入金、同額であります。

歳入合計が1億1,090万9,000円でございます。

歳出、1 款総務費6,105万円、1 項施設管理費、同額であります。

2 款医業費4,875万円、1 項医業費、同額であります。

3 款諸支出金5万円、1 項償還金、同額であります。

4 款公債費95万9,000円、1 項公債費、同額であります。

5 款予備費10万円、1 項予備費、同額であります。

歳出合計が1億1,090万9,000円でございます。

なお、事項別明細書につきましては、後日ご説明申し上げます。

以上でございます。

次に、議案第25号、老人保健施設事業特別会計予算の内容についてご説明いたします。162ページをごらんください。第1表、歳入歳出予算。歳入、1 款施設サービス収入1億5,043万6,000円、1 項介護給付費収入1億3,717万3,000円、2 項自己負担金収入1,326万3,000円。

2 款利用料1,915万3,000円、1 項利用料、同額であります。

3 款諸収入14万円、1 項雑入、同額であります。

4 款町債5,340万円、1 項町債、同額であります。

す。

歳入合計が2億2,312万9,000円でございます。

歳出、1款老人保健施設費1億9,949万8,000円、1項総務費、同額であります。

2款公債費2,353万1,000円、1項公債費、同額であります。

3款予備費10万円、1項予備費、同額であります。

歳出合計が2億2,312万9,000円でございます。

第2表、地方債、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法。老人保健施設整備事業、5,340万円、普通貸借又は証券発行、4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。)、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

事項別明細書につきましては、後日ご説明申し上げます。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 以上で内容の説明を終わります。

日程第23、議案第26号 平成22年度上砂川町土地取得事業特別会計予算について内容の説明を求めます。奥山総務企画課参事。

○総務企画課参事(奥山光一) それでは、ご指示により議案第26号、土地取得事業特別会計についてご説明申し上げます。

178ページをごらんください。第1表、歳入歳出予算。歳入、1款繰入金373万円、1項一般会計繰入金、同額であります。

歳入合計が373万円であります。

歳出、1款公債費373万円、1項公債費、同額であります。

歳出合計が373万円あります。

以下、事項別明細書につきましては後日説明い

たしますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 以上で内容の説明を終わります。

日程第24、議案第27号 平成22年度上砂川町下水道事業特別会計予算、日程第25、議案第28号 平成22年度上砂川町下水道事業会計予算について内容の説明を求めます。清野建設水道課長。

○建設水道課長(清野勝吉) それでは、ご指示によりまして議案第27号、下水道事業特別会計予算について内容の説明をいたします。

182ページでございます。第1表、歳入歳出予算。歳入、1款分担金及び負担金484万7,000円、1項受益者分担金、同額であります。

2款使用料及び手数料2,627万5,000円、1項使用料、同額であります。

3款国庫支出金9,200万円、1項国庫補助金、同額であります。

4款繰入金6,772万円、1項一般会計繰入金、同額であります。

5款諸収入2,000円、1項延滞金及び過料1,000円、2項雑入1,000円。

6款町債7,650万円、1項町債、同額であります。

歳入合計が1億8,454万4,000円あります。

歳出、1款下水道費5,801万4,000円、1項下水道整備費5,435万6,000円、2項下水道維持費365万8,000円。

2款公債費1億2,643万円、1項公債費、同額であります。

3款予備費10万円、1項予備費、同額であります。

歳出合計が1億8,454万4,000円あります。

第2表、地方債。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法。特定環境保全公共下水道事業、1,100万円、普通貸借又は証券発行、4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資

金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。)、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

流域下水道事業、400万円、同上、同上、同上。

資本費平準化債、6,150万円、同上、同上、同上。

事項別明細書につきましては、後日担当からご説明いたしますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

続きまして、議案第28号、水道事業会計予算でございます。199ページをごらんいただきたいと思っております。平成22年度上砂川町水道事業会計予算実施計画書。収益的収入及び支出。収益的収入、1款水道事業収益1億5,855万6,000円。1項営業収益1億2,860万7,000円、1目給水収益1億2,846万5,000円、2目その他の営業収益14万2,000円。2項営業外収益2,994万9,000円、1目受取利息及び配当金2万円、2目繰入金2,858万7,000円、3目他会計負担金129万2,000円、4目雑収益5万円。

次ページ、収益的支出へまいります。収益的支出、1款水道事業費用1億5,855万6,000円。1項営業費用1億345万5,000円、1目原水及び浄水費1,733万2,000円、2目配水及び給水費1,094万5,000円、3目業務費157万円、4目総係費2,241万7,000円、5目減価償却費5,118万1,000円、6目その他の営業費用1万円。2項営業外費用5,500万1,000円、1目支払利息及び企業債取扱費5,013万7,000円、2目雑支出8万9,000円、3目消費税及び地方消費税477万5,000円。3項予備費10万円、1目予備費、同額であります。

次ページ、資本的収入及び支出へまいります。資本的収入及び支出、資本的収入、1款資本的収入1,476万4,000円。1項出資金、同額であります。

1目負担区分に基づかない出資金、同額であります。企業債、廃目、国庫補助金、廃目、他会計補助金、廃目。

資本的支出、1款資本的支出6,655万6,000円。

1項企業債償還金、同額であります。1目企業債償還金、同額であります。建設改良費、廃項でございます。

事項別明細書につきましては、後日担当から説明いたしますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 以上で予算の大綱並びに提案理由、内容説明を終わります。

◎予算特別委員会設置及び付託について

○議長(堀内哲夫) 次、日程第26、予算特別委員会設置及び付託について議題といたします。

お諮りいたします。ただいま提案されました議案第20号から議案第28号までについて、委員会条例の規定により8名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号から議案第28号までについては、8名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例の規定により、議長において指名したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 異議なしと認めます。

それでは、指名いたします。予算特別委員会の委員については、議長を除く議員8名全員を指名いたします。

お諮りいたします。本特別委員会の正副委員長

につきましては、委員会条例の規定により委員会において互選することになっておりますが、申し合わせによりまして総務文教常任委員会の正副委員長が兼ねることになっておりますので、議長において指名したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

それでは、委員長には川上議員、副委員長には数馬議員を指名いたします。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 横 溝 一 成

署 名 議 員 柳 川 暉 雄

◎休会について

○議長（堀内哲夫） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。明日11日から16日までの6日間、議案調査等のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、11日から16日までの6日間休会することに決定いたしました。

なお、休会中の11日と12日は常任委員会を開催していただき、15日と16日の2日間については予算特別委員会を開催して付託案件の審議をしていただくことになっておりますので、よろしく願いいたします。

また、17日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席方よろしく願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（堀内哲夫） 本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでございました。

（散会 午前11時11分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

第 1 回 定 例 町 議 会

(第 3 号)

平成 2 2 年

上砂川町議会第 1 回定例会会議録（第 3 日）

3 月 1 7 日（水曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 議
午前 1 0 時 2 8 分 閉 会

○議事日程 第 3 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 一般質問
- 第 3 予算特別委員会委員長報告
議案第 2 0 号 平成 2 2 年度上砂川町一般会計予算
議案第 2 1 号 平成 2 2 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
議案第 2 2 号 平成 2 2 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 2 3 号 平成 2 2 年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）予算
議案第 2 4 号 平成 2 2 年度上砂川町立診療所事業特別会計予算
議案第 2 5 号 平成 2 2 年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算
議案第 2 6 号 平成 2 2 年度上砂川町土地取得事業特別会計予算
議案第 2 7 号 平成 2 2 年度上砂川町下水道事業特別会計予算
議案第 2 8 号 平成 2 2 年度上砂川町水道事業会計予算
※ 報告に対する討論・採決とする。
（質疑は省略とする。）

第 4 調査第 1 号 所管事務調査について
（追加日程）

- 第 5 意見書案第 1 号 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の N P T 再検討会議での採択に向けた取組を求める意見書

- 第 6 意見書案第 2 号 農業農村整備事業の予算確保に関する意見書
- 第 7 意見書案第 3 号 政治とカネの疑惑究明と企業・団体献金の禁止を求める意見書
- 第 8 意見書案第 4 号 介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書
- 第 9 意見書案第 5 号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書
- 第 1 0 意見書案第 6 号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書

○会議録署名議員

8 番	横	溝	一	成
9 番	柳	川	暉	雄

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） おはようございます。ただいまの出席議員は 9 名です。

理事者側につきましても、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成 22 年第 1 回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、休会を解きまして再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前 1 0 時 0 0 分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、8番、横溝議員、9番、柳川議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎一般質問

○議長（堀内哲夫） 日程第2、一般質問であります。通告は出されておきませんので、一般質問はございません。

◎議案第20号 議案第21号 議案第22号
議案第23号 議案第24号 議案第25号
議案第26号 議案第27号 議案第28号

○議長（堀内哲夫） 日程第3、予算特別委員会委員長報告について議題といたします。

お諮りいたします。予算特別委員会に付託いたしました議案第20号から議案第28号までについては、一括して予算特別委員長より審査結果の報告を願い、その後議案ごとに討論、採決を行ってまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会に付託いたしました議案について、その審査結果を委員長より一括報告することに決定いたしました。

川上予算特別委員長、ご登壇の上、審査結果の報告をお願いいたします。

○予算特別委員長（川上三男） 平成22年度予算特別委員会委員長報告。

それでは、予算特別委員会の審査報告を申し上げます。本特別委員会に付託されました議案第20号 平成22年度上砂川町一般会計予算、特別会計等8件について、3月15日、16日の2日間にわたり慎重なる審議を行った結果、報告書のとおり決定を得ましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

なお、審査の経過及び質疑の内容等につきましては、全員による審査をいたしておりますので、

省略させていただきます。

初めに、議案第20号 平成22年度上砂川町一般会計予算であります。討論、採決の結果、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、特別会計8件について報告いたします。議案第21号 平成22年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算、議案第22号 平成22年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算、議案第23号 平成22年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）予算、議案第24号 平成22年度上砂川町立診療所事業特別会計予算、議案第25号 平成22年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算、議案第26号 平成22年度上砂川町土地取得事業特別会計予算、議案第27号 平成22年度上砂川町下水道事業特別会計予算、議案第28号 平成22年度上砂川町水道事業会計予算、それぞれ討論、採決の結果、原案可決すべきものと決定しました。

以上のとおり、全案件について全会一致をもって原案可決されましたことをご報告申し上げます。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 以上で予算特別委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。付託されました各議案につきましては、特別委員会において十分審議がなされておりますので、質疑を省略して直ちに討論、採決に入りたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

それでは、順次討論、採決を行ってまいります。議案第20号 平成22年度上砂川町一般会計予算について討論を受けます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第20号について採決いたします。本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原

案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号 平成22年度上砂川町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次、議案第21号 平成22年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について討論を受けます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第21号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号 平成22年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次、議案第22号 平成22年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算について討論を受けます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第22号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号 平成22年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次、議案第23号 平成22年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）予算について討論を受けます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第23号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号 平成22年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次、議案第24号 平成22年度上砂川町立診療所事業特別会計予算について討論を受けます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第24号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号 平成22年度上砂川町立診療所事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次、議案第25号 平成22年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算について討論を受けます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第25号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号 平成22年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次、議案第26号 平成22年度上砂川町土地取得事業特別会計予算について討論を受けます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第26号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号 平成22年度上砂川町土地取得事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次、議案第27号 平成22年度上砂川町下水道事業特別会計予算について討論を受けます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第27号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号 平成22年度上砂川町下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次、議案第28号 平成22年度上砂川町水道事業会計予算について討論を受けます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第28号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号 平成22年度上砂川町水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

◎調査第1号

○議長（堀内哲夫） 日程第4、調査第1号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付してありますように、総務文教常任委員長及び厚生建設常任委員長、議会運営委員長から会議規則第72条及び第74条の規定により、閉会中の継続調査についての申し出がありましたので、委員長の申し出のとおりこれを許可してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申し出のとおり許可することに決定いたしました。

◎追加日程について

○議長（堀内哲夫） ただいま議長の手元に意見書案6件が所定の手続を経て提出されておりますので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

なお、日程第5、意見書案第1号から日程第15、意見書案第6号まで6件の意見書案の本文は相当量となっておりますので、本文読み上げについては省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号から意見書案第6

号まで、本文読み上げによる内容説明を省略することに決定いたしました。

◎意見書案第1号

○議長（堀内哲夫） 日程第5、意見書案第1号「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取組を求める意見書を議題といたします。

2番、水谷副議長、ご登壇の上ご発言願います。

○副議長（水谷寿彦） 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取組を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成22年3月17日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 水谷寿彦

賛成議員 斎藤勝男 数馬尚
高橋成和

本文に入りますが、朗読、内容説明は省略させていただきます。

意見書案第1号「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取組を求める意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月17日

上砂川町議会議長 堀内哲夫

提出先 内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、衆議院議長、参議院議長。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第1号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取組を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第2号

○議長（堀内哲夫） 日程第6、意見書案第2号農業農村整備事業の予算確保に関する意見書を議題といたします。

2番、水谷副議長、ご登壇の上ご発言願います。

○副議長（水谷寿彦） 農業農村整備事業の予算確保に関する意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成22年3月17日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 水谷寿彦

賛成議員 大内兆春 川上三男
横溝一成

本文に入りますが、朗読、内容説明は省略させていただきます。

意見書案第2号 農業農村整備事業の予算確保に関する意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月17日

上砂川町議会議長 堀内哲夫

提出先 内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を

終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第2号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号 農業農村整備事業の予算確保に関する意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第3号

○議長（堀内哲夫） 日程第7、意見書案第3号 政治とカネの疑惑究明と企業・団体献金の禁止を求める意見書を議題といたします。

7番、川上議員、ご登壇の上ご発言願います。

○7番（川上三男） 政治とカネの疑惑究明と企業・団体献金の禁止を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成22年3月17日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 川上三男

賛成議員 柳川暉雄 斎藤勝男

高橋成和

本文に入りますが、朗読、内容説明は省略させていただきます。

意見書案第3号 政治とカネの疑惑究明と企業・団体献金の禁止を求める意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月17日

上砂川町議会議長 堀内哲夫

提出先 内閣総理大臣、法務大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第3号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第3号 政治とカネの疑惑究明と企業・団体献金の禁止を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第4号

○議長（堀内哲夫） 日程第8、意見書案第4号 介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書を議題といたします。

3番、斎藤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○3番（斎藤勝男） 介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成22年3月17日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 斎藤勝男

賛成議員 数馬尚 高橋成和

大内兆春

本文に入りますが、朗読、内容説明は省略させていただきます。

意見書案第4号 介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月17日

上砂川町議会議長 堀内 哲夫
提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第4号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第4号 介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第5号

○議長（堀内哲夫） 日程第9、意見書案第5号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を議題といたします。

4番、数馬議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（数馬 尚） 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成22年3月17日

上砂川町議会議長 堀内 哲夫 様
提出議員 数馬 尚

賛成議員 水谷 寿彦 大内 兆春
川上 三男

本文に入りますが、朗読、内容説明は省略させていただきます。

意見書案第5号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月17日

上砂川町議会議長 堀内 哲夫
提出先 内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国家公安委員会委員長、金融担当大臣、消費者及び食品安全担当大臣、多重債務者対策本部長、衆議院議長、参議院議長。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第5号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第5号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第6号

○議長（堀内哲夫） 日程第10、意見書案第6号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書を議題といたします。

6番、大内議員、ご登壇の上ご発言願います。

○6番(大内兆春) 「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(案)。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成22年3月17日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 大内兆春

賛成議員 水谷寿彦 数馬 尚

横溝一成

本文に入りますが、朗読、内容説明は省略させていただきます。

意見書案第6号 「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月17日

上砂川町議会議長 堀内哲夫

提出先 内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第6号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第6号 「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(堀内哲夫) 以上で本定例会に付議されました案件につきましては、すべて終了いたしました。

よって、平成22年第1回上砂川町議会定例会を閉会いたします。

(閉会 午前10時28分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀内哲夫

署名議員 横溝一成

署名議員 柳川暉雄

予 算 特 別 委 員 会

(第 1 号)

平成22年第1回定例会予算特別委員会会議録（第1号）

3月15日（月曜日）午前10時00分 開会
午後 1時39分 散会

○議事日程 第1号

委員長あいさつ

町長あいさつ

予算特別委員会の日程について

予算審査の方法について

予算審査資料の提出について

その他の関係について

議案第20号 平成22年度上砂川町一般会計予算

力を心からお願い申し上げまして、簡単でございますが、開会に当たってのあいさつといたします。

◎開会の宣告

○委員長（川上三男） ただいまの出席は8名でございます。

定足数に達しておりますので、予算特別委員会は成立いたしました。

（開会 午前10時00分）

◎委員長あいさつ

○委員長（川上三男） おはようございます。開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

10日の定例会におきまして予算特別委員会が設置され、私が委員長に指名されました。委員各位の協力をいただきながら本特別委員会を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、今予算特別委員会に付託されました案件は、平成22年度一般会計予算並びに8本の特別会計であります。一般会計で23億8,300万円、特別会計を合わせて33億6,277万4,000円で、前年度と比較しますと999万3,000円の増額予算となっております。町長選挙がとり行われる関係上骨格予算とされているようですが、大変厳しい財政状況のもと財政健全化4指標を考慮しながら、住環境整備などの住宅対策や子育て支援事業、教育環境対策等の施策に重点を置いた予算となっておりますので、議会としてもそのあたりを踏まえて十分な論議を重ねていただきたいと思います。

審査期間に制約があり、効率的に議事を進めてまいりたいと考えておりますので、各委員のご協

◎開議の宣告

○委員長（川上三男） 直ちに会議を開きます。

◎町長あいさつ

○委員長（川上三男） ここで町長からごあいさつをいただきます。

○町長（加賀谷政清） おはようございます。開会に当たりまして、ごあいさつをさせていただきます。

きょうから委員長が申しあげましたように平成22年度の町づくりに向けた具体的な事項を盛り込んだ一般会計を初め8特別会計についての予算審議が始まりますが、委員の皆様方にはこれからの上砂川町のために活発な質疑やご意見を賜りますようよろしくお願いを申し上げたいと思います。

本町は、ご承知のように平成13年度から行財政改革に取り組み、さらに18年度に策定をいたしました財政5カ年計画に基づいて財政の運営を進めてきました。こういったことから一定の財政収支の改善が図られまして、そして財政健全化の4指標もクリアし、さらにまた補正予算でも説明申し上げましたように基金にも積み立てをいたしまして、基金総額で10億ほど確保することができまし

た。この基金は、これからの新たな本町の町づくりや財政健全化法の4指標を回避するためにはどうしても最低必要な財源であると思っております。そういった面で今後もこの基金を確保しながら、新しい町づくりを進めていかなければならないと思っております。

こうした状況の中で平成22年度の予算編成に当たっては、予算大綱でも申し上げましたように、4月に町長選挙が行われることから骨格予算としたところであります。したがって、義務的経費あるいは経常的経費や継続事業を中心に予算編成をしたところでありますが、この4年間大変厳しい財政状況の中、議員の皆さんや職員の協力をいただいて本町の重要課題である福祉や教育の充実、そして人口対策や定住対策などの町民が住みなれたこの町で安心して暮らすことのできる町を目指して新たな事業を実施してきたところでありますが、こうした事業も今回継続事業として盛り込ませていただいたところであります。また、国の制度や、あるいは手続の関係などで新たな事業も当初予算に盛り込んだことから、一般会計の予算規模につきましては前年度比1%増の23億8,300万円となったところでありますが、公債費の償還が終わったことを含めると実質的に3%の増の予算となったところであります。具体的な内容につきましては、それぞれ担当から説明させていただきますが、本町はこれからも人口減少や少子高齢化が予想されますので、町民や議会、そして職員が1つになって単独での行政運営に向けた町づくりに努力されることを心からお願い申し上げまして、開会に当たってのごあいさつといたします。どうぞよろしくお願いいたします。

◎予算特別委員会の日程について

○委員長（川上三男） それでは、これより審議に入ります。

議題第1、予算特別委員会の日程については是洞議会議事局長から説明いたします。

○事務局長（是洞春輝） それでは、お手元の審査日程表に基づきまして説明させていただきます。

審査日程は、本日15日と16日の2日間を予定しております。本日は、審査方法、資料提出要求等について協議していただき、その後、平成22年度一般会計予算から審査をいたします。初めに歳出を審査していただき、その後歳入の順で審査を進めてまいります。予定といたしましては、本日で一般会計の審査をすべて終え、16日は国保会計以下すべての特別会計と水道事業会計について審査をしていただきます。以上2日間の日程で付託になりました案件について審査を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（川上三男） ただいまの説明に対し質疑、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、日程については説明どおりといたします。

なお、委員会開催の通知は改めていたしませんので、間違いのないようご参集願います。

◎予算審査の方法について

○委員長（川上三男） 議題第2、予算の審査方法については是洞議会議事局長から説明をいたします。

○事務局長（是洞春輝） 予算審査の方法について説明をいたします。

去る10日の本会議において、町長から予算の大綱、提案理由、担当課長からは内容説明がありましたので、本委員会では歳入歳出予算事項別明細書によりまして、各款ごとに担当課長から内容の説明をしていただくこととなります。

説明手順は、例年と同様に本年度予算額、前年度対比、財源内訳を説明し、引き続き節の内容説明に入りますが、経常的な経費や前年度と比較し

て多少の増減の場合については説明を省略し、前年度に比べ大きく変わったところあるいは制度、施策の見直し、重要な継続事業等について説明をしていただきます。質疑については、原則的には款の説明が終了した後、目ごとに受けることになります。また、討論、採決につきましては、議案ごとに行うことといたします。

なお、説明員の出席でございますが、一般会計につきましては全課長の出席をお願いいたします。特別会計につきましても全課長、担当係長などが出席し、対応していただくことといたしますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（川上三男） ただいまの説明に対し質疑、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、審査方法については説明どおり進めてまいります。

◎予算審査資料の提出について

○委員長（川上三男） 議題第3、予算審議にかかわる資料提出について、何か必要な資料がありましたら発言願います。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

◎その他の関係について

○委員長（川上三男） 議題第4、その他ですが、委員のほうから何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

◎議案第20号

○委員長（川上三男） それでは、ただいまから付託案件の審査に入ります。

議案第20号 平成22年度上砂川町一般会計予算

について審議いたします。

歳出から審議に入ります。1款議会費から審査いたします。内容の説明を求めます。是洞議会事務局長。

○事務局長（是洞春輝） ご指示によりまして、議会費について説明をいたします。

予算書の28ページをお開き願いたいと思います。1項議会費、1目議会費、本年度予算額3,269万2,000円、前年度比122万5,000円の増で、財源はすべて一般財源でございます。増減の主な内容は、3節職員手当等677万1,000円で、期末手当の支給率の改定で22万6,000円の増となります。9節旅費148万円で、議員、職員道外政務調査旅費を合わせて89万5,000円、全国議長、副議長研修旅費、中央要請随行旅費などで18万9,000円が増となっております。そのほかについては、昨年同様で経常経費でございますので、略させていただきます。

以上でございます。

○委員長（川上三男） 議会費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、1款議会費の質疑を打ち切ります。

次に、2款総務費に入ります。総務費については、林総務企画課長、奥山総務企画課参事、山本住民福祉課長、渡辺教育次長、清野建設水道課長、高木税務出納課長、是洞監査事務局長に順次説明を求めてまいります。内容の説明を求めます。林総務企画課長。

○総務企画課長（林 智明） それでは、総務費のうち総務企画課所管の主に庶務係、企画産業係所管事項についてご説明いたします。

30ページをお開き願います。また、予算の大綱もあわせてご参照願いたいと思います。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額3,871万3,000円で、前年度と比較いたしまし

て109万4,000円の減額で、財源内訳は国・道支出金1,000円、残り3,871万2,000円は一般財源でございます。主な項目についてご説明申し上げます。4節共済費でございますが、本年度予算額808万9,000円で、前年度対比59万9,000円の増額となっておりますが、対象者数の増と社会保険料率の改定によるものであります。13節委託料につきましては、本年度予算額773万8,000円で、前年度対比101万1,000円の減額となっておりますが、これは庁舎清掃で隔年実施しているガラス、照明器具清掃が本年度実施しないことにより42万9,000円の減、総合行政ネットワーク機器保守料が減額となり、40万6,000円の減、これまで一般管理費で計上していた公的個人認証サービスシステム機器保守料を戸籍住民台帳費に計上したことにより16万4,000円の減となったことによるものであります。14節使用料及び賃借料につきましては、本年度予算額137万9,000円で、前年度対比130万6,000円の減額となっておりますが、これは電話交換機器借り上げリース期間が本年3月をもって終了したことによるものであります。18節備品購入費につきましては、本年度予算額50万円で、前年度対比45万円の増額となっておりますが、これは庁用パソコンを購入することによるものでございます。その他につきましては、おおむね前年度と同様の内容につき説明は省略させていただきます。

32ページをお開き願います。1項総務管理費、2目文書広報費、本年度予算額474万7,000円で、前年度と比較いたしまして4万7,000円の増額となっており、財源内訳はその他財源11万2,000円、残り463万5,000円は一般財源でございます。主な項目についてご説明申し上げます。11節需用費の町広報用印刷製本費につきましては、本年度予算額151万1,000円、前年度対比4万7,000円の増額となっておりますが、これはより多くの情報を発信するため広報紙の年間ページ数を190ページから200ページにふやしたことによるものでございます。

次に、33ページをごらん願います。6目企画費でございますが、本年度予算額132万5,000円で、前年度と比較いたしまして6万3,000円の増額で、財源内訳はすべて一般財源でございます。12節役務費であります。防災無線が本年度5年に1度の再免許申請の年となりますので、7万5,000円の増額となっております。その他につきましては、おおむね前年度と同様の内容につき説明は省略させていただきます。

次に、34ページをお開き願います。7目公平委員会費、本年度予算額7,000円で、前年度と同額で、財源内訳はすべて一般財源でございます。報酬のみの計上で、前年度と同様の内容につき説明は省略させていただきます。

次に、35ページをお開き願います。9目諸費でございますが、本年度予算額209万6,000円で、前年度と同額となっており、財源内訳はすべて一般財源でございます。内容につきましては、前年度と同様の内容につき説明は省略させていただきます。

次に、36ページをお開き願います。11目地域振興費でございますが、本年度予算額344万円で、前年度と比較いたしまして55万8,000円の減額で、財源内訳につきましてはその他財源50万円、残り294万円は一般財源でございます。本目は、所管が総務企画課、建設水道課に分かれておりますので、総務企画課所管事項についてご説明申し上げます。予算の大綱の10ページをご参照願います。大綱の10ページの総務費の中段に記載しております移住定住促進プロジェクト事業につきましては、移住、定住者に奨励金を支給することにより移住しやすい環境を整え、本町の人口増加と定住促進を図ることを目的として昨年度から実施している事業でございます。事業の内容につきましては、1つ目の移住定住者奨励金につきましては満65歳以下の方が対象で、道外の方が定住の意思を持って移住定住ワンストップ窓口を通して転入した場合並びに町内外を問わず町内に住宅を建設、

または購入した場合に支給するもので、道外から転入した方は転入後6カ月を経過した後申請を受け、単身者で5万円、扶養家族のある方で10万円を支給するもので、住宅を建設、または購入した方については入居した時点で申請し、20万円を支給するもので、21年度は道外からの転入者1件、住宅建設購入者4件の実績があったところであります。2つ目の就業者移住定住奨励金につきましては、満50歳以下の方が対象で、町外の方が定住の意思を持って転入し、町内の中小企業に正規職員として就職した場合並びに町外の方が既に町内の企業に正職員として就職して町内に転入した場合、転入後6カ月を経過した後、申請を受け、単身者は5万円、扶養家族のある方については10万円を支給するもので、21年度は町外から単身者1件の実績があったところであります。

なお、この事業の実施に当たりましては、平成19年度に北海道が地域格差の是正に向けて市町村が行う地域の再生や活性化の取り組みに対し支援するために創設された地域再生チャレンジ交付金制度を活用するもので、支援期間が最大3年間となっており、本町は平成20年度から支援を受けておりますので、平成22年度は最終年度となりますので、交付決定が参りましたらさらなる定住対策の予算を計上したいと考えているところであります。

予算書のほうにお戻り願います。8節報償費、本年度予算額100万円で、前年度対比24万円の増額となっておりますが、移住定住者奨励金で60万円の増額、就業者移住定住奨励金で30万円を減額したことによるもので、今後においても制度を広くPRして人口増加を図っていきたいと考えております。11節需用費の消耗品につきましては、すこやかロード事業の3年間の助成が平成21年度をもって終了したことにより11万3,000円の減額となったところであります。13節委託料につきましては、本年度予算額36万3,000円で、前年度対比48万7,000円の減額となっておりますが、これは昨

年度産炭地域振興センターの地域振興推進調査事業として坑内水活用調査費として計上していた40万円を本年度計上しなかったことによるものでございます。その他につきましては、おおむね前年度と同様の内容につき説明は省略させていただきます。

次に、41ページをお開き願います。5項統計調査費、1目諸統計調査費でございますが、本年度予算額355万9,000円で、前年度と比較して308万6,000円の増額となっております。財源内訳は、国・道支出金355万1,000円、残り8,000円は一般財源でございます。本年度の増額要因は、5年に1度の国勢調査の調査年となったことによるもので、国勢調査経費として346万3,000円を計上しているところであり、1節報酬では前年度対比257万2,000円の増の280万1,000円、3節職員手当等で16万6,000円の皆増、7節賃金で18万5,000円の皆増、8節報償費1万5,000円の皆増、12節役務費で14万9,000円の増額で、16万6,000円を計上したところであります。その他につきましては、おおむね前年度と同様の内容につき説明は省略させていただきます。

以上で2款総務費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） 次、奥山総務企画課参事。

○総務企画課参事（奥山光一） それでは、総務費のうち財務及び選挙管理委員会が所管いたします総務費関係についてご説明申し上げます。

32ページをお開き願います。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、3目財政管理費でございます。本年度予算額36万円、前年度同額で、すべて一般財源でございます。本目は、予算書、決算書の作成経費のほか起債管理に係る経費を計上しております。前年同額につき説明は省略させていただきます。

続きまして、5目財産管理費、本年度予算額210万円、前年度比較で41万9,000円の減でございます。財源内訳は、その他特定財源で2,071万6,000

円、残り28万4,000円が一般財源でございます。本目は、町有財産の管理経費を計上するもので、33ページ、11節需用費で本年度予算額257万9,000円、前年度比較で40万6,000円の減額となっておりますが、これにつきましては庁舎水道検満量水器の取りかえ経費の減によるものとなっております。28節繰出金、本年度予算額373万円につきましては、土地取得事業会計繰出金でございまして、特別会計にて説明をさせていただきます。

続きまして、39ページをお開き願います。総務費の選挙費に入らせていただきます。1目選挙管理委員会費、本年度予算額14万6,000円、前年度比較42万2,000円の減となっております。財源内訳は、すべて一般財源でございます。本目は、選挙管理委員会の経費を計上するもので、前年度実施いたしました国民投票用の投票人名簿システム導入業務の終了により減となったものでございます。その他はすべて経常経費で、前年同額のため説明を省略させていただきます。

2目選挙啓発費、本年度予算額9,000円、前年度同額であります。財源は、すべて一般財源であります。例年どおり選挙費に係る啓発経費で、すべて経常経費のため説明は省略させていただきます。

次に、3目町長選挙費、本年度予算額265万2,000円、財源内訳はすべて一般財源でございます。4月22日の町長の任期満了に伴います町長選挙が4月18日にとり行われることから、この町長選挙に係る経費について1節報酬から13節委託料までの予算を計上するものでございます。選挙日程につきましては、4月13日告示、4月18日投票、同日即日開票となっております。

次に、40ページでございます。4目参議院議員選挙費、本年度予算額494万6,000円、財源内訳はすべて国・道支出金となっております。本年7月の任期満了に伴います参議院議員通常選挙に係る経費となっており、1節報酬から18節備品購入費までの予算をそれぞれ計上するものであります。

次に、衆議院議員選挙費でございますが、昨年8月の衆議院選挙費を前年度計上しておりましたが、選挙終了により廃目となるものでございます。

以上、2款総務費に係る説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） 次、山本住民福祉課長。

○住民福祉課長（山本丈夫） 総務費のうち住民福祉課所管分について説明をさせていただきます。

34ページをお開き願いたいと思います。まず、34ページの一番上、上段でございますが、前のページの6目の企画費、19節負担金、補助及び交付金からつながっておりますが、防犯協会補助金を計上してございますが、前年同額でございます。

同じく34ページでございますが、8目交通安全対策費、本年度予算額495万5,000円、前年度比較1万4,000円の増でございます。財源内訳は、すべて一般財源でございます。本目は、交通安全指導員8人、婦人交通指導員3人、交通安全推進員、町の嘱託員であります。推進員1人、交通安全指導車両に係る経費を計上しております。7節の賃金でございますが、186万3,000円の計上は、嘱託職員であります推進員の処遇改善による前年度比6万9,000円の増で、他は前年とほぼ同様の計上につき説明は省略をさせていただきます。

続きまして、38ページをお開き願います。38ページでございます。3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、本年度予算額211万円の計上で、前年度比232万3,000円の減でございます。財源内訳は、国・道支出金2万円、その他特定財源209万円でございます。13節の委託料74万3,000円の計上でございますが、前年度と比較しますと255万6,000円の減でございますが、昨年度は住民基本台帳ネットワークシステム機器の更新の年に当たりまして、これにあわせて三笠市を初めとした5市町との住民基本台帳ネットワークシステム機器の共同利用に係る委託費用247万4,000円を計上していたことございまして、これがなく

なったことによるものが主な減額要因でございます。公的認証サービスの機器保守料16万4,000円は新たな計上でございますが、1目の一般管理費からこの費目に移管しての計上でございます。14節の使用料及び賃借料55万5,000円は、前年度比25万3,000円の増で、先ほどの住基ネット機器の共同利用にかかわる利用料の6カ月から通年12カ月分計上による増でございます。18節備品購入費は、予算の概要の10ページ、総務費の1行目に記載をしておりますが、公的認証サービス機器のメンテナンスサポート期間終了に伴います機器の更新購入費の計上でございます。

以上でございます。

○委員長（川上三男） 次、渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺修一） それでは、教育委員会が所管いたします総務費関係についてご説明いたします。

予算書35ページをお開き願いたいと思います。1項総務管理費、10目町民センター管理費、本年度予算額1,521万3,000円、前年度比較で95万1,000円の増額となっています。財源内訳につきましては、その他特定財源が55万円、一般財源で1,466万3,000円でございます。主な項目のみについてご説明いたします。7節賃金でございますが、本年度予算額159万6,000円、前年度対比106万2,000円の増となっておりますが、昨年は臨時事務員の賃金を補正予算で計上しましたことから増額となるものでございます。次、11節需用費611万円の計上で、前年度対比25万円の減額につきましては、燃料費と電気料の単価の値下げ分等で80万円によるものと本年度自動ドアの修繕料55万円の増との相殺によるものでございます。次、13節委託料でございます。716万2,000円、前年度対比13万8,000円の増でございますが、日常清掃業務において隔年で実施しておりますガラスサッシ清掃及び照明器具清掃業務と3年ごとに実施しています地下重油タンク定期点検等を本年度実施することによるものと昨年実施いたしました冷房機保守点検の

相殺によるものでございます。その他の項目につきましては、おおむね前年度と同額でございますので、説明を省略させていただきます。

以上で2款総務費に係る教育委員会の所管部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） 次、清野建設水道課長。

○建設水道課長（清野勝吉） 続きまして、11目地域振興費のうち建設水道課で所管いたします水源公園関係の予算につきましては、36ページに記載しておりますが、水源公園にかかわります節の合計で本年度予算額114万5,000円、前年度対比7万8,000円の減で計上するものでございます。減額の主な要因は、13節委託料として計上しておりました転落防止ネット設置業務が昨年10月フェンスを設置したことにより設置の必要がなくなったことによるものであります。

以上でございます。

○委員長（川上三男） 次、高木税務出納課長。

○税務出納課長（高木則和） それでは、総務費のうち税務出納課所管分について説明いたしますので、32ページをお開き願います。32ページです。

4目会計管理費、本年度予算額117万8,000円、前年度対比6万5,000円の減となっております。財源は、すべて一般財源でございます。11節需用費16万5,000円の計上で、7万5,000円の増につきましては、調定伝票等の印刷製本費を計上するものでございます。そのほかは、前年度とほぼ同額につき内容の説明は省略をさせていただきます。

次に、37ページをお開き願います。2項徴税费、1目税務総務費、本年度予算額11万7,000円、財源内訳はすべて一般財源でございます。昨年度と同額につき内容の説明は省略をさせていただきます。

2目賦課徴収費、本年度予算額511万5,000円、前年度対比127万4,000円の増となっております。財源内訳は、国・道支出金489万円、その他特定財源1万5,000円、一般財源24万5,000円でございます。13節委託料383万8,000円の計上で、129万3,

000円の増は、3年に1度の不動産鑑定委託60万円の増及び昨年10月から始まりました住民税の年金特徴システム委託によります75万6,000円の増、19節負担金、補助及び交付金11万6,000円の計上で、6万2,000円の増につきましては、地方電子化協議会負担金の増によるもので、そのほかは昨年度税務係の公用車の車検が終了したことによりまして需用費、役務費、公課費で9万3,000円の減との相殺によるものでございます。

以上で税務出納課が所管いたします関係予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） 次、是洞監査事務局長。

○監査事務局長（是洞春輝） それでは、監査委員費について説明いたします。

41ページをお開き願います。6項監査委員費、1目監査委員費、本年度予算額106万2,000円、前年度と同額となります。すべて一般財源でございまして、1節報酬から次ページにあります19節負担金、補助及び交付金までは経常経費でございまして、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○委員長（川上三男） 以上で2款総務費の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、目ごとに質疑を受けてまいります。

1項総務管理費、1目一般管理費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、2目文書広報費、3目財政管理費、4目会計管理費、5目財産管理費、6目企画費について一括質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、7目公平委員会費、8目交通安全対策費、

9目諸費、10目町民センター管理費について質疑を受けます。質疑のある方は発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、11目地域振興費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、2項徴税費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、3項戸籍住民基本台帳費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、4項選挙費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、5項統計調査費、6項監査委員費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

以上で2款総務費について質疑を打ち切ります。

次、3款民生費に入ります。民生費については、山本住民福祉課長、高橋福祉医療センター参事に順次説明を求めてまいります。山本住民福祉課長。

○住民福祉課長（山本丈夫） 3款民生費の住民福祉課所管分について説明をさせていただきます。

予算書は44ページでございます。それから、予算大綱の予算概要のところでございますが、こちらは10ページから11ページをご参照願いたいと存じます。まず、予算書でございます。1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、本年度予算額2億4,288万1,000円、前年度比較1,259万6,000円の増でございます。財源内訳は、国・道支出金1億3,302万8,000円、その他特定財源631万4,000円、一般財源1億353万9,000円でございます。本目は、予算の大綱の概要にもございますが、民生費の10ページから11ページにかけての有料老人ホームスプリンクラー整備補助、障害者自立支援関連事業、老人施設入所措置、除雪サービス、戦没者追悼式、全世帯無料入浴券配布、福祉バス運行等が関係するものでございます。なお、福祉バスでございますが、老朽化と機動性を考慮いたしまして、55人乗りの大型から40人乗りの中型に2月の24日から更新をしております。運転員は4月から交代の予定でございます。7節の賃金でございます。326万7,000円の計上は、嘱託職員であります福祉バス運転員の処遇改善による前年度比8万4,000円の増でございます。19節負担金、補助及び交付金983万5,000円の計上で、前年度比増減は2万2,000円の減でございますけれども、主な増減を説明をさせていただきます。まず、4行目の地域生活支援事業補助金の対象であったエルムの里が障害者自立支援事業所へ移行による減が271万円ございます。それから、前年度は12月に補正をいたしました障害者自立支援対策推進事業72万8,000円、こちらは当初からの計上による増でございます。それから、有料老人ホームのスプリンクラー整備補助による新たな増が200万円でございます。配付をしております資料のナンバー7、有料老人ホームのスプリンクラー整備費用に対する補助について、こちらの資料をご参照願いたいと思います。勤医協の上砂川診療所の2階に5月開設予定の有料老人ホームに関しまして、1の補助の趣旨に書いてありますとおり、この住居型施設はひとり暮

らし高齢者等の増加に伴う安否確認や各種生活支援など今後重要視すべき本町の諸施策に通じること、それから定住対策にも資するものにとらまえておりまして、整備費用の一部補助により入居者の安全、安心対策としてのスプリンクラーの設置を促し、施設における高齢者などの生活環境の向上を図るものでございます。2の補助額200万円でございますが、記載のとおり諸条件を勘案して定めた額でございます。3の有料老人ホームの計画概要でありますけれども、裏面にも図面がございますので、ご参照願います。居室数は、記載のとおり15部屋、15室でございます。18平方メートルと15平方メートル規模の居室、これは3室ございますが、夫婦での入居も想定しているということでございます。そして、トイレ、浴室は共用で、各室には洗面施設のみ設置されます。運営は、札幌市の株式会社勤労者在宅医療福祉協会が担いまして、宿直員と厨房員を配置する中で朝昼夕3食を配ぜん方式により提供するものでございまして、入居費用でございますが、面積によって増となります家賃2万4,000円のほか食費、光熱水費、暖房費の合計で月7万7,920円とのことでございます。

予算書のほうにお戻り願いたいと思います。20節の扶助費の1億6,042万9,000円の計上でございますが、こちらは前年度比2,693万8,000円の増でございます。重度心身障害者医療費でございますが、前年度の実績減を勘案いたしまして、前年度と比較しまして162万3,000円の減、老人施設入所措置は4人から5人へ1人増によりまして169万3,000円の増でございます。次のページにもまたがってまいります。次の障害者自立支援費関係でございますけれども、昨年12月にも増額補正をさせていただいたところでございますが、報酬の5.1%増額改定、それから新規利用者の増、また先ほど申し上げましたが、エルムの里が就労継続支援B型の自立支援給付事業所への移行による増額がありまして、こういった増額要因で2,686万8,0

00円の増でございます。28節繰出金でございます。5,979万3,000円は、前年度比1,435万4,000円の増でございますが、国民健康保険特別会計にて説明を申し上げます。また、各節には国民年金事務に関する経費を計上しておりますけれども、前年度同様の計上につきまして説明は省略をさせていただきます。

同じく46ページ、2目の老人福祉費、本年度予算額389万6,000円、前年度比較150万9,000円の減でございます。財源内訳は、国・道支出金30万4,000円、一般財源359万2,000円でございます。本目は、予算大綱の11ページ中段の生きがい関連、在宅福祉サービス、敬老会などの経費を計上しております。19節の負担金、補助及び交付金でございますが、123万6,000円の計上でございますが、前年度と比較しますと164万7,000円の減でございます。こちらにつきましては、空知中部広域連合に支出をしておりました老人保健負担金、こちらの事務経費を計上しているものでございまして、8,000円が今回のこの事務経費でございますけれども、それ以外は全部減額ということでございますが、これは老人保健制度廃止によりまして2年間の遅延請求期間経過によりまして各市町の負担が原則的に少額となったことによるものでございます。

3目の社会福祉施設費でございます。本年度予算額662万6,000円、前年度比較45万円の増で、すべて一般財源でございます。本目は、予算大綱11ページ下段のほうに記載がございまして、中央集会所、東山ケアつき住宅から名称を改めさせていただきます東山高齢者住宅、生活館など6施設にかかわる経費を計上しております。7節の賃金でございます。186万2,000円の計上でございますが、前年度比175万4,000円の大幅増となっております。管理人の処遇改善といたしまして、現在の東山高齢者住宅の管理人の処遇改善といたしまして管理業務委託員から3法適用の嘱託員とすることで13節委託料から費目を組みかえての計上によ

る増でございます。他は昨年同様の計上につき説明は省略をさせていただきます。

続きまして、50ページのほうにお移り願いたいと思います。50ページでございます。5目の複合施設費、本年度予算額315万7,000円、前年度比較25万円の増で、すべて一般財源でございます。こちらは、東鶉児童館、東鶉生活館、東鶉老人寿の家の中央ふれあいセンターにかかわります経費を計上しております。児童館運営に係る児童厚生員賃金、それからセンター建物の自治会の管理委託経費が主なものでございまして、11節の需用費、修繕料で検満量水器の取りかえで21万6,000円の増額以外は前年同様の計上につき説明は省略をさせていただきます。

続きまして、53ページをお開き願います。53ページでございます。7目介護保険費、本年度予算額7,866万2,000円、前年度比較76万5,000円の増でございます。すべて一般財源でございます。19節負担金、補助及び交付金でございますが、空知中部広域連合への町負担金7,829万9,000円は、連合職員の交代によりまして人件費増で、前年度と比較いたしますと63万1,000円の増でございます。他は介護保険活動車両、介護保険車とっておりますが、これらの維持経費を計上した経常経費につき説明を省略させていただきます。

続きまして、54ページをお開き願います。54ページでございます。9目介護予防費、本年度予算額437万6,000円、前年度比較65万9,000円の減で、財源内訳はその他特定財源431万円、一般財源6万6,000円でございます。本目は、予算大綱11ページの下から11行目に記載の空知中部広域連合からの受託による高齢者の介護予防に関する各種事業経費を計上しております。事業実施に当たっての臨時職員賃金や委託料が経費の主なものでございまして、要介護の可能性がありまして特定高齢者、これらの把握、引きこもり防止のための交流会や健康運動指導士によりまして機能維持訓練事業等が主な事業でございます。13節の委託料でございま

すけれども、要介護状態になる可能性のある先ほど説明の特定高齢者の生活機能評価の対象者の変更によりまして、これによる人員減がございます。これによって44万6,000円が減となっているほかは前年同様の計上につき説明を省略させていただきます。

次に、10目後期高齢者医療費、本年度予算額8,639万円、前年度比較646万円の増で、財源内訳は国・道支出金1,148万8,000円、その他特定財源55万6,000円、一般財源7,434万6,000円でございます。本目では、予算大綱11ページ、下から5行目でございますが、北海道後期高齢者医療広域連合から受託の後期高齢者健診に要する、健康診査に要する費用と同連合への負担金を計上しております。19節の負担金、補助及び交付金6,711万2,000円でございますが、北海道広域連合へ支出いたします療養給付費負担金で、定められた割合、12分の1での町負担分の計上でございます。前年度比較586万8,000円の増でございますけれども、医療費増を見込んでのことでございます。28節繰出金1,872万2,000円は、後期高齢者医療特別会計予算にて説明をさせていただきます。

次に、2項の児童福祉費、1目児童福祉総務費、本年度予算額4,945万6,000円、前年度比較2,389万円の増でございます。財源内訳は、国・道支出金3,985万6,000円、その他特定財源22万1,000円、一般財源937万9,000円でございます。本目は、予算大綱10ページの民生費4行目、子育て支援事業のうちの主な事業であります現在双葉保育園で実施しておりますおひさまルーム、それから11ページ中段でございます町独自で実施の町内医療機関受診に限り小学生までの医療費全額助成、こういった医療費助成、それから児童、子ども手当等の経費を計上しております。説明欄に子育て支援事業用と記載があるのがおひさまルームでございます。おひさまルームは、子育て家庭の孤立防止のための交流事業として実施しておりますけれども、親子の平均参加数も15人と多く、かつ開催日

数の増を望む声が多いということがございまして、ただいまは年16回の開催でございますけれども、フリーでの交流機会を8回ふやしまして年24回、月2回の開催ということで、経費につきましても次ページにわたります関係費目で全体で5万6,000円ほど増額としてございます。56ページの20節の扶助費でございます。20節扶助費4,860万9,000円の計上で、前年度比較2,386万8,000円のほぼ倍増でございます。乳幼児医療費、ひとり親家庭等医療費は、昨年度の実績見込額を勘案して増額計上しておりますほか、子ども手当の導入による大幅な増でございます。配付の資料ナンバー8、先ほどの老人ホームのスプリンクラーの後ろに資料ナンバー8がございまして、子ども手当についてをご参照したいと思っております。子ども手当は、ご承知のとおり、中学生以下の子供1人につき平成22年度は1万3,000円を支給するものでございますが、子ども手当の一部として現行の児童手当を併給することになります。しかしながら、混乱防止のため児童手当と同様の方法による子ども手当として一本化して支給することになります。支給月は、6月、12月、2月に全4カ月分を支給することになりますが、一番下にも書いておりますけれども、6月支給分は2月、3月分が児童手当、4月、5月分から子ども手当となります。上の表の町が支給すべき対象者数でございますが、現行の児童手当分が222人、新たに対象の中学生85人の計307人でございますが、下の表にも書いておりますが、支給額は児童手当が343万円、子ども手当3,991万円の計4,334万円と見込むもので、前年度の児童手当2,077万5,000円と比較し、2,256万5,000円の増となるものでございますが、町の負担分は従来の児童手当分のみとなるものでございます。

予算書にお戻り願います。予算書は、2目の保育所費、本年度予算額1,284万2,000円、前年度比較1万1,000円の増でございます。財源内訳は、その他特定財源322万1,000円、一般財源962万1,0

00円でございます。本目は、予算大綱11ページ下段、4事業の保育所運営経費を計上しております。今年度は、その一番下に記載のとおり、予算計上はしておりませんが、英語指導助手を月1回保育園に招請、招きまして、園児たちに英語になれ親しむ環境を設けることとしておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

予算書のほうでございます。予算書、7節賃金590万4,000円の計上で、前年度比21万6,000円の増でございます。一時保育の利用増と見守りを要すると思われる園児に対応するため、臨時保育士の雇用時間等の増に伴うものでございます。11節需用費601万3,000円の計上でございます。水洗化により下水道使用料25万円を新たに水道料に加算計上しておりますが、前年度途中での大規模修繕を経たことによりまして、修繕料では20万円が減となっております。13節委託料でございますが、水洗化によります浄化槽維持管理料8万9,000円は必要がなくなったということで減額をし、25万8,000円の計上でございます。その他はほぼ前年同様の考え方によります計上でございますので、説明を省略させていただきます。

次、3項生活保護費、1目生活保護総務費、本年度予算額9,000円、それから次の2目扶助費、本年度予算額29万円、いずれも前年同額でございます。続きまして、4項の災害救助費、1目災害救助費、本年度予算額24万円、前年度同額でございます。それぞれ予算大綱11ページの下段にあります生活困窮世帯扶助事業、それから災害見舞金の経費を計上したものでございます。

以上でございます。

○委員長（川上三男） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時04分

○委員長（川上三男） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

次、高橋福祉医療センター参事。

○福祉医療センター参事（高橋 良） それでは、民生費のうち福祉医療センター所管分についてご説明いたします。

48ページをごらんください。初めに、特別養護老人ホームはるにれ荘関係の予算についてご説明いたします。4目特別養護老人ホーム費、本年度予算額1億2,687万6,000円、前年度比較86万8,000円の増となり、財源内訳はその他特定財源が1億2,489万5,000円と一般財源198万1,000円となっております。主な増減は、給料、職員手当等、共済費、退職手当組合負担金の人件費は人事異動等により68万9,000円の減となっております。7節賃金で臨時代替介護員の処遇改善に伴う経費と臨時代替調理員1名増分等で241万9,000円の増、11節需用費で単価引き下げによる燃料費や修繕等の減により170万4,000円の減、13節委託料の施設清掃では隔年で実施しておりますガラス、照明清掃を本年度は実施しないことなどにより10万1,000円の減、50ページをごらんください。14節使用料及び賃借料の寝具借り上げ料の単価改定により42万1,000円の増、18節備品購入費で老朽化し、修繕も不可能な車いすと歩行補助器の更新のために45万円を計上したところでございます。なお、予算の大綱10ページに記載しておりますが、本年度は車いす5台と歩行補助器5台を更新することとし、平成23年度以降も計画的に更新する予定でございます。他の予算につきましては、昨年度とほぼ同額ですので、説明は省略させていただきます。

次に、デイサービスセンター関係の予算についてご説明いたします。6目デイサービスセンター費、本年度予算額2,087万1,000円、前年度比較66万3,000円の減となり、財源内訳はその他特定財源2,065万7,000円、一般財源21万4,000円となっております。人事異動により人件費で11万7,000円の減、11節需用費で燃料費の単価引き下げ等により36万5,000円の減、52ページをごらんください。13節委託料の隔年で実施しておりますガラス、照明清掃と地下タンク検査を本年度は実施しない

ことから20万7,000円が減となったものでございます。他の予算につきましては、昨年度とほぼ同額ですので、説明は省略させていただきます。なお、予算の大綱10ページに記載しております利用者家族の方にデイサービスのサービス内容の体験と利用者との交流を図るために昨年度から実施しております家族体験プログラムを今年度も実施することとし、賄い材料費に必要な予算を計上してございます。

次に、地域包括支援センター関係予算についてご説明いたします。8目地域包括支援センター費、本年度予算額2,095万7,000円、前年度比較126万8,000円の増となり、財源内訳はその他特定財源が1,609万2,000円、一般財源が486万5,000円となっております。主に職員の給料削減率の見直しにより給料で69万4,000円、職員手当等で14万3,000円、共済掛け率引き上げにより共済費で38万円がそれぞれ増となったものでございます。他の予算につきましては、昨年度とほぼ同額ですので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○委員長（川上三男） 以上で3款民生費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1項社会福祉費、1目社会福祉総務費について質疑を行います。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、2目老人福祉費、3目社会福祉施設費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、4目特別養護老人ホーム費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、5目複合施設費、6目デイサービスセンター費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、7目介護保険費、8目地域包括支援センター費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、9目介護予防費、10目後期高齢者医療費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、2項児童福祉費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、3項生活保護費、4項災害救助費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

以上で3款民生費について質疑を打ち切ります。

次、4款衛生費に入ります。内容の説明を求めます。山本住民福祉課長。

○住民福祉課長（山本丈夫） それでは、4款の衛生費について説明をいたします。

予算書は60ページでございます。それから、予算大綱は12ページをご参照願います。では、予算

書のほうにまいります。1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、本年度予算額6,209万3,000円、前年度比較688万9,000円の減でございます。財源内訳は、国・道支出金62万9,000円、一般財源6,146万4,000円でございます。昨年は、食生活改善推進員の養成事業経費44万4,000円の計上がありました。その分が今回ないことによる大きな減額要因でございます。予算大綱の12ページ、衛生費の下から5行目の小児救急医療支援事業負担金がございますが、こちらは新たな計上となるものでございますけれども、砂川、滝川、赤平各市立病院の小児科の専門医の輪番によりまして、中空知5市5町での夜間休日における小児専門の救急医療体制を整えるものでございまして、本年度分の本町負担分は3万9,000円でございます。

予算書にお戻り願いまして、19節の負担金、補助及び交付金にはただいまの3万9,000円の計上がございます。28節繰出金5,743万9,000円の計上でございますが、各特別会計にて説明申し上げます。

次に、2目予防費、本年度予算額735万3,000円、前年度比較164万5,000円の減でございます。財源内訳は、国・道支出金57万8,000円、その他特定財源64万5,000円、一般財源613万円でございます。本目は、予算大綱12ページ上段にもありますが、健康の里づくり事業や各種検診委託経費を計上しております。1行目にありますが、地域社会振興財団の補助を受けた健康の里づくり事業の経費でございます。これ予算大綱の12ページの一番上でございますけれども、この経費につきましては助成期間の3年が経過しておりまして、平成21年度で終了をしております。いわゆる助成は終了をしております。今年度は、同じくこの財団に対しまして新たな別メニューで補助申請をしております。このメニューでございますけれども、コミュニティー団体が行います事業のみが対象となるものでございまして、町内の健康づくり団体に働きかけを行いまして、健康づくり協議会を立ち上

げさせていただきました。この健康づくり協議会の事業として、ゆったりセミナーなどの健康の里づくり事業を進めるものでございます。

予算書のほうにお戻り願いたいと思います。予算書の62ページに19節負担金、補助及び交付金、健康づくり協議会助成金34万円を計上しております。なお、この34万円の事業費でございますが、補助採択がない場合でも実施するものでございまして、補助採択がある場合は100万円の規模の事業に拡大したく、改めて補正計上させていただきたくてでございます。他は前年同様の内容でございますので、説明は省略をさせていただきます。

次に、3目環境衛生費、本年度予算額555万4,000円、前年度比較1万5,000円の増で、財源内訳はその他特定財源10万6,000円、一般財源544万8,000円でございます。11節需用費107万5,000円は、前年度比23万円の増でございます。増額要因でございますが、下鶉共同浴場の浴槽タイル、それから東町共同浴場ボイラーの修繕費の計上でございます。19節負担金、補助及び交付金では砂川地区保健衛生組合負担金、これは火葬場管理経費の分担でございます。それから、ほかは前年と同様の計上につき説明は省略をさせていただきます。

次に、2項清掃費、1目清掃総務費、本年度予算額31万4,000円、前年度比較5,000円の減で、すべて一般財源でございます。本目は、じんかい収集車の車庫と、事務所も兼ねておりますが、これらの経費を計上しておりますが、前年と同様な計上につき説明は省略をさせていただきます。

次に、2目じん芥処理費、本年度予算額7,982万9,000円、前年度比較588万6,000円の増で、財源内訳はその他特定財源1,248万6,000円、一般財源6,734万3,000円でございます。本目は、ごみ収集と処理及び最終処分場の経費を計上しております。予算の大綱は12ページでございますが、衛生費の最終行に記載の廃棄物処理施設管理者講習、これにつきましては昨年12月に補正で計上させて

いただいたところでございますが、先方の都合によりまして中止となったため、今年度改めて計上させていただいたものでございます。

予算書のほうにお戻り願ひまして、9節の旅費に5万5,000円、次のページの12節役務費の手数料に21万5,000円をただいまの講習受講費用として計上させていただきました。それから、同じく64ページ、19節負担金、補助及び交付金5,971万1,000円の計上で、前年度比596万5,000円の増となっております。砂川地区保健衛生組合の負担金でございますが、エコバレーへの焼却委託料について平成22年度から1トン当たりの処理単価が現行1万9,950円から2万5,200円に増額改定となることによるものでございまして、これで437万5,000円の増ということになっております。それから、可燃ごみの焼却処理のための14市町で構成の中・北空知廃棄物処理広域連合負担金159万円の新たな計上でございます。他は前年同様の計上につき説明は省略をさせていただきます。

次に、3目のし尿処理費、本年度予算額4,551万1,000円、前年度比較96万3,000円の増で、財源内訳はその他特定財源1,045万2,000円、一般財源3,505万9,000円でございます。19節の負担金、補助及び交付金3,756万6,000円の計上で、前年度比221万1,000円の増となっております。砂川地区保健衛生組合のし尿処理に伴います負担金でございます。昨年度休止し、解体作業が進んでおります砂川衛生組合のし尿処理施設でございますけれども、今年度は汚物槽の清掃処理を行うということで、そういったことで経費の増があるものでございます。なお、組合におきますし尿処理経費の分担割合でございますが、平成21年度からは全額投入量比率となっております。本町の場合全体投入量の約4割弱を占めているものでございます。他は前年と同様の計上につき説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○委員長（川上三男） 以上で4款衛生費の説明

が終わりました。

これより質疑に入ります。

1項保健衛生費、1目保健衛生総務費について質疑を受けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、2目予防費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、3目環境衛生費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、2項清掃費全般について一括質疑を受けます。質疑のある方は発言願ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

以上で4款衛生費について質疑を打ち切ります。

次、5款労働費、6款農林水産業費に入ります。内容の説明を求めます。林総務企画課長。

○総務企画課長（林 智明） それでは、労働費につきましてご説明申し上げます。

68ページをお開き願ひます。5款労働費、1項労働費、1目労働諸費、本年度予算額659万3,000円、前年度と比較いたしまして340万8,000円の増額で、財源内訳は国・道支出金340万円、残り319万3,000円は一般財源でございます。予算の大綱の12ページ中段の労働費の欄をご参照願ひます。町有地、町有施設等環境整備事業につきましては、昨年4月の第3回臨時会において予算計上した事業で、国の平成20年度第2次補正予算の緊急雇用対策として都道府県に交付された緊急雇用創出事

業臨時特例交付金を活用して行う事業で、事業期間は平成21年度から23年度までの3カ年となっております。昨年度につきましては、委託方式で5月から10月までスキー場周辺や桜並木などの草刈りを行い、雇用効果は3名となっております、また直営方式で10月から本年2月まで公共施設の除雪や清掃などを行い、雇用効果は3名となっております。本年度につきましても6月から10月にかけて公共施設周辺の草刈りやマイマイガの卵除去などの環境整備を行うもので、4名の雇用を予定しており、関係経費340万2,000円を予算計上したところであります。

予算書にお戻り願います。内容といたしましては、4節共済費に4名分の雇用保険料2万3,000円を計上、7節賃金に4名分の賃金、各100日分として252万4,000円を計上、11節需用費に消耗品費20万円、燃料費25万円を計上し、14節使用料及び賃借料に作業用車両リース代として35万円を計上、16節原材料費については作業用材料代として5万円を計上したところであります。その他につきましては、おおむね前年と同様の内容につき説明は省略をさせていただきます。

以上で労働費の説明を終わらせていただきます。

続きまして、農林水産業費についてご説明申し上げます。70ページをお開き願います。6款農林水産業費、1項林業費、1目林業振興費、本年度予算額311万1,000円、前年度と比較いたしまして356万3,000円の減で、財源内訳は国・道支出金27万5,000円、その他財源24万7,000円、残り10万6,000円は一般財源でございます。昨年アライグマによる被害が多発していることから、箱わな5台の購入費として11節需用費に5万3,000円を予算計上したところではありますが、5台で対応できたことから本年度予算計上しなかったことによるものでございます。19節負担金、補助及び交付金につきましては、前年度対比351万円の減額となっておりますが、これは美しい森林基盤整備交付金

で国の予算削減により森林所有者が行う造林や間伐等の森林施業面積を削減したことにより351万円減額となったところによるものであります。その他につきましては、おおむね前年度と同様の内容につき説明は省略をさせていただきます。

以上で農林水産業費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） 以上で5款労働費、6款農林水産業費の説明が終わりました。一括質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

以上で5款労働費、6款農林水産業費について質疑を打ち切ります。

7款商工費に入ります。内容の説明を求めます。林総務企画課長。

○総務企画課長（林 智明） それでは、商工費につきましてご説明申し上げます。

72ページをお開き願います。7款商工費、1項商工費、1目商工振興費、本年度予算額2,126万1,000円、前年度と比較いたしまして602万5,000円の減額で、財源内訳につきましては国・道支出金27万円、その他財源1,304万5,000円、残り794万6,000円は一般財源でございます。初めに、1目商工費についてご説明いたします。予算大綱の12ページをご参照願います。商工費下段の消費者行政活性化事業につきましては、平成20年度国の第2次補正予算に計上された事業で、市町村を含む消費者センターの設置や消費生活相談員の養成などに取り組む地方公共団体を支援する制度で、昨年度は第3回定例会で34万円の予算を計上し、プロジェクター等の機器購入や研修参加費などに活用したところでもあります。本年度におきましても消費者教育と啓発に力点を置き、講演会や研修会参加などの経費として27万円予算計上するものであります。

予算書にお戻りください。内容といたしまして

は、8節報償費に講演会講師謝礼として8万円、9節旅費に研修会参加旅費として4万円、11節需用費、消耗品に参考図書購入として5万円、12節役務費につきましては一般住民向き啓発用看板代として10万円予算計上したところであり、続きまして、21節貸付金につきましては、本年度予算額1,131万6,000円で、前年度対比230万円の減額となっておりますが、これは中小企業及び商店街近代化融資の融資総額が減り、原資預託金が減額になったことによるものでございます。22節補償、補填及び賠償金につきましては、夢海道、プラス・ワン、アトリエ・エムにかかわります代位弁済が21年度をもって返済終了したことに伴い、390万円全額減額となったところであり、代位弁済額につきましては、元金、利息合わせまして2,801万9,000円で、返済期間は平成15年度から21年度までの7年であります。その他につきましては、おおむね前年と同様の内容につき説明は省略させていただきます。

次に、企業開発費でございます。2目企業開発費、本年度予算額2,199万5,000円、前年度対比740万円の増額で、財源内訳につきましては国・道支出金740万円、残り1,459万5,000円は一般財源でございます。主な項目についてご説明申し上げます。予算の大綱の12ページをご参照願います。商工費の2段目の特産品の開発及び販路拡大事業につきましては、昨年第2回定例会で予算計上した事業で、この事業も労働費の緊急雇用創出事業と同様緊急雇用対策として国の平成20年度第2次補正予算に計上されたふるさと雇用再生特別対策事業で、緊急雇用同様平成23年度までの3カ年事業となっております。事業の概要につきましては、本町でシイタケを栽培しているジャパンアグリテック社に特産品であるシイタケを活用した加工品の開発を委託事業として実施しており、21年度は加工品の試作研究で、本年度は加工品開発、販路確保を目指すもので、雇用開発効果は3名となっております。

3目観光費の事業であります。ふるさと雇用対策事業で関連がありますので、予算大綱の商工費の最上段にあります我が町PR大使設置事業についてもご説明いたします。この事業も昨年の第2回定例会に予算計上しており、特産品開発事業同様3カ年事業で、事業の概要といたしましては振興公社にPR大使を1名配置し、本町のイベントのPRや温泉をPRして観光客及び温泉の利用増を図るものであります。

予算書にお戻りください。2目の企業開発費であります。13節委託料につきましてはただいま説明いたしましたジャパンアグリテック社への加工品開発委託料として740万円計上したところであり、その他につきましてはおおむね前年度と同様の内容につき説明は省略させていただきます。

次に、3目観光費、本年度予算額1,535万1,000円、前年度と比較いたしまして509万8,000円の増額で、財源内訳につきましては国・道支出金で510万円、残り1,025万1,000円は一般財源でございます。13節委託料につきましては、先ほど説明いたしました我が町PR大使設置事業を振興公社に委託する委託料として510万円計上したところであり、その他につきましては、おおむね前年度と同様の内容につき説明は省略させていただきます。

以上で商工費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） 以上で7款商工費の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

1目商工振興費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、2目企業開発費、3目観光費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

以上で7款商工費について質疑を打ち切ります。

8款土木費に入ります。内容の説明を求めます。清野建設水道課長。

○建設水道課長（清野勝吉） それでは、8款土木費について内容の説明を申し上げます。

76ページをお開き願います。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、本年度予算額7,697万9,000円、前年度対比で94万円の減となっております。財源内訳は、国・道支出金8万2,000円、その他特定財源108万6,000円、一般財源7,581万1,000円でございます。本目は、主に街路灯の維持費と土地開発造成及び下水道事業特別会計への繰出金にかかわる予算を計上するものでございます。減額の主なものは、11節需用費689万5,000円の計上で、30万円の減は電気料の値下がりによるものであります。28節繰出金で6,783万円の計上で、53万1,000円の減となったものであります。各特別会計にて説明させていただきます。その他の経費につきましては、昨年度とほぼ同額につき内容の説明は省略させていただきます。

次に、2項道路橋りょう費、1目道路維持費について説明申し上げます。本年度予算額3,768万6,000円、前年度対比26万7,000円の増となっております。財源内訳は、全額一般財源でございます。本目は、除排雪経費と道路維持工事費を計上するものでございます。本年度の除排雪経費は、賃金、燃料費、委託料、使用料及び賃借料を合わせて総額2,081万6,000円の計上で、38万4,000円の減は燃料費の値下がりによるものであり、現行体制を維持しながら、効率的かつ効果的な除排雪体制を構築してまいりたいと考えております。11節需用費、修繕料500万円の計上で、50万円の増は隔年で車検整備6台と一般整備をするものであります。その他の経費につきましては、昨年度とほぼ同額につき内容の説明は省略させていただきます。

す。

78ページをお開き願います。次に、3項住宅費について説明申し上げます。1目住宅管理費、本年度予算額4,550万3,000円、前年度対比595万8,000円の減となっております。財源内訳は、その他特定財源3,676万9,000円、一般財源873万4,000円でございます。本目は、町営住宅の維持管理経費を計上するものであります。11節需用費1,589万円の計上で、615万の減は定住促進環境整備事業のうち単身者住宅、水洗化住宅の空戸の入居促進を図るための修繕を完了したことと年次計画の下鹵改良住宅屋根ふきかえ工事を地域活性化・きめ細やかな臨時交付金の平成22年度繰越明許事業として計上したものでございます。14節使用料及び賃借料135万7,000円の計上で、52万5,000円の増は移住定住対策の一環として昨年度より単身者住宅の住環境整備としてカーテン、照明、ストーブを設置しております。暖房機の借り上げ料を計上したものであります。19節負担金、補助及び交付金437万5,000円の計上で、33万3,000円の減は下水道受益者分担金で平成18年度に供用開始になりました鶉地区の納入が完了となったものでございます。その他の経費につきましては、昨年度とほぼ同額につき内容の説明は省略させていただきます。

次に、2目公営住宅建設費、本年度予算額1,991万3,000円の計上で、2,473万4,000円の減となっております。財源内訳は、全額一般財源でございます。本目は、職員2名の人件費と町営住宅水洗化工事などに関する経費を計上するものでございますが、本年度は骨格予算でありますことから、15節工事請負費については計上していないものであります。人件費は1,721万4,000円の計上で、102万6,000円の増は給料、手当の増によるものでございます。13節委託料200万円の計上で、本年度新たに計上するものであります。予算大綱の8ページにも記載しておりますが、平成22年建設公営住宅補助採択要件、平成25年度以降交付金事業の

補助採択要件として長期的な公的住宅の維持管理を目的として町営住宅長寿命化計画の策定が義務づけられましたので、当町においてもストック計画を見直し、同計画を策定しますことから、データ整理及び分析を業者に依頼するものであります。それらをもとに職員によりストック計画を見直し、同計画を策定し、経費の削減を図るものであります。その他の経費につきましては、前年度とほぼ同額につき内容の説明は省略させていただきます。

以上で8款土木費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） 以上で8款土木費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1項土木管理費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、2項道路橋りょう費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次に、3項住宅費、1目住宅管理費、2目公営住宅建設費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。はい。

○6番（大内兆春） 説明いただいた80ページの13節委託料なのですが、今説明してもらったのですが、全然200万円かけてどういったストック計画見直して業者に長寿命化計画を策定してもらうのか、実際問題町営住宅きちっと把握しているのは担当の課が把握していると思うのです。それをあえて業者に200万円かけて自分らでしないで長寿命化計画見直すというのちょっとよくわからないものですから、もう一度説明お願いいたします。

○委員長（川上三男） どうぞ。

○建設水道課長（清野勝吉） 先ほど申し上げましたとおり、補助採択要件として国のほうからストック計画を見直して長寿命化計画を策定しなさいという指導がございました。その中で、長寿命化計画というのはストック活用計画の上位計画に位置づけられると聞いてございます。それで、それが何をやるものかといいますと、公的住宅を今後建てかえや新規建設も視野に入れて、そのほかに老朽化していくストックを何とか長もちさせる方策を国が示しなさいという指示でございました。それで、今回のデータ分析等委託をするということなのですが、これらについては個々単体の住宅の耐久度についても専門的な見解を出さねばいかぬということがございます。それらを主に委託をすると。それから、ストックの見直しについては、年度人口想定に基づいて基本の位置づけというか、想定の基本作業までのものを、当町も変わっていますので、年数がたっておりますので、それらを委託すると。本旨の方針、策定については、町職員で行うということでございます。

ちなみに、今回この長寿命化計画を空知支庁で12市町村が策定を予定してございます。このうち半数以上の市町村が独自で策定して、基本的なことは委託すると。全委託になりますと、この経費の3倍ぐらいの経費を要しますので、その部分は削減するという考え方でございます。

以上です。

○6番（大内兆春） わかりました。

○委員長（川上三男） よろしいですか。

○6番（大内兆春） よろしいです。

○委員長（川上三男） それでは、ないようですので、打ち切ります。

以上で8款土木費について質疑を打ち切ります。

次、9款消防費に入ります。内容の説明を求めます。川下消防長。

○消防長（川下 清） それでは、9款消防費につきましてご説明をいたします。

82ページでございます。1項消防費、1日常備消防費、本年度予算額1億2,812万3,000円、前年度と比較いたしまして54万8,000円の増で、財源内訳は全額一般財源でございます。2節給料、職員16名分の計上と削減率の見直しによりまして58万9,000円の増となっております。3節職員手当につきましては、子ども手当、住居手当が本年計上されておりますが、職員16名での計上による相殺によりまして101万3,000円が減となっております。4節共済費につきましては、掛け率の引き上げによりまして133万円の増となっております。11節需用費につきましては、燃料単価が下がったことによりまして16万4,000円の減となっております。18節備品購入費では18万5,000円を計上しておりますが、本部用のパソコンを更新するものでございます。その他の節につきましては、おおむね前年同様でございますので、説明を省略させていただきます。

次に、84ページ、2目非常備費、本年度予算額883万6,000円、前年度と比較いたしまして208万2,000円の増でございます。財源内訳は、その他特定財源24万円、一般財源859万6,000円となっておりますが、増額の主な要因といたしましては9節旅費の費用弁償、11節需用費の消耗品費、食糧費、18節備品購入費でそれぞれ北海道消防訓練大会用といたしまして予算計上いたしておりますが、予算の大綱13ページと資料ナンバー9をあわせてご参照を願います。北海道消防訓練大会につきましては、消防団員の消防技術の向上と士気の高揚を図ることを目的に道と道の消防協会が主催し、毎年開催されているものでございます。開催日につきましては、本年7月15日に北海道消防学校で開催されまして、道内の各地域からの代表消防団14団が参加いたしまして、今年度は当上砂川消防団がポンプ車操法の部におきまして空知の代表として出場するものでございます。予算につきましては、収入といたしまして北海道消防協会空知地方支部、また中空知分会からの大会出場助成金24万

円を見込みまして、また支出では旅費で訓練に要する費用弁償84万円、需用費、消耗品費20万円、食糧費15万2,000円、備品購入費では大会用ホース等の購入63万円で、合計182万2,000円を計上しているものでございます。

それでは、予算書84ページ、非常備費に戻りまして、1節報酬でございます。団員49名の実員計上によりまして10万4,000円の増となっております。9節旅費につきましては、先ほど申し上げました操法大会の予算を計上いたしまして、96万2,000円の増となっております。11節需用費につきましても、操法大会の消耗品と食糧費で35万2,000円が増となっておりますのでございます。18節備品購入費におきましても消防操法大会用で63万円が増となったものであります。その他の節につきましては、前年同様でございますので、説明を省略させていただきます。

次に、3目消防施設費、本年度予算額94万8,000円、前年度と比較いたしまして21万3,000円の増で、財源内訳は全額一般財源でございます。自動車修繕、車検台数の増加によるものとボイラー洗缶に要する経費を計上いたしましたことによりまして増額となったものでございます。

以上、9款消防費につきまして説明を終わらせていただきます。

以上でございます。

○委員長（川上三男） 以上で9款消防費の説明を終わりました。

これより質疑に入ります。

1項消防費、1日常備消防費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） 内容ですので、打ち切ります。

次、2目非常備費、3目消防施設費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。はい。

○5番（高橋成和） 消防長にちょっとお聞きし

たいのですが、先ほど消防訓練大会のほうで、資料のほうちょっと内訳見ていたのですけれども、備品購入費で大会用ホースとなっているのですけれども、これはもうこの大会のみで使うホースなのですか。

○委員長（川上三男） はい、どうぞ。

○消防長（川下 清） 実は、当消防署におきましても通常の火災用ホース購入しております。しかしながら、近年ここ十数年ホース等の更新はしておりません。そういった中で、この大会用ホース、非常に通常の火災対応のホースと違いまして水通りがいい、また軽量化されているということで、大変申しわけないわけでございますけれども、こういった新しいホースがないということで、今回この大会用におきましてホースを購入していただきまして、その後は訓練等、また火災対応等で使ってまいりたいというふうに考えております。

○5番（高橋成和） わかりました、頑張ってください。

○委員長（川上三男） ほかにございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

以上で9款消防費について質疑を打ち切ります。

ここで昼食休憩のために休憩いたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分

○委員長（川上三男） それでは、休憩を解きまして、休憩に引き続き会議を開きます。

10款教育費に入ります。内容の説明を求めます。渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺修一） それでは、10款教育費につきましてご説明申し上げます。

予算書88ページをお開き願います。また、お手元に配付の各会計予算の大綱13ページをご参照願いたいと存じます。予算書にまいります。1項教育総務費、1目教育委員会費、本年度予算額88万

8,000円、財源内訳は全額一般財源でございます。内容につきましては、すべて前年度同額でございますので、説明は省略をさせていただきます。

次に、2目事務局費、本年度予算額449万7,000円、前年度と比較いたしまして20万4,000円の増額となっております。財源内訳は、すべて全額一般財源でございます。11節需用費でございます。本年度予算額70万2,000円、前年度対比4万3,000円の増となっておりますが、本年度は公用車の車検の年でありますので、その関係費用について予算計上をしております。予算の大綱13ページのところに記載しております全国標準学力検査の導入につきましてご説明をいたします。これは、昨年に引き続きまして小学校の2年生から6年生、中学校では1年生から3年生までの全学年を対象としまして全国標準学力検査を実施するものでございます。小学校の2年生から6年生は国語と算数、中学校では1年生は国語、数学、理科、社会の4教科、2年生と3年生につきましては英語を含む5教科になりますが、業者によります出題、テストの結果分析等に係ります経費を計上したところでございます。

続きまして、予算書の89ページへまいりたいと思います。2項小学校費、1目学校管理費、本年度予算額2,018万7,000円、前年度比較118万6,000円の減額となっております。財源内訳につきましては、すべて一般財源で2,018万7,000円でございます。主な項目についてご説明いたします。7節賃金でございますが、本年度予算額884万円、前年度対比159万1,000円の増額となっております。増額分につきましては、特別支援学級支援員として151万円を計上しております。お手元に配付しております資料ナンバー10、それと予算の大綱13ページをご参照願いたいと思います。特別支援教育支援員配置事業についてでございますが、小中学校に在籍します発達障害を含む障害のある子供たちを適切に支援することが求められています。近年は、支援学級の在籍者も増加し、障害の状態

も多様化するなど教師のマンパワーだけでは十分ではありません。適切に教育を受けさせるため、学校内の日常動作等や学習をサポートするものでございます。事業内容につきましては、4月から中央小学校に教員資格を有する者1名を配置したいと考えております。事業費は、賃金として月額13万8,200円の10カ月分、夏休み、冬休み時期の8月と12月につきましては日割りにより支給をしたいと考えております。22年度の児童数の状況を記載しておりますが、教員の配置につきましては小学校では知的学級、情緒学級の2クラスで教師が2名配置となっております。なお、中学校につきましても知的学級、情緒学級の2クラスがありますが、教師の配置が3名となっており、また子供たちにつきましても中学生になると落ちつきを増すことから支援員を配置する予定はございませんが、事情が変わった場合につきましては今後検討させていただきたいと思っております。

予算書に戻りまして、11節需用費ですが、本年度予算額825万円、前年度対比30万円の減となっておりますが、燃料費などの単価の値下がりによるものでございます。13節委託料でございますが、本年度予算額175万7,000円、前年度対比202万9,000円の減額となっておりますが、昨年度計上しました学校施設の耐震補強工事にかかわります小学校の屋体体育館実施設計業務委託料が主なものでございます。18節備品購入費でございますが、本年度予算額20万円、前年対比で53万円の減額となっておりますが、これは昨年老朽化で支障を来していました印刷機の更新をしましたので、減額となるものでございます。

続きまして、2目教育振興費へまいります。本年度予算額556万円、前年度と比較いたしまして78万9,000円の減額となっております。財源内訳は、国・道支出金が10万3,000円、一般財源が545万7,000円でございます。主な項目につきましてご説明申し上げます。12節役務費52万6,000円でございますが、予算の大綱の13ページに記載していま

すように昨年に引き続き給食費に含まれますパンと米飯の加工賃、主食の加工賃の補助を行うことで保護者の負担軽減を図るものでございます。子供たちへバランスのとれた給食の提供を行っていくものでございます。続きまして、92ページをお開き願いたいと思っております。20節扶助費316万2,000円、前年対比70万3,000円の減となっておりますが、準要保護世帯の被保護児童数の減によるものでございます。

次に入ります。3項中学校費へまいります。1目学校管理費、本年度予算額2,457万2,000円、前年度と比較いたしまして1,263万6,000円の減額となっております。財源内訳は、すべて一般財源でございます。1節報酬でございますが、本年度予算額379万2,000円、前年度同額であります。外国人講師の派遣事業につきましてJETプログラムによりますカナダから招聘しております現英語指導助手のレノックス・ピーター氏と引き続き契約を結ぶことで確約がとれましたので、昨年度同様中学校での教科指導、小学校におきましても引き続き総合的な学習の時間などにおきまして英語活動を取り入れながら、生きた英語になれ親しむことができますよう継続して取り組んでいくものでございます。また、本年度は保育園児にも英語になれ親しむ環境をつくるため、月に1回ほど訪問を予定しているところでございます。11節需用費でございますが、本年度予算額1,039万5,000円、前年対比20万円の減となっております。これは、電気料等の節減によるものでございます。続きまして、93ページへまいります。13節の委託料でございますが、本年度予算額164万1,000円、前年対比1,256万7,000円の減となっておりますが、これは昨年計上いたしました学校施設の耐震補強工事と大規模改修工事にかかわります中学校の校舎及び屋内体育館の実実施設計業務委託料と3年ごとに実施されます消防設備保守点検12万8,000円の相殺でございます。

続きまして、2目の教育振興費へまいります。

本年度予算額767万3,000円、前年度と比較いたしまして30万3,000円の増額となっております。財源内訳は、国・道支出金が12万2,000円、一般財源が755万1,000円でございます。続きまして、94ページをお開き願います。12節役務費37万1,000円でございますが、これは先ほどの小学校費での説明同様パンと米飯の加工賃、主食の加工賃の補助を行うことで保護者の負担軽減を図るものでございます。20節扶助費でございますが、本年度予算額413万4,000円、前年度対比25万3,000円の増となっております。準要保護世帯の被保護生徒数の増によるものでございます。

続きまして、4項社会教育費へまいります。1目社会教育総務費、本年度予算額247万8,000円、前年度と比較いたしまして6万2,000円の減額となっております。財源内訳は、国・道支出金144万7,000円、一般財源103万1,000円でございます。初めに、学校支援地域本部事業につきましてご説明いたします。同じく予算の大綱13ページをごらんいただきたいと思っております。平成20年度より3年間、国の委託事業の中で全市町村を対象に地域のボランティアが学校を支援し、地域ぐるみで子供を育てていこうというものでございます。3年目の実施に当たり、小中学校にそれぞれ担当する地域コーディネーターが中心となりまして、学校を支援してくれるボランティアにより環境整備、部活動支援など学校の求めに応じた派遣をしております。予算につきましては、昨年と同内容でございますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、95ページの2目公民館費、本年度予算額451万6,000円、前年度比較28万4,000円の減額となっております。財源内訳は、その他特定財源が1万円、一般財源が450万6,000円でございます。公民館の運営体制につきましては、昨年より図書室と調理室に限りまして月曜日及び祝日を除く全日を開館しております。今年度も毎月土曜日の2回を小学生以下を対象に読み聞かせを中心とした学童クラブの開催や親子が安心して絵本と

触れ合える場として絵本ルームの開設、家庭教育学級、幼児の心の健康づくり事業展開を検討してまいります。図書室につきましては、利用者数、また本の貸し出し数もふえており、子供の読書活動も重要視されていますことから、昨年国の経済危機対策の臨時交付金を活用しまして移動図書や専門図書等の充実に努めてきたところであります。予算書の96ページをごらん願います。11節需用費109万3,000円、前年度比較27万円の減となっておりますが、燃料費等の単価の値下がりによるものでございます。18節備品購入費55万円ですが、図書の購入や学童クラブ用の絵本の整備を行うものであります。

続きまして、3目青少年対策費、本年度予算額112万6,000円、前年度同額となっております。財源内訳につきましては、すべて一般財源でございます。前年度と同額の予算計上をしておりますので、説明は省略をさせていただきます。

予算書の97ページをごらん願います。4目社会教育施設費でございます。本年度予算額83万円、前年度と比較いたしまして1万5,000円の減額となっております。財源内訳は、すべて一般財源でございます。趣芸館の管理経費で、前年度と同様の考え方で計上しておりますので、説明は省略をさせていただきます。

続きまして、5項保健体育費、1目保健体育総務費、本年度予算額320万9,000円、前年度比較22万3,000円の増額となっております。財源内訳は、すべて一般財源でございます。98ページへまいります。14節使用料及び賃借料79万5,000円で、前年度対比25万円の増となっておりますが、これは町のバスふれあい号が昨年更新をしましたので、バスの定員数が55名から40名に変更したため、バス5台分を借り上げるものでございます。その他の費目につきましては、おおむね前年度と同額でございますので、説明は省略させていただきます。

2目体育施設費、本年度予算額657万3,000円、前年度比較89万6,000円の減額となっております。

財源内訳につきましては、その他財源が120万円、一般財源が537万3,000円でございます。主な項目についてご説明申し上げます。鶉プールにつきましては、昨年国の経済危機対策の臨時交付金を活用しまして、鶉プールの管理棟の新築工事及びプール内の塗装工事等を施しております。11節需用費77万9,000円でございますが、水泳の練習器具として今年度はビート板を更新いたします。また、トイレを水洗化しましたことから、浄化槽の電気料を増額しております。13節委託料でございますが、本年度予算額350万8,000円、前年度対比96万3,000円の減となっておりますが、プールの上屋取り付け及びろ過補修につきましては、昨年プール改修工事を行った業者がそれぞれ実施することとしておりますので、委託料が減額となるものでございます。また、奥沢パークゴルフ場管理委託として249万円を計上しておりますが、町外利用者の集客を図るため町内外の料金を統一いたしました。施設の維持管理につきましては委託業者と十分な打ち合わせを行いながら、コース整備に努めてまいりたいと思います。

以上で10款教育費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） 以上で10款教育費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1項教育総務費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、2項小学校費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、3項中学校費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、4項社会教育費、1目社会教育総務費、2目公民館費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、3目青少年対策費、4目社会教育施設費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、5項保健体育費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。はい、どうぞ。

○5番（高橋成和） ちょっと確認でもう一回教えてほしいのですけれども、98ページの学校スキー行事バス借り上げ料なのですけれども、これ平成21年とことしもう一回説明してもらえますか、金額の違い。

○委員長（川上三男） はい、どうぞ。

○教育次長（渡辺修一） 主な増については、バス5台分を借り上げるものでございます。その理由につきましては、先ほども説明いたしました。ふれあい号のバスが55人から40名に変更したため、その差の分を借り上げバスとして借り上げるものでございます。

○委員長（川上三男） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

以上で10款教育費について質疑を打ち切ります。

次、11款災害復旧費、12款公債費、13款職員費、14款予備費に入ります。内容の説明を清野建設水道課長、奥山総務企画課参事、林総務企画課長に

順次説明を求めてまいります。清野建設水道課長。

○建設水道課長（清野勝吉） 11款災害復旧費についてご説明いたします。

102ページをお開き願います。11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目治山施設災害復旧費、本年度予算額1万3,000円、財源は全額一般財源でございます。この賃金は、災害が発生した場合の賃金で、科目存置分を計上するものでございます。

以上でございます。

○委員長（川上三男） 次、奥山総務企画課参事。

○総務企画課参事（奥山光一） それでは、公債費についてご説明申し上げます。

104ページをお開きいただきたいと思っております。12款公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額4億3,066万5,000円、前年度比較で2,193万8,000円の減となっております。財源内訳でございます。住宅使用料などのその他特定財源が1億5,892万1,000円を充当いたしまして、一般財源が2億7,174万4,000円となっております。23節償還金、利子及び割引料4億3,066万5,000円で、平成元年度から平成20年度借り入れまでの112件の長期債償還元金で、平成元年度借り入れの公住債など7件の元金償還が終了したことにより減となっております。

2目利子、本年度予算額6,447万9,000円、前年度比較で671万5,000円の減となっております。財源内訳は、その他特定財源2,537万5,000円、一般財源3,910万4,000円となっております。平成元年度から平成21年度までの114件の長期債の利子及び一時借入金利子の計上となっております。元金同様償還終了により減となったものでございます。

3目公債諸費、本年度予算額1万7,000円、前年度同額で、財源内訳はすべて一般財源となっております。役務費1万7,000円につきましては、元金支払手数料の計上となっております。

続きまして、108ページ、予備費でございます。14款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予

算額300万円で、前年度同額となっております。財源内訳は、すべて一般財源でございます。内容の説明は省略をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（川上三男） 次、林総務企画課長。

○総務企画課長（林 智明） それでは、職員費につきましてご説明申し上げます。

106ページをお開き願います。13款職員費、1項職員費、1目職員給与費、本年度予算額4億1,275万8,000円、前年度と比較いたしまして2,982万8,000円の増額で、財源内訳につきましてはその他特定財源662万9,000円、残り4億612万9,000円は一般財源でございます。本目は、特別職3名を含む100人から広域連合派遣、各特別会計、福祉医療センター、公営住宅建設及び消防職員、合わせて46人を除いた54人分の人件費を計上するものであります。特別職の給料につきましては、前年度に引き続き町長30%、副町長、教育長25%の削減を継続しており、一般職につきましては10%の削減として計上しております。2節給料につきましては、本年度予算額1億9,768万1,000円で、前年度対比1,129万1,000円の増額となっておりますが、これは1月の定期昇給分と4月からの給与復元分により増額となったものであります。3節職員手当等につきましては、本年度予算額9,624万2,000円で、前年度対比523万2,000円の増額となっておりますが、これは国の子ども手当創設による増と本年1月から支給している住居手当による増、1月の定期昇給分による期末、勤勉手当の増によるものであります。4節共済費につきましては、対前年度対比1,182万8,000円の増額となっておりますが、これは共済組合の負担率が平均8.9%引き上げされたことによるものであります。19節負担金、補助及び交付金につきましては、本年度予算額4,816万4,000円、対前年度対比147万7,000円の増額となっておりますが、これは1月の定期昇給分と負担率の改定によるものであります。

以上で職員費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） 以上で11款災害復旧費、12款公債費、13款職員費、14款予備費の説明が終わりました。

質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

以上で歳出についての審査を終了いたします。

それでは、歳入に入ります。歳入全般について内容の説明を求めます。奥山総務企画課参事。

○総務企画課参事（奥山光一） それでは、歳入につきまして一括ご説明をさせていただきます。前年度と比較いたしまして増減の大きいものにつきましての説明といたしまして、異動の小さいものにつきましては読み上げ等を省略させていただきますので、よろしくお願いたします。

16ページをお開き願います。初めに、町税、町民税、1目個人、本年度予算額6,646万4,000円、前年度比較447万7,000円の減額となっております。転出等により均等割対象者数並びに所得割が減少となったことによるものであります。

2目法人、本年度予算額902万6,000円、前年度比較11万2,000円の減額となっております。経済不況等による法人税割の減が主な要因となっております。

1目固定資産税、本年度予算額5,410万2,000円、前年度比較191万2,000円の減となっております。減額の要因といたしましては、誘致企業減免により主に家屋について減額となったことによるものであります。

2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金、本年度予算額7万1,000円、前年度同額となっております。

1目軽自動車税、本年度予算額580万3,000円、前年度比較4万4,000円の増額で、軽4輪家用車の台数増によるものが主なものでございます。

17ページでございます。1目町たばこ税、本年度予算額1,978万6,000円、前年度比較227万円の減額で、たばこ税の引き上げが本年度予定されておりますが、さらなる喫煙本数の減少が見込まれることから減となっております。

1目鉱産税、本年度予算額17万6,000円、前年度比較52万8,000円の減額で、露頭炭の採掘にかかわる税でございますが、露頭炭の出炭が本年度終了となり、計画出炭量が年間2万トンから5,000トンに減少することから減となったものでございます。

続きまして、入湯税でございます。1目入湯税、本年度予算額531万5,000円で、前年度同額となっております。前年度と同様日割り客数8万3,800人、宿泊客数を前年度同数の7,500人を見込んだものでございます。

続きまして、地方譲与税、地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税、本年度予算額300万円、前年度比較50万円の増額でございます。地方道路譲与税の廃止に伴い増となったものでございます。

地方譲与税、自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税、本年度予算額1,100万円で、前年度同額となっております。説明は省略いたします。

地方道路譲与税につきましては、道路特定財源の一般財源化により廃目となっております。

続きまして、18ページでございます。利子割交付金から地方特例交付金までにつきましては、前年同額となっております。説明を省略させていただきます。

地方交付税に入らせていただきます。1目地方交付税、本年度予算額13億4,000万円、前年度比較1,000万円の増でございます。普通交付税につきましては、地方財政計画に基づく増額分を見込むほか、普通交付税におきまして算定されております公債費の償還終了による減額分との相殺により2,000万円増の12億2,000万円を見込み、特別交付税につきましてはルール分の減額分を見込みま

して、1,000万円減の1億2,000万円を見込んだものでございます。

続きまして、19ページでございます。交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金、本年度予算額10万円で、前年度同額となっております。説明は省略いたします。

続きまして、分担金及び負担金、負担金、1目民生費負担金、本年度予算額1,170万2,000円、前年度比較209万8,000円の増で、1節社会福祉費負担金で社会福祉施設入所者の増、2節児童福祉費負担金では保育園の3歳未満児の園児の増により保育所負担金の増が主なものでございます。

使用料及び手数料、使用料、1目総務使用料、2目衛生使用料、3目商工使用料につきましては、ほぼ前年度同額ですので、説明を省略させていただきます。

4目土木使用料、本年度予算額1億7,463万2,000円、前年度比較619万円の減額で、2節住宅使用料の公営・改良・単身者住宅の空戸増による減額のほか、中央単身者住宅の家賃引き下げによるものが主なものでございます。

5目教育使用料、本年度予算額121万円、前年度比較10万円の減でございます。パークゴルフ場使用料の見直しによるものでございます。

続きまして、手数料、1目総務手数料、本年度予算額247万9,000円、前年度比較14万1,000円の減額は、戸籍住民票及び諸証明の実績に基づき計上しているものでございます。

20ページでございます。2目衛生手数料、本年度予算額20万8,000円、前年度比較21万3,000円の減額は、公共施設の下水道接続に伴い清掃手数料が減となったものでございます。

証紙収入、1目証紙収入、本年度予算額2,282万6,000円、前年度比較118万9,000円の減額でございます。し尿につきましては、下水道整備及び人口減により年間1,450キロリットルとし、前年度より130キロ減により減額となったもので、またごみ処理収集量におきましても人口減により減

となっているものでございます。

次に、国庫支出金、国庫負担金、1目民生費負担金でございます。本年度予算額1億439万円、前年度比較3,750万2,000円の増額でございます。

1節社会福祉費負担金では、障害者自立支援法に基づきます該当施設及び該当者の増により歳出が増加になったことから増額となっているものでございます。3節児童福祉費負担金では、子ども手当支給に伴う国庫負担金の増によるものでございます。

続きまして、21ページ、国庫補助金、2目衛生費補助金、本年度予算額33万6,000円の計上で、女性特有のがん検診推進事業の国庫補助金を計上したことによるものでございます。

土木費補助金につきましては、改良住宅の水洗化事業など補助対象事業費の減により廃目となっております。

続きまして、国庫委託金、1目総務費委託金でございます。本年度予算額2万円、前年度比較42万2,000円の減額で、国民投票にかかわる投票人名簿システム導入委託金の減によるものでございます。

続きまして、道支出金に入らせていただきます。道支出金、道負担金、1目民生費負担金、本年度予算額5,873万2,000円、前年度比較698万4,000円の増で、1節社会福祉費負担金において国庫支出金同様障害者自立支援法の増額と、22ページでございます。上段でございます2節国民健康保険負担金で基盤安定等負担金が増になったのが主な要因でございます。

2目保険基盤安定拠出金、本年度予算額1,148万8,000円、前年度比較71万3,000円の増額となっております。後期高齢者医療基盤安定拠出金につきまして被保険者の軽減措置の継続により増となったことによるものでございます。

次に、道補助金でございます。1目総務費補助金から3目衛生費補助金につきましては、ほぼ前年度同額ですので、説明を省略させていただきます。

す。

4目労働費補助金、本年度予算額340万円の計上で、国の経済危機対策事業として実施する緊急雇用創出推進事業費に係る補助金を計上したことによるものでございます。

5目農林水産業費補助金、本年度予算額275万8,000円、前年度比較351万5,000円の減につきましては、美しい森林づくり基盤整備事業の歳出減に伴い減となったものでございます。

23ページ、6目商工費補助金、本年度予算額1,277万円で、経済危機対策事業でありますふるさと雇用再生特別対策推進事業補助金1,250万円と消費者行政活性化事業補助金27万円の計上によるものでございます。

続きまして、道委託金、1目総務費委託金、本年度予算額1,338万8,000円、前年度比較327万5,000円の増額でございます。統計調査費委託金で、本年10月に実施いたします国勢調査に係る委託金の計上等によるものでございます。

2目土木費委託金、3目教育費委託金につきましては、ほぼ前年同額ですので、説明を省略させていただきます。

次に、財産収入、財産運用収入、1目財産貸付収入、本年度予算額2,068万3,000円、前年度比較30万6,000円の増額でございます。建物貸付収入におきまして貸付件数の増により増額となっているものでございます。

財産売払収入につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、24ページ、寄附金でございます。

1項寄附金、1目寄附金、本年度予算額1万1,000円、前年同額ですので、説明を省略させていただきます。

続きまして、繰入金、基金繰入金、1目基金繰入金、本年度予算額50万円、前年度比較2,100万円の減額となっております。前年度地域活性化対策事業として公営改良住宅の内部改修事業など、また学校耐震補強実施設計等の経費に充当するた

め地域振興基金と義務教育施設基金をそれぞれ取り崩しをいたしまして事業実施してまいりましたが、事業終了により減額となっております。

諸収入であります、延滞金、加算金及び過料から受託事業収入につきましては、説明を省略させていただきます。

25ページ、雑入に入らせていただきます。5目雑入、本年度予算額2億2,129万3,000円、前年度比較548万2,000円の減で、減額の主な要因といたしましては介護サービス収入のうち特別養護老人ホームに係る介護サービス収入につきましては介護報酬の改定等により増額とはなっておりますが、デイサービスセンター及び居宅介護支援事業につきましては利用者の減などにより減額となり、さらに高額療養費の実績計上により減となったもののほか、長寿社会づくりソフト事業及び健康づくり財団助成金につきまして事業終了、期間終了等により減額となっております。また、町広報及びホームページ広告掲載料11万2,000円と全道消防操法訓練大会出場に対する道消防協会等からの24万円の助成金を新たに計上しております。

最後になります。町債、町債、1目総務債、本年度予算額1億3,800万円、前年度比較1,800万円の増額でございます。1節臨時財政対策債におきましては、国の予算拡大によりまして増額となったものでございます。土木債につきましては、本年度起債充当事業が骨格予算のため計上しておりませんので、廃目となっているものでございます。

以上を申し上げ、歳入の説明とさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（川上三男） 以上で歳入の説明が終わりました。

歳入全般について質疑を受けます。ページ数と項目を述べてから発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

以上で歳入についての審査を終了いたします。
ここで歳出歳入全般について質疑を受けます。
質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

これより議案第20号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号 平成22年度上砂川町一般会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

◎散会の宣告

○委員長（川上三男） 以上で一般会計予算の審査を終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

なお、明日16日は午前10時から委員会を再開しますので、出席方よろしく願います。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 1時39分）

予 算 特 別 委 員 会

(第 2 号)

平成22年第1回定例会予算特別委員会会議録（第2号）

3月16日（火曜日）午前10時00分 開議
午前11時23分 閉会

○議事日程 第2号

議案第21号 平成22年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算

議案第22号 平成22年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算

議案第23号 平成22年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）予算

議案第24号 平成22年度上砂川町立診療所事業特別会計予算

議案第25号 平成22年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算

議案第26号 平成22年度上砂川町土地取得事業特別会計予算

議案第27号 平成22年度上砂川町下水道事業特別会計予算

議案第28号 平成22年度上砂川町水道事業会計予算

◎開議の宣告

○委員長（川上三男） おはようございます。ただいまの出席委員は8名でございます。

定足数に達しておりますので、予算特別委員会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前10時00分）

◎議案第21号

○委員長（川上三男） 議案第21号 平成22年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。山本住民福祉課長。

○住民福祉課長（山本丈夫） それでは、平成22年度国民健康保険特別会計予算について説明をい

たします。

歳出からまいります。128ページをお開き願います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額1億4,288万2,000円、前年度比較2,519万円の減で、財源内訳はその他特定財源5,884万2,000円、一般財源8,404万円でございます。19節負担金、補助及び交付金でございますが、1億4,281万4,000円の計上で、前年度比2,519万円の減でございます。空知中部広域連合に支払う分賦金のうち医療給付事業費負担金の減が要因でございますけれども、本町の場合高齢の被保険者等が多いことで医療給付費に対する国からの交付金等の増が今年度も見込めることでの減少でございます。

次に、2項徴税费、1目賦課徴収費、本年度予算額95万1,000円、前年度同額で、すべてその他特定財源でございます。説明は、省略をさせていただきます。

次の2款諸支出金、3款予備費、いずれも前年同額でございますので、説明を省略させていただきます。

126ページのほうにお戻り願います。戻りまして126ページ、歳入でございます。2、歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、本年度予算額7,645万4,000円、前年度比較1,073万5,000円の減でございます。

次に、2目退職被保険者等国民健康保険税、本年度予算額772万4,000円、前年度比較10万1,000円の減でございます。後期高齢者医療への移行と転出などによる被保険者数の136人減少と所得減少を要因に保険税合計で前年度比1,083万6,000円、率にいたしまして11.4%の減少でございます。

次に、2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料は、前年度と同額でございます。

次に、3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額5,979万3,000円で、前年度比較1,435万4,000円の減でございます。繰入金につきましては、保険税の低所得軽減に伴います減収分を補てんする保険基盤安定分2,513万9,000円、低所得者や高齢者が多いことでの財政安定化支援分1,238万9,000円を初めとしたルール分で、合計4,729万1,000円、保険税の減少等による歳入不足分1,250万2,000円の繰り入れでございます。一般会計からの繰入額でございますけれども、ここ5年ほどは予算ベースで平均6,000万円、最少で4,900万円、最大は昨年の7,400万円ですが、おおむね6割以上はルール分でございます。当初予算におきます歳入不足分は2,000万から3,000万円前後で推移をしております。本年度は1,000万円台でございますが、歳入不足分の発生は医療費の増加傾向を背景に連合に納付する分賦金の当初ベースでの減少幅が小さい反面、経済状況を反映いたしまして所得減少による保険税の賦課額の減少が大きいためでございます。ことをご理解願うものでございます。

次の4款諸収入につきましては、前年度同額でございますので、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○委員長（川上三男） 以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち

切ります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

これより採決いたします。議案第21号について原案のとおり可決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号 平成22年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算は、原案のとおり可決いたしました。

◎議案第22号

○委員長（川上三男） 議案第22号 平成22年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。山本住民福祉課長。

○住民福祉課長（山本丈夫） それでは、平成22年度後期高齢者医療特別会計予算について説明をいたします。

歳出からまいります。136ページをお開き願います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額4万6,000円、前年度比較20万6,000円の減でございます。財源内訳はすべてその他特定財源でございます。昨年度は、12節に被保険者証の更新に伴います郵送料20万円の計上があり、今年度はそれがなくことによる減額でございます。

2項徴収費、2目徴収費、本年度予算額88万5,000円、前年度同額で、すべてその他特定財源でございます。前年度同額でございますので、説明は省略をさせていただきます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、本年度予算額7,848万1,000円、前年度比較486万4,000円の増で、財源内訳はその

他特定財源1,779万1,000円、一般財源6,069万円でございます。19節の負担金、補助及び交付金でございますが、北海道後期高齢者医療広域連合への負担金でございます。保険料の徴収分をそのまま納付いたします保険料等負担分は医療費の増などを見込んだ概算での計上で、502万1,000円増の7,610万4,000円の計上でございます。

次に、3款諸支出金と4款予備費10万円、これは前年度同額でございますので、説明は省略をさせていただきます。

134ページのほうをお開き願います。歳入でございます。2、歳入、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料、本年度予算額4,248万円、前年度比較281万3,000円の減でございます。

2目普通徴収1,830万5,000円の計上で、前年度比較688万2,000円の増でございます。トータルでは前年度比較406万9,000円、率にいたしまして7%の増でございますが、本年度は2年ごとの保険料見直しの年に当たりまして、医療費の増等に見合う保険料引き上げを見越した概算での計上による増でございます。また、特別徴収と普通徴収との間で増減が出ておりますが、特別徴収8割、普通徴収2割、この徴収割合につきまして実績を勘案いたしまして、今年度は7割と3割にしたものでございます。

2月19日の道の連合議会で決定された具体的な保険料でございますが、新聞報道でももう既にご承知かと思っておりますが、平均で4.99%引き上げるもので、現行年4万3,143円の均等割額でございますが、これが4万4,192円に1,049円の引き上げ、所得割の率9.63%が10.28%に0.65ポイント上乘せするものでございます。連合では、当初12%弱の引き上げが必要としておりましたけれども、財政安定化基金などを充てることで引き上げ幅の抑制を図ったところでありまして、概算で計上の本会計においても確定賦課後につきましては減額補正が生じる予定でございます。

次に、2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料、本年度予算額1,000円の計上で、前年同額でございます。

次に、3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金、本年度予算額340万3,000円、前年度比較36万3,000円の減、2目保険基盤安定繰入金、本年度予算額1,531万9,000円、前年度比較95万2,000円の増、北海道広域連合への事務費の町負担分と低所得者軽減に伴う、いわゆるルール分の繰り入れでございます。

次の4款諸収入は、前年同額でございますので、説明は省略をさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（川上三男） 以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

これより採決いたします。議案第22号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号 平成22年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

◎議案第23号

○委員長（川上三男） 議案第23号 平成22年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。清野建設水道課長。

○建設水道課長（清野勝吉） それでは、平成22年度土地開発造成事業特別会計予算について内容の説明を申し上げます。

初めに、歳出から申し上げますので、142ページをお開き願います。宅地造成費、宅地造成費、1目宅地造成費、本年度予算額324万7,000円、前年度対比310万円の増となっております。財源内訳は、全額一般財源でございます。平成17年度に分譲いたしました鶉本町分譲地が完売したことから、移住定住対策のため第2期分譲地として3区画の造成整備を行うものであります。資料ナンバー11と予算大綱の8ページをお開き願います。初めに、資料ナンバー11でございますが、上砂川中学校及びセイコーマートの北側、道道をまたいで町道鶉北線に沿って東側より1区画138坪、2区画が101坪の計3区画を整備するものでございます。事業内容については、予算大綱の8ページ中段に記載しておりますが、造成及び立ち木伐採工事として合わせて145万円、上下水道工事として合わせて75万円、用地確定測量委託として90万円、計310万円となっております。

予算書に戻りまして、公債費、公債費、1目元金、本年度予算額521万円、前年度同額となっております。財源内訳は、その他特定財源11万円、一般財源510万円でございます。

2目利子、本年度予算額18万3,000円、前年度対比9万1,000円の減となっております。財源内訳は、全額一般財源でございます。利息の減でございます。

次に、歳入について説明いたします。財産収入、財産売払収入、1目宅地売払収入、今年度予算額853万円、前年度対比344万8,000円の増で計上い

たしました。昨年度鶉本町分譲地が完売いたしましたので、第2期分譲地として3区画、現在本町分譲地に1区画、中町分譲地に3区画、中央分譲地に1区画の計7区画の未売却地の売却に努めることとして予算計上したものでございます。

繰入金、他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額11万円、前年度対比43万9,000円の減となり、不足となります11万円を一般会計からの繰り入れにより収支の均衡を図るものでございます。

鶉本町の3区画につきましては、おおむね100万円から110万円台の販売価格となっております。

以上でございます。

○委員長（川上三男） 以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

歳出歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

これより採決いたします。議案第23号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号 平成22年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）予算は、原案のとおり可決しました。

◎議案第24号

○委員長（川上三男） 議案第24号 平成22年度上砂川町立診療所事業特別会計予算について議題

といたします。

内容の説明を求めます。高橋福祉医療センター参事。

○福祉医療センター参事(高橋 良) それでは、内容の説明に入る前に、大変申しわけございませんが、予算書に訂正がございましたので、昨日正誤表をお配りしておりますが、訂正箇所の確認をお願いしたいと思います。正誤表と予算書をごらん願いたいと思います。

まず、町立診療所事業特別会計予算でございますが、151ページでございます。下の段で(款)公債費、(款)公債費となっておりますが、2番目の(款)を(項)にご訂正をお願いしたいと思います。

次に、老人保健施設事業特別会計予算でございます。163ページをお開き願いたいと思います。歳出の財源内訳の中で特定財源の中で、老人保健施設費でございますが、これの5,340万円が記載漏れになっておりましたので、追加をお願いしたいと思います。そして、一般財源が1億8,034万5,000円が1億2,694万5,000円にご訂正をお願いいたします。それと、歳出合計になりますが、起債の欄が5,340万円、一般財源の合計が1億5,057万6,000円にご訂正をお願いいたします。

次に、165ページでございます。1目一般管理費の財源内訳でございます。これも起債の部分が漏れておりましたので、起債のところに5,340万円、一般財源が1億2,694万5,000円にご訂正をお願いしたいと思います。

それと、もう一方所、167ページになります。計の欄、一番最後の欄でございますが、ここも起債のところに5,340万円を追加お願いしたいと思います。そして、一般財源を1億2,694万5,000円にご訂正をお願いいたします。

以上でございます。

それでは、内容についてご説明申し上げます。まず、町立診療所事業特別会計でございます。歳出からご説明いたしますので、149ページをごら

んください。3、歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、本年度予算額6,105万円、前年度比較175万9,000円の増となり、財源内訳はその他特定財源3,294万9,000円、一般財源2,810万1,000円となっております。職員給与削減率の見直しによりまして、2節給料で71万円、3節職員手当等で20万5,000円、掛け率の引き上げによりまして4節共済費で44万7,000円、19節の退職手当組合負担金で15万3,000円が増となったものでございます。次に、11節需用費の修繕につきましては、本年度検満量水器の取りかえがないことなどから26万4,000円の減、151ページをごらんください。14節使用料及び賃借料の医療事務コンピューター借り上げにつきましては、予算の大綱の14ページにも記載してございますが、本年度から診療報酬の請求が電話回線を利用するのオンライン化になることから、これに対応できる機械を新たに、現在もリースで入れておりますが、これに対応できる機械を新たにリースで更新するものでございます。それに伴いまして44万1,000円が増となるものでございます。他の予算につきましては、昨年とほぼ同額ですので、説明は省略させていただきます。

次に、2款医業費、1項医業費、1目医業費、本年度予算額4,875万円、前年度比較470万円の増となり、財源内訳はすべて一般財源となっております。11節需用費の医薬品につきましては、21年度の3月補正でもご説明いたしました。国で指定しております難病、特定疾患と申しますが、この方々へ投薬しております薬が高額なことなどから470万円の増となったものでございます。13節委託料につきましては、前年同額となっております。

3款諸支出金につきましては、前年度同額につき説明は省略させていただきます。

4款公債費につきましては、1目元金と2目利子の合計は前年度と同額で、財源内訳はすべてその他特定財源となっております。

5 款予備費につきましては、前年同額につき説明は省略させていただきます。

次に、歳入にまいります。148ページをごらんください。2、歳入、1 款医療収入、1 項診療収入、1 目患者負担収入、本年度予算額1,022万5,000円、前年度比較349万6,000円の減、2 目保険者負担収入、本年度予算額6,177万6,000円、前年度比較549万6,000円の増となっておりますが、これにつきましては患者負担が1 割の後期高齢者の患者が多いことなどから医療費の費用負担を精査し、また歳出でご説明いたしました、難病患者への薬品代がふえたことなどから医療収入もふえ、合計で7,200万1,000円となり、前年度比較で200万円の増となったものでございます。

2 款分担金及び負担金と3 款諸収入につきましては、前年度同額につき説明は省略させていただきます。

4 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、本年度予算額1,408万8,000円、前年度比較445万9,000円の増でございます。歳入不足につきまして一般会計から繰り入れし、収支の均衡を図ったところでございます。

以上でございます。

○委員長（川上三男） 以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

これより採決いたします。議案第24号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号 平成22年度上砂川町立診療所事業特別会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

◎議案第25号

○委員長（川上三男） 次、議案第25号 平成22年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。高橋福祉医療センター参事。

○福祉医療センター参事（高橋 良） それでは、老人保健施設事業特別会計についてご説明いたします。

歳出からご説明いたしますので、165ページをごらんください。3、歳出、1 款老人保健施設費、1 項総務費、1 目一般管理費、本年度予算額1 億9,949万8,000円、前年度比較5,912万7,000円の増となり、財源内訳は起債5,340万円、その他特定財源1,915万3,000円、一般財源1 億2,694万5,000円となっております。職員の看護師1 人が本年3 月末で定年退職することから、2 節給料で243万7,000円、3 節職員手当等で115万6,000円、19 節、退職手当組合負担金で77万1,000円が減となるものでございます。4 節共済費は、臨時職員で保健師を補充することから、それと共済費の掛け率引き上げに伴いまして合計で137万2,000円の増となるものでございます。7 節賃金は、臨時看護師1 名分300万円と介護員の処遇改善により248万2,000円とで合計で548万2,000円の増となるものでございます。166ページをごらんください。11 節需用費は、単価引き下げによる燃料費の減と検満量

水器の取りかえが本年度ないことなどから修繕費と合わせまして76万3,000円の減、13節委託料は隔年で実施しておりますがガラス、照明器具清掃が本年度実施することによりまして13万7,000円の増、14節使用料及び賃借料は寝具借り上げ料の単価引き上げにより34万7,000円の増となるものでございます。15節工事請負費につきましては、予算の大綱8ページに記載しておりますが、内容については資料ナンバー12をごらんいただきたいと思っております。資料ナンバー12でございます。老人保健施設大規模改修事業の概要ということで、まず趣旨でございます。面積が1,000平米以上でも平家の場合であればスプリンクラーの設置の義務はありませんでしたが、消防法の改正に伴いまして平家の施設につきましてもスプリンクラーの設置が義務づけられたことから、またあわせまして建設後21年を経過しておりますので、老朽化した特浴槽の更新、ロビー等の床の張りかえ等をあわせて実施するものでございます。事業の概要でございます。スプリンクラー設置事業ということで、消火剤を使用したパッケージ型の自動消火施設を設置するというところでございます。4人部屋で放出口が16カ所になる予定でございます。それと、設置は居室、談話室、食堂、厨房、事務室、診察室等に設置するものでございます。設置しないのは廊下、浴室、トイレは、これは既存の屋内消火栓を使用するというので、この部分は設置いたしません。事業費につきましては3,840万円を見込んでおります。次に、浴室特浴槽交換、天井張りかえでございます。浴室の特浴槽、これは寝たまま入る浴槽でございますが、これもかなり老朽化してきてございますので、これも更新するというので、あわせまして天井をバスリブ材に張りかえるという事業でございます。済みません、これ裏面に図面が配置しておりますけれども、一応色分けしております。それぞれ工事ごとに色分けしてございます。申しわけありません。それと、3番目にありますが、ロビー床張りかえと遮音ド

アの設置ということで、ロビー等、紫で色塗りしている部分でございますが、これが今じゅうたんを張っておりますが、これを張りかえすると。それと、真ん中あたりでピンク色で塗っております遮音ドアの工事ということで、最近認知症の方が大分ふえてきまして、夜中に大声出したりするということがありますので、そうすると同じ部屋の方に迷惑かかるとということで、ドアを遮音にして、もしそういう場合はここで寝ていただくというか、ことと考えております。事業費につきましては、合わせて5,630万円、財源につきましては過疎債を充当するものでございます。

それでは、予算書にお戻りください。18節備品購入費は、これも予算大綱14ページに記載しておりますが、特養はるにれ荘と同様に老朽化し、修繕不可能な備品を本年度から計画的に更新するもので、本年度は車いす5台、歩行補助器3台、床ずれ防止エアマット2台を更新するために62万円を計上するものでございます。

168ページでございます。2款公債費につきましては、1目元金と2目利子の合計は2,353万1,000円で、前年度比較1,000円の増となり、財源内訳はすべて一般財源となっております。

3款予備費につきましては、前年度と同額につき説明は省略させていただきます。

次に、歳入についてご説明いたします。164ページをごらんください。2、歳入、1款施設サービス収入、1項介護給付費収入、1目施設介護サービス費収入、本年度予算額1億3,603万1,000円、前年度比較398万2,000円の増となり、介護報酬の改定によるものでございます。

2目居宅介護サービス費収入、本年度予算額114万2,000円、前年度比較4,000円の減は、利用者の減によるものでございます。

2項自己負担金収入、1目自己負担金収入、本年度予算額1,326万3,000円、前年度比較52万1,000円の増、2款利用料、1項利用料、1目利用料、本年度予算額1,915万3,000円、前年度比較122万9,

000円の増は、いずれも介護報酬の改定によるものでございます。

3款諸収入は、前年度と同額につき説明は省略させていただきます。

4款町債につきましては、歳出でご説明いたしました大規模改修事業に充当するものでございます。

以上でございます。

○委員長（川上三男） 以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。はい、どうぞ。

○5番（高橋成和） スプリンクラーの件、この間ちょっと委員会でご説明いただいて、僕も幾つか質問したのですけれども、実は先日札幌のほうでグループホームの火災がありましたよね。まず、ちょっと聞き漏らしたのが夜間の宿直体制、何名体制で行っているのかということと、あと予算のスプリンクラーのパッケージ型ということなのですけれども、これ消防長に聞いたほうがいいのかと思うのですけれども、耐用年数みたいなものもあると思うのです。それもちょっとお聞かせ願いたいのと、先日のグループホーム、勤医協のグループホームもそうなのですけれども、消防のほうで年に1回は検査すると思うのですけれども、どのような手順でそれ検査していくのかという、あと防災体制、その辺のところもお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（川上三男） はい。

○福祉医療センター参事（高橋 良） まず、夜間の勤務体制について私のほうからご説明いたします。

成寿苑、はるにれともに夜間は2名体制で勤務してございます。それと、警備員が夜の8時から翌朝の8時半まで、これ1名ですが、定期的に巡回するようにして対応を整えております。

以上でございます。

〔発言する者あり〕

○福祉医療センター参事（高橋 良） 避難訓練は年2回、春と秋に実施しておりまして、これは消防が来ていただいて、指導を受けながら避難訓練を実施してございます。

〔発言する者あり〕

○福祉医療センター参事（高橋 良） 年2回で、昼の設定1回と夜の設定1回ということで訓練してございます。

〔発言する者あり〕

○福祉医療センター参事（高橋 良） あと、防災体制といいますか、設備の点検は年に1回実施しておりまして、その都度指摘を受けた部分については修繕していくように対応っております。

○委員長（川上三男） 消防長。

○消防長（川下 清） まず、今回設置されますこのパッケージ型スプリンクラーについて説明をいたします。

通常であれば水のスプリンクラー設置になるのですけれども、老健施設で水のスプリンクラー設備を設置するということになりますと、水の貯水槽を設置しなければならない、またポンプを設置しなければならない。あそこは面積が大きいのでそういう改良しなければならないということで、設置する場所が困難であるということで、そのほか手がないのかということで、そのほかにもパッケージ型、その消火薬剤を用いたスプリンクラーがあるということで、またこのスプリンクラー、消火薬剤を使用しますので、水より効果が十分にあるということと、また水損防止、医療施設ということもありますので、そういった中では出る薬剤が少ない中で効果が出ますので、水損防止にもなるということで、また設置場所につきましても屋外に設置できるということで、非常に安価で設置ができるという部分でございます。

また、薬剤の使用年限でございますけれども、業者に聞きまして薬剤については使用期限はないと、問題ないということで、通常のパッケージ型

というのはLPガスのボンベから薬剤が入って、それが出ていくというふうな考えを持っていただければいいのかなと思います。

また、室内に設けるわけでございますから、火が発生したところの上についているスプリンクラーヘッドがあるのですけれども、それが作動して、その部分だけが作動して消火薬剤が噴霧されるということになりますので、1カ所、1部屋で火災が発生した場合全部屋がスプリンクラーが作動するかというといったら、そういうことではなくてその部分だけのヘッドから放射されるということで考えていただきたいと思います。

また、下鶉のグループホームと勤医協に設置されますスプリンクラー設備につきましては、簡易な方法ということで、あそこは小規模な施設でございますので、水道直結型で持っていくということの中で、これも非常に安価にできるということで、そういった施設に対応したスプリンクラー設備で今設置されております。したがって、下鶉のグループホームにつきましては、今月の18日にすべて工事が完了するということで、今うちのほうで設置されましたら検査等をして、完成検査を迎えるという状況になってございます。

また、そのほかの消防体制、今後の消防の部分なのですけれども、きのう町長と関係課長が集まりまして、札幌のグループホーム火災の対応ということにつきまして打ち合わせをさせていただきました。その中で、各施設に防火管理者が配置されておりますので、そういった管理者によりまして職員への火気の取り扱い、また日ごろの防火意識の徹底、また消防設備の点検、避難訓練、そういったことにつきまして協議をさせていただきました。また、成寿苑のスプリンクラー設置につきましても今回の議会議決後に早急に進めなければならないだろうということとあわせてまして設置にあわせてまして消防計画の見直し、または組織体制の見直し、こういったことにつきましても消防と各施設長含めまして協議して、見直しを図るとい

うこともしてございます。

また、町有施設の防火安全対策の現状につきましては、先ほど施設長のほうからもお話ありましたとおり、防火管理者の選任、また消防設備の点検、今回の予算でも消防設備点検という部分で各施設予算を計上しておりますので、そういった中では適切に実施されているところでございます。また、避難訓練におきましても、春、秋の火災予防運動にあわせて年2回各施設実施をさせていただいております。そういった中で、1回は昼間の火災の避難誘導、消火訓練、そして2回目は夜の火災を想定した避難訓練を実施していただいております。そういった中で、成寿苑、老健施設においては先ほどの夜間体制、2名、2名、警備員さんが1名ということでの少ない人員で誘導しなければならないということで、あそこは成寿苑とはるにれ荘、渡り廊下で防火戸を設けております。そういった中では、成寿苑のほうでもしそういった火災が発生した場合にははるにれの夜間職員が駆けつけてくると。また、はるにれのほうで火災があった場合には成寿苑のほうから行って避難誘導をすると、こういう体制も組んで、実際にそういった体制の中で避難訓練も実施しております。また、そういった施設におきまして本町に設置されておりますので、本町には役場職員もそばにおりますので、そういった中で連絡をとりながら、駆けつけて、それで避難誘導してもらおうということにつきましてもお話をさせていただいているところでございます。

また、そのほかの施設におきましても、東町、東鶉の重ね住宅、緑が丘の重ね住宅、そういった中では自動火災報知設備も設けられておりますので、そういった維持管理、点検等うちのほうでもしておりますし、東町ケアつき住宅におきましても緊急通報システムの中で火災センサー、ガスセンサーが設置されておりますので、そういった中では管理人さんと十分管理体制につきまして協議をするといったことによりましてきのう協議した

ところでございます。

今後消防におきましては、緊急的に関係施設の査察等を行いまして、消防施設の維持管理、安全管理体制、こういったことにつきまして再調査を実施することといたしまして、早速あしたから各施設の査察等、そういった体制の管理状況を査察するところでございます。

以上でございます。

○委員長（川上三男） はい、どうぞ。

○5番（高橋成和） 詳しい説明ありがとうございます。いずれにしても、厚生建設の常任委員会のほうで6月定例以降に所管事務調査で訪問したいと思いますので、高橋施設長、そして消防長、できればちょっとこの2人に立ち会ってご説明をいただきたいので、再度よろしく願いいたします。

○委員長（川上三男） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

これより採決いたします。議案第25号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号 平成22年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

◎議案第26号

○委員長（川上三男） 議案第26号 平成22年度上砂川町土地取得事業特別会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。奥山総務企画課参事。

○総務企画課参事（奥山光一） それでは、平成22年度土地取得事業特別会計につきまして内容の説明をさせていただきます。

179ページをお開きいただきたいと思います。初めに、歳出からご説明申し上げます。1款公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額331万円、前年度比較3万3,000円の増額となっております。財源はすべてその他特定財源で、23節償還金、利子及び割引料331万円につきましては、平成8年度借り入れの本町、東山地区の用地購入にかかります長期債償還元金でございます。

2目利子、本年度予算額42万円、前年度比較3万3,000円の減額となっております。財源内訳はすべてその他特定財源で、23節償還金、利子及び割引料につきましては元金同様1件の長期債償還利子でございます。

続きまして、歳入に入らせていただきます。1款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額373万円で、前年同額となっております。一般会計繰入金をもって収支の均衡を図ったものでございます。

以上でございます。

○委員長（川上三男） 以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

歳出歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち

切ります。

これより採決いたします。議案第26号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号 平成22年度上砂川町土地取得事業特別会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時58分

○委員長（川上三男） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を始めます。

◎議案第27号

○委員長（川上三男） 議案第27号 平成22年度上砂川町下水道事業特別会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。中島建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（中島隆行） 予算の説明の前に、若干普及状況等について説明させていただきます。

下水道整備事業につきましては、平成9年度から事業着手し、現在整備の状況をあらわす普及率は75.8%で、21年度は鶉地区において供用開始区域が広がり、利用状況をあらわす水洗化率は67.7%、1,054戸、2,014人、前年度対比で89戸、63人増の住民の方々が下水道を利用されております。

それでは、平成22年度下水道事業特別会計予算について内容の説明を申し上げます。初めに、歳出から説明申し上げますので、186ページをお開き願います。下水道費、下水道整備費、1目総務管理費、本年度予算額1,061万7,000円、前年度対比で87万5,000円の増となっております。財源内訳は、全額一般財源でございます。本目は、石狩川流域下水道組合等の負担金及び受益者分担金賦課徴収事務等にかかわります一般経常経費を措置

するものでございます。13節委託料2万6,000円の計上ですが、平成20年度に更新した受益者分担金システムの保守が新たに生じたことによるものでございます。19節負担金、補助及び交付金773万2,000円の計上で、10万円の減につきましては流域下水道組合の共同負担金の減によるもので、752万3,000円を計上するものでございます。27節公課費235万8,000円の計上で、101万5,000円の増は前年度施工事業により納付すべき消費税が増額となるものでございます。その他の経費は、前年度とほぼ同額につき内容の説明は省略させていただきます。

続きまして、2目下水道建設費、本年度予算額4,373万9,000円、前年対比で1,794万8,000円の減となっております。財源内訳は、国・道支出金920万円、起債1,500万円、その他特定財源1,953万9,000円でございます。本目は、下水道事業にかかわります職員の人件費と下水道建設に要する経費を計上するものでございます。人件費は、職員2名分として1,663万5,000円の計上で、100万円の増は給与抑制見直しによるものでございます。下水道整備事業の説明につきましては、各予算の大綱の8ページと資料ナンバー13をあわせてごらんいただきたいと存じます。平成22年度予算の概要、下水道事業特別会計、下水道整備事業、事業費2,140万円で、前年度対比1,820万円の減ですが、本年度は鶉地区管渠布設199メートルを施工するものでございます。なお、工事位置については、資料ナンバーの13に記載しておりますけれども、若葉台公営住宅と鶉若葉公営住宅、そして中央小学校下の改良住宅の3カ所を予定してございます。また、石狩川流域下水道建設負担金は416万4,000円の計上で、12万9,000円の減は奈井江浄化センターの整備にかかわります経費の減によるものでございます。

では、予算書の187ページにお戻り願いたいと存じます。22節補償、補填及び賠償金50万円の計上で、50万円の減は対象工事減に伴うものでござ

います。その他の経費は、前年度とほぼ同額につき内容の説明は省略させていただきます。

続きまして、下水道費、下水道維持費、1目維持管理費、本年度予算額365万8,000円、前年対比3万5,000円の増となっております。財源内訳は、全額一般財源でございます。本目は、下水道の維持管理にかかわります経費を措置する目でございます。前年度とほぼ同額につき内容の説明は省略させていただきます。

次のページ、188ページをお開き願います。公債費、公債費、1目元金、本年度予算額9,913万8,000円、前年対比1,132万7,000円の減となっております。財源内訳は、起債6,150万円、その他特定財源3,763万8,000円でございます。平成10年度から平成11年度の借り入れ起債の一部償還が終了したことによる減で、65件分を計上するものでございます。

2目利子、本年度予算額2,729万2,000円、前年対比93万2,000円の増となっております。財源内訳は、その他特定財源1,539万円、一般財源1,190万2,000円でございます。平成8年度から平成21年度までの借り入れにかかわります償還利子91件分として計上するものでございます。

続きまして、185ページの歳入について説明をいたします。分担金及び負担金、受益者分担金、1目受益者分担金、本年度予算額484万7,000円、前年対比54万3,000円の減は、公的住宅で前年度より17戸減の250戸分と一般住宅で14戸減の23戸分の合計273戸分を計上するものでございます。

使用料及び手数料、使用料、1目下水道使用料、本年度予算額2,627万5,000円、前年対比90万2,000円の増となっておりますが、公的住宅、一般住宅を合わせ前年度より39戸増の1,002戸分を計上するものでございます。

国庫支出金、国庫補助金、1目下水道事業費補助金、本年度予算額920万円、前年度対比930万円の減となっておりますが、補助対象事業費の減によるものでございます。

繰入金、一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額6,772万円、前年度対比9万2,000円の減となっております。

町債、町債、1目下水道事業債、本年度予算額7,650万円、前年対比1,840万円の減となっております。特定環境保全公共下水道事業債1,100万円の計上で1,000万円の減、流域下水道事業債400万円の計上で10万円の減は、起債対象事業の減によるものでございます。資本費平準化債6,150万円の計上で、830万円の減は元金償還額の減によるものでございます。

以上で内容の説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） 以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

これより採決いたします。議案第27号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号 平成22年度上砂川町下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

◎議案第28号

○委員長（川上三男） 次、議案第28号 平成22年度上砂川町水道事業会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。中島建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（中島隆行） それでは、平成22年度水道事業会計予算について内容の説明を申し上げます。

収益的支出から説明申し上げますので、204ページをお開き願います。収益的支出、水道事業費用、営業費用、1目原水及び浄水費、本年度予算額1,733万2,000円、前年対比で272万円の増となっております。本目は、原水の取水、ろ過、滅菌等にかかわる施設の維持管理及び作業に要する費用を措置する目でございます。主なものについて説明申し上げます。賃金334万7,000円の計上で、194万7,000円の増は浄水場嘱託職員1名減を賃金雇用で対応することによるものでございます。委託料210万3,000円の計上で、71万8,000円の増は浄水場のガラス清掃業務と各施設の排泥作業が隔年実施の年に当たることによるものでございます。薬品費200万円の計上で、19万7,000円の増は単価のアップによるものでございます。その他の経費につきましては、前年度とほぼ同額につき内容の説明は省略させていただきます。

次のページをごらん願います。2目配水及び給水費、本年度予算額1,094万5,000円、前年対比で262万6,000円の減となっております。本目は、配水池、配水管、量水器等給水装置及びその他設備の維持管理に要する費用を措置している目でございます。委託料26万4,000円の計上で、73万6,000円の減は配水管の排泥作業が隔年実施の休止の年に当たることによるものでございます。修理費ですが、各予算の大綱で説明申し上げますので、大綱8ページをごらんいただきたいと存じます。本年度は、水道施設整備事業で検満量水器取りかえ工事、取りかえ台数180台、工事費720万円、前年度対比168万円の減は取りかえ台数の減によるも

のでございます。

それでは、予算書の205ページにお戻り願いたいと存じます。その他の経費につきましては、前年度とほぼ同額につき内容の説明は省略させていただきます。

3目業務費、本年度予算額157万円、前年度対比3万円の減となっておりますが、検針業務委託料の件数減によるもので、本年度は30件減の2,170件を見込み計上しております。

4目総係費、本年度予算額2,241万7,000円、前年対比112万7,000円の減となっております。本目は、職員の人件費、事業活動の全般に関連する費用及び料金の調定及び収納などに要する費用を措置している目でございます。人件費等は、職員2名と嘱託員1名分として1,859万1,000円の計上で、151万8,000円の減は嘱託職員の1名減と職員給与抑制見直しによる増の相殺によるものでございます。次のページ、206ページをお開き願います。委託料62万2,000円の計上で、62万2,000円の増は平成20年度に更新した電算機の保守が新たに生じたことによるものでございます。その他の経費につきましては、前年度とほぼ同額につき内容の説明は省略させていただきます。

5目減価償却費、本年度予算額5,118万1,000円、前年対比813万3,000円の減ですが、構築物等にかかわる償却資産の減によるものでございます。

次のページをごらん願います。営業外費用、1目支払い利息及び企業債取扱費、本年度予算額5,013万7,000円、前年対比291万8,000円の減は、償還利息の減少によるもので、本年度は昭和57年度から平成21年度までの借り入れにかかわります企業債24件分、4,863万7,000円を計上するものでございます。

2目雑支出、本年度予算額8万9,000円、前年対比104万6,000円の減は、料金の不納欠損で11件分を計上するものでございます。

3目消費税及び地方消費税、本年度予算額477万5,000円、前年対比28万9,000円の増は、建設改

良事業費の減により控除対象消費税も減になり、納付すべき消費税が増となるものでございます。

次に、収益的収入の説明に入らせていただきますので、203ページをお開き願いたいと存じます。収益的収入、水道事業収益、営業収益、1目給水収益、本年度予算額1億2,846万5,000円、前年対比116万8,000円の減で計上しております。内訳は、家事用が前年対比248万5,000円減の6,673万6,000円を計上し、このうち一般分として80件減の1,540件、福祉料金該当分として老人世帯等5件増の370件、合計1,910件を見込んでおります。業務用は、前年度より3戸減の117件を見込み、前年対比142万5,000円増の6,014万5,000円を計上しております。浴場用は、前年同様3件で計上するものです。

次に、営業外収益、2目繰入金は、収支不足補てんのための一般会計からの繰入金で、本年度予算額2,858万7,000円、前年対比1,170万3,000円の減で計上しておりますが、減価償却費の償却資産の減によるものでございます。

その他の経費につきましては、前年度とほぼ同額につき内容の説明は省略させていただきます。

引き続き資本的支出についてご説明申し上げますので、209ページをお開き願います。資本的支出、企業債償還金、1目企業債償還金、本年度予算額6,655万6,000円、前年対比373万3,000円の増は、償還元金の増によるもので、昭和57年度から平成20年度までの企業債17件分を計上するものでございます。

資本的支出、建設改良費、簡易水道等施設整備事業費は、骨格予算でありますことから廃目するものでございます。

最後に、資本的収入について説明申し上げますので、208ページをごらん願います。資本的収入、出資金、1目負担区分に基づかない出資金1,476万4,000円、前年対比1,476万4,000円の増は、償還元金に対し内部留保資金が不足するため一般会計から出資を受けるものでございます。

資本的収入の企業債、国庫補助金、他会計補助金は、骨格予算でありますことから廃目するものでございます。

なお、資本的支出額に対し資本的収入額が不足する額5,179万2,000円は、損益勘定留保資金にて補てんするものでございます。

以上で内容の説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） 以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。はい。

○5番（高橋成和） せっかく来ていただいているので、質問したいと思えますけれども、委員会でちょっと聞こうと思ったのですけれども、職員の関係です。浄水場の管理、昨年所管事務調査でお邪魔したのですけれども、年配の方が大変多くなってきているのです。今後機械の更新その他いろいろあると思うのですけれども、若手というか、そういう人を育てていかなければいけないのかななんて思ったのですけれども、以前佐藤係長に佐藤係長みずから行くようになるのですかというご質問をしたことあるのですけれども、それについて、人事のこともあるので、林課長と奥山さんとそろったところで質問したいと思っていましたので、ちょっとお聞かせ願えればと思います。

○委員長（川上三男） はい。

○上下水道係長（佐藤康弘） 私のほうからご説明させていただきたいと思えます。

今高橋委員のほうから出たとおり、浄水場の職員については現在嘱託員が3名おります。年齢的には58歳、62歳、65歳ということで、1名の嘱託員については今年度をもって退いていただくことになるわけなのですが、実は去年の8月ぐらいから高齢化を克服するために浄水場の民間委託、第三者委託というものを現在検討しておりまして、深川のほうの業者で非常に実績を持った業者がありまして、現在そういう業者とも交渉を進めてい

るところでございます。そのような話がうまくいけば、今までどおり何年か置きに嘱託員を採用するのではなくて、長期的な技術の確保が図られるのかなど、そのようなことも含めまして検討しております。残った嘱託員ももう既に58歳と高齢でもありますし、何とか22年の中である程度の一定の方向性をお出しして、民間委託が必要だということであれば皆さんにお諮りをするような形でご審議を願えればなと思っております。

以上です。

○委員長（川上三男） はい、どうぞ。

○5番（高橋成和） ありがとうございます。ちょっと民間委託というので少し安心したのですが、これから年間の契約等でいろいろあると思いますが、実現できるように頑張っていたきたいと思えます。

以上です。

○委員長（川上三男） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

これより採決いたします。議案第28号について原案のとおり可決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号 平成22年度上砂川町水道事業会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（川上三男） 以上をもちまして本予算特別委員会に付託になりました議案の審議がすべて終了いたしました。

全議案が原案のとおり可決されましたので、その旨本会議において報告いたします。

これをもって予算特別委員会を閉会いたします。

委員各位のご協力を心から感謝を申し上げます。大変ご苦労さまでした。

（閉会 午前11時23分）

出席議員

議席 番号	氏 名	1 定			予 特	
		3. 9	3.10	3.17	3.15	3.16
1	堀 内 哲 夫	○	○	○	○	—
2	水 谷 寿 彦	○	○	○	○	○
3	斎 藤 勝 男	○	○	○	○	○
4	数 馬 尚	○	○	○	○	○
5	高 橋 成 和	○	○	○	○	○
6	大 内 兆 春	○	○	○	○	○
7	川 上 三 男	○	○	○	○	○
8	横 溝 一 成	○	○	○	○	○
9	柳 川 暉 雄	○	○	○	○	○

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	1 定			予 特	
		3. 9	3.10	3.17	3.15	3.16
町 長	加賀谷 政 清	○	○	○	○	○
副 町 長	—————	—	—	—	—	—
教 育 長	勝 又 寛	○	○	○	○	○
教 育 委 員 長	栗 原 順 道	○	×	○	—	—
監 査 委 員	道 藤 秋 夫	○	○	○	—	—
議 会 事 務 局 長	是 洞 春 輝	○	○	○	○	○
監 査 事 務 局 長						
総 務 企 画 課 長	林 智 明	○	○	○	○	○
総 務 企 画 課 参 事	奥 山 光 一	○	○	○	○	○
住 民 福 祉 課 長	山 本 丈 夫	○	○	○	○	○
税 務 出 納 課 長	高 木 則 和	○	○	○	○	○
建 設 水 道 課 長	清 野 勝 吉	○	○	○	○	○
消 防 長	川 下 清	○	○	○	○	○
教 育 次 長	渡 辺 修 一	○	○	○	○	○
福 祉 医 療 セ ン タ ー 参 事	高 橋 良	○	○	○	○	○
建 設 水 道 課 主 幹	中 島 隆 行	—	—	—	—	○
老 健 施 設 管 理 指 導 係 長	長 谷 川 信 義	—	—	—	—	○
上 下 水 道 係 長	佐 藤 康 弘	—	—	—	—	○
福 祉 係 長	西 村 英 世	—	—	—	—	○

事務局職員出席者

職 名	氏 名	1 定			予 特	
		3. 9	3.10	3.17	3.15	3.16
議 会 事 務 局 長	是 洞 春 輝	○	○	○	○	○
書 記	三 上 美 知 子	○	○	○	○	○